



むかわ町都市計画マスタープラン

令和4（2022）年3月



むかわ町



ごあいさつ

この度、本町の都市計画に関する基本方針「むかわ町都市計画マスタープラン」を改定いたしました。前回の策定から19年以上が経過し、その間、市町村合併や本格的な少子高齢化の到来、インフラの老朽化など、本町を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

平成30年に発生した北海道胆振東部地震では、町域全域にわたり甚大な被害を受けたことから、その復旧・復興を図るため、令和元年7月に「むかわ町復興計画」、令和3年3月に「第2次むかわ町まちづくり計画」を策定いたしました。さらに、令和4年3月には「むかわ町まちなか再生基本計画」を策定し、震災やコロナ禍の影響を大きく受けた鵒川地区・穂別地区のまちなかの再生を目指しております。

本町では、これらの計画を踏まえ、「2050年カーボンニュートラル」、「デジタル田園都市国家構想」などの実現にも積極的に取り組むこととし、時代の変化に対応した持続可能な都市構造を確立するため、新たな「むかわ町都市計画マスタープラン」を策定しました。

本計画は「第2次むかわ町まちづくり計画」のまちの将来像、「人とつながる、笑顔でつながる、未来につながるまち」を将来の都市像として共有しております。今後、町民や事業者、行政との協働のまちづくりを推進しながら、防災を起点としたまちづくりを基盤としながら、事前復興やまちなか再生、産業の振興を進め、本町の創造的復興・創生を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見ご提言をいただきました町民の皆様や関係各位に、心から感謝申し上げますとともに、本計画の推進に向け、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

むかわ町長 竹中 喜之



目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 都市計画マスタープランの概要	2
1.1 計画策定の背景と目的	2
1.2 計画の位置づけと役割	3
1.3 計画の対象期間	4
1.4 計画の対象区域	5
第2節 計画の策定体制と構成	6
2.1 計画の策定体制	6
2.2 計画の構成	6
第2章 むかわ町の現状と課題	7
第1節 むかわ町の現状	8
1.1 むかわ町の特性	8
1.2 上位・関連計画の概要	43
1.3 住民意向調査	48
1.4 むかわ町を取り巻く動向	51
第2節 むかわ町の課題	53
2.1 都市づくりの課題検討の流れ	53
2.2 都市づくりの主要課題	54
第3章 全体構想	58
第1節 都市づくりの基本目標及び将来都市構造	59
1.1 都市づくりの理念	59
1.2 将来都市像	60
1.3 都市づくりの基本目標	61
1.4 目標年次人口	62
1.5 将来都市構造の形成方針	63
第2節 分野別基本方針	67
2.1 土地利用	67
2.2 道路・交通体系	73
2.3 公園・緑地	78
2.4 下水道	83
2.5 その他の都市施設	87
2.6 都市景観	93
2.7 都市防災	99

第4章 重点整備地区の整備方針	104
第1節 重点整備地区の概要と課題	105
1.1 重点整備地区の設定	105
1.2 重点整備地区の概要	105
1.3 重点整備地区の主要課題.....	106
第2節 重点整備地区の将来像と整備・誘導方針.....	107
2.1 重点整備地区の将来像と基本目標（テーマ）	107
2.2 テーマ別の整備・誘導方針	108
第5章 計画の実現に向けて	114
第1節 協働のまちづくり	115
1.1 役割分担.....	115
1.2 推進体制の強化	115
第2節 都市計画マスタープランの運用.....	116
2.1 まちづくりの方針としての位置づけ	116
2.2 進行管理と見直し	117
第3節 実現の方策	118
3.1 将来都市像及び都市づくりの基本目標の実現に向けた各種手法	118
3.2 町民主体のまちづくり.....	119
用語集	120

第1章 計画の概要

第1節 都市計画マスタープランの概要

1.1 計画策定の背景と目的

むかわ町（以下「本町」という。）の都市計画は、1963年（昭和38年）に都市計画区域の指定を受けてから58年が経過しており、1973年（昭和48年）から1998年（平成10年）までの間は、1市4町（苫小牧市・白老町・旧早来町・厚真町・旧鵲川町）からなる苫小牧圏都市計画区域において、区域区分の適用を受け、市街化区域及び市街化調整区域を持つ線引きの都市計画を持っていましたが、1998年（平成10年）12月10日の告示により、圏域を離れ、鵲川都市計画区域として非線引きの都市計画区域となりました。

都市計画区域の指定以来、本町では、市街地の計画的な発展を誘導し、秩序ある健全な市街地をつくるため、用途地域及び特別用途地区などを指定し土地利用の規制、街路・公園・下水道・汚物処理場・火葬場などの都市施設整備、土地区画整理事業などの市街地開発事業の導入などの都市基盤の整備を計画的に行ってきました。

こうした中、1992年（平成4年）の都市計画法の改正によって、都市計画法第18条の2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）が創設されたことを受け、本町の都市計画の現状と背景を踏まえ、産業・社会構造の変化の急速な進展や住民の価値観の多様化などに適切に対応し、ゆとりと豊かさを実感できる居住の場としての個性的で快適なまちづくりを進めるため、町民参加のもと、本町が21世紀に目指すべき都市像を構築するとともに、都市計画に係る各種の施策を総合的・体系的に展開していくために将来的な都市づくりの基本方針を示すことを目的とした『鵲川町都市計画マスタープラン』を2002年度（平成14年度）に策定し、目標年次を2021年度（令和3年度）までとしています。

計画策定後、2003年（平成15年）に高規格幹線道路である日高自動車道の鵲川IC（インターチェンジ）の供用、2006年（平成18年）には「旧鵲川町」と「旧穂別町」の合併により「むかわ町」が誕生しました。さらに、2018年（平成30年）9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、震度6強を記録して甚大な被害をもたらすなど、本町を取り巻く環境は大きく変化してきました。

また、2020年度（令和2年度）には、本町の最上位計画である「第2次むかわ町まちづくり計画」が策定されたほか、北海道が定める「鵲川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の改定が行われました。

こうした上位計画の改定や社会情勢などの変化を踏まえつつ、国が掲げる集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の考え方に基づく都市構造を確立するとともに、本町の現況分析を踏まえた都市づくりの課題に適切に対応するため、新たな『むかわ町都市計画マスタープラン』を策定します。

1.2 計画の位置づけと役割

(1) 法的位置づけ

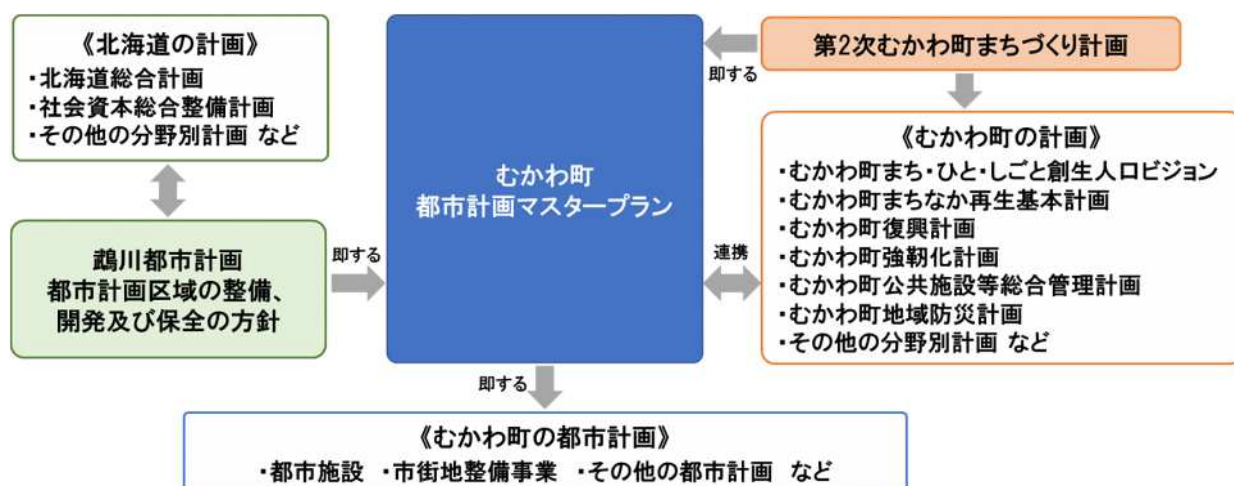
都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に位置付けられた法定計画で、正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」といいます。

都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、都市づくりの将来ビジョンを確立し、あるべき“都市^{まち}”の姿を定めるものです。

なお、市町村が定める都市計画は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければなりません（都計法第18条の2第4項）。

(2) 上位関連計画との関係

都市計画マスタープランは、本町の最上位計画である「第2次むかわ町まちづくり計画」や北海道が定める「鶴川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、関連する個別計画などと連携して定めます。



(3) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランが果たす役割は以下のとおりです。

● 都市の将来像の明示

都市全体あるいは市街地の将来像を示し、多様な主体が共有する都市づくりの目標を定めます。

● 町が定める都市計画の方針

将来像を実現する手段の一つである町決定の都市計画について、決定・変更の方針となる都市計画の方向性、必然性、根拠を示します。

● 都市計画の総合性・一体性の確保

各地域の土地利用の相互関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを可能にします。

● 住民主体のまちづくりによる合意形成の円滑化

住民を含めた多様な主体が、都市の課題や方向性について合意することで、具体の都市計画の決定・実現が円滑に進むことが期待されます。

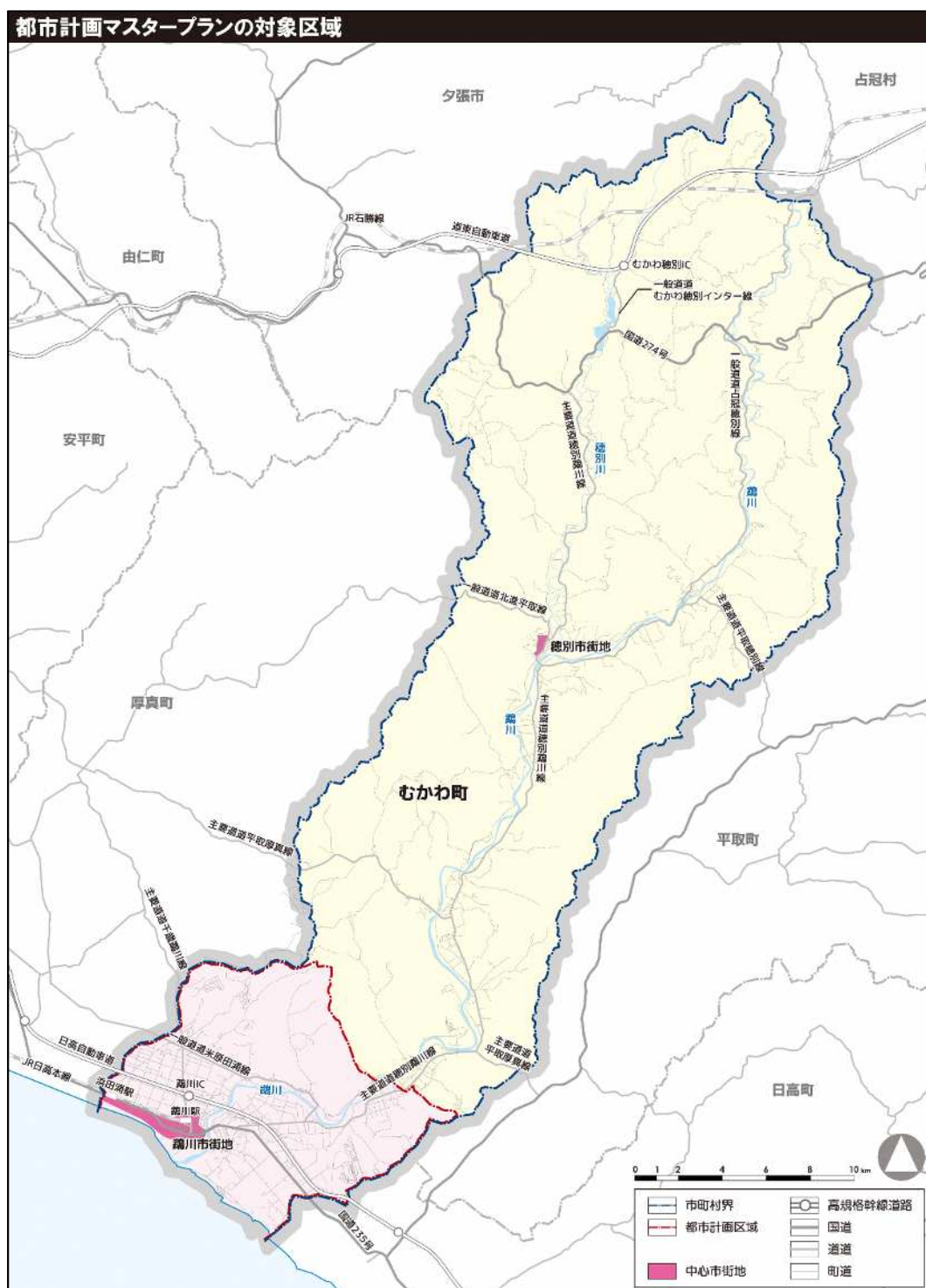
1.3 計画の対象期間

本計画の計画期間は、「第2次むかわ町まちづくり計画」や「鷗川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が2030年（令和12年）までとしていることを考慮し、目標年次は10年後の2031年度（令和13年度）までとします。

1.4 計画の対象区域

都市計画マスタープランは、原則として都市計画区域を対象に策定するものですが、本町においては、田園や森林などの自然環境を含めた一体的な都市づくりが必要である観点から、本計画では、鵜川都市計画区域（約 10,947ha）を基本としつつ、町域全域（71,136ha）を対象として計画を定めることとします。

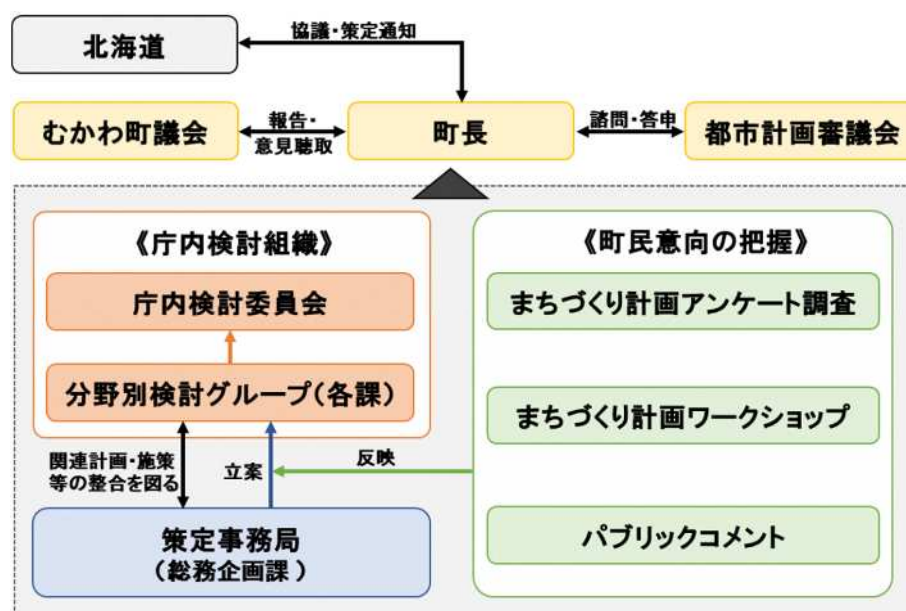
また、本町には、都市計画区域内に位置する鵜川市街地と都市計画区域外の穂別市街地がありますが、都市計画マスタープランは、都市計画区域を対象としているため、本計画内での「市街地」は鵜川市街地を示すこととします。



第2節 計画の策定体制と構成

2.1 計画の策定体制

「都市計画マスタープラン」の策定にあたっては、「第2次むかわ町まちづくり計画」を上位計画としながら、計画の企画・立案の段階から町民意見を反映し、行政内部における横断的な意見調整を図ることで個別計画の有効性・整合性を確保し、以下に示す体制によって策定しています。



2.2 計画の構成

本計画は、以下のとおり構成しています。

第1章	計画の概要	本計画の策定背景や計画の位置づけ、目標年次、対象区域等について示しています。
第2章	むかわ町の現状と課題	本町の概要や上位計画の整理、住民意向調査等を踏まえ、都市を取り巻く課題を整理しています。
第3章	全体構想	都市計画区域を対象に、将来のまちの姿『将来都市像』を示すとともに、都市計画によるまちづくりの基本的な考え方を示しています。
第4章	重点整備地区の整備方針	鶴川地区の中心市街地の将来目標や整備方針を示しています。
第5章	計画の実現に向けて	本計画の実現に向けての町民、事業者、行政の役割分担や推進方策についてまとめています。

第2章 むかわ町の現状と課題

第1節 むかわ町の現状

1.1 むかわ町の特性

(1) 町の現況

1) 位置

本町は、道央圏の南方に位置し、北海道の経済・文化の中心都市である札幌市や空の玄関の千歳市、海の玄関である苫小牧市にも近く、日高・十勝方面への交通の要衝にあります。

面積が、旧鵲川町が164.88平方キロメートル、旧穂別町が546.48平方キロメートル、2町の合併により合わせて711.36平方キロメートルであり、細長い地形をしています。

東西及び北部の三方が日高山脈系の外縁部に囲まれ、南部は太平洋に面し、全国でも屈指の清流度を誇る一級河川鵲川が南北に縦走しており、海・山・川そして平地と多彩な自然環境に恵まれています。

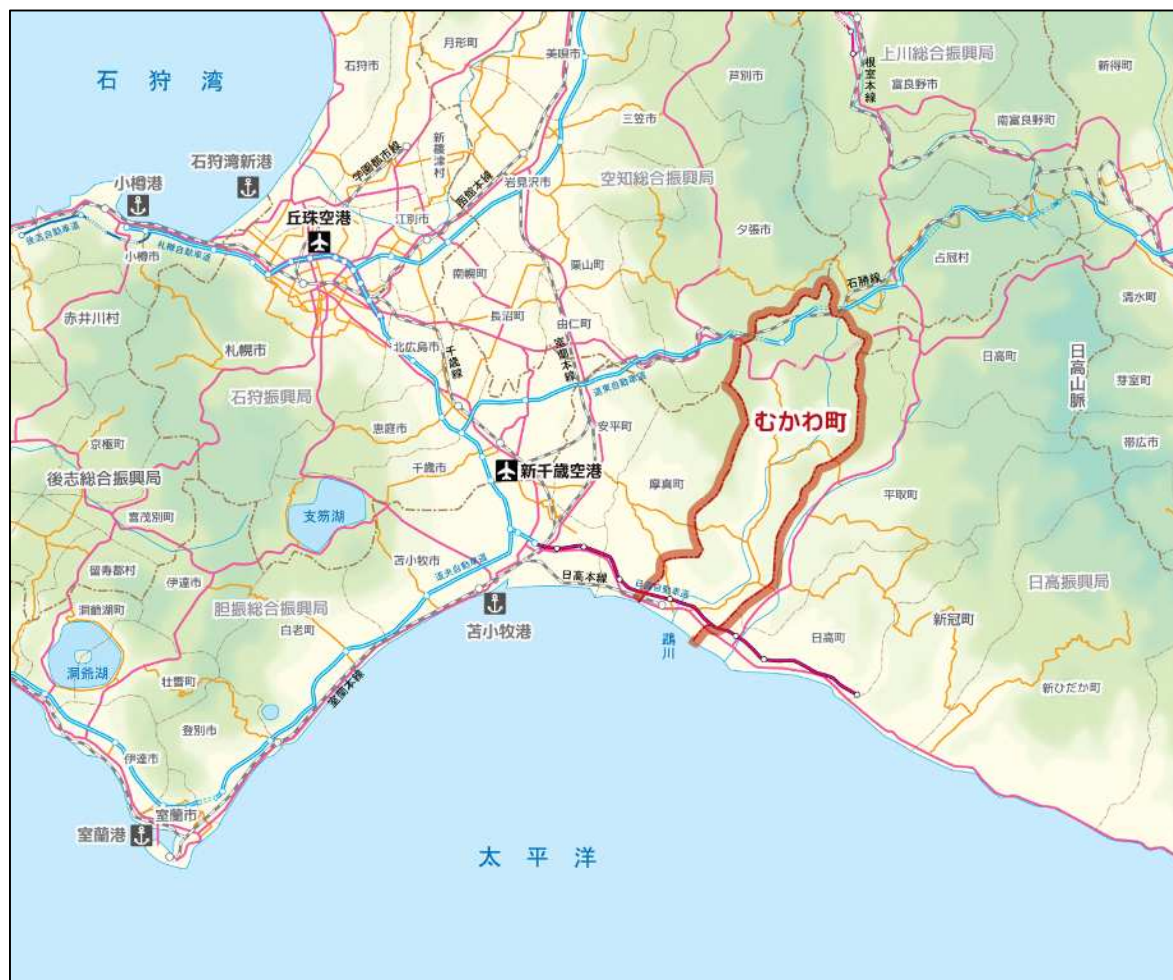


図 2-1 むかわ町の位置図

2) 人口・世帯数

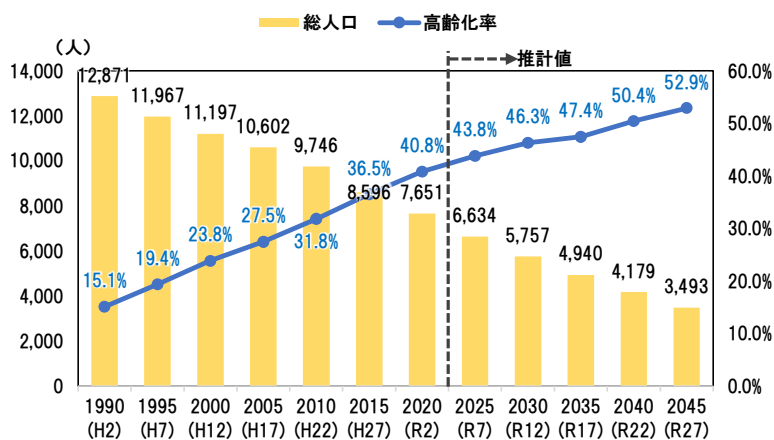
① 人口・世帯数

■ 高齢化率は年々上昇を続けているほか、少子化や核家族化が進行。

本町の人口は市町村合併した2006年（平成18年）以前から減少傾向であり、2010年（平成22年）には人口1万人を切っています。また、高齢化率は年々上昇を続けており、2020年（令和2年）には40%を超えている状況です。

2015年（平成27年）から2040年（令和22年）にかけて、人口が約50%減少し、高齢化率も2040年（令和22年）には50.4%まで上昇すると推計されています。

また、世帯数と世帯平均人口も減少傾向であり、2020年（令和2年）には2.1（人/世帯）まで減少し、少子化や核家族化が進んでいます。



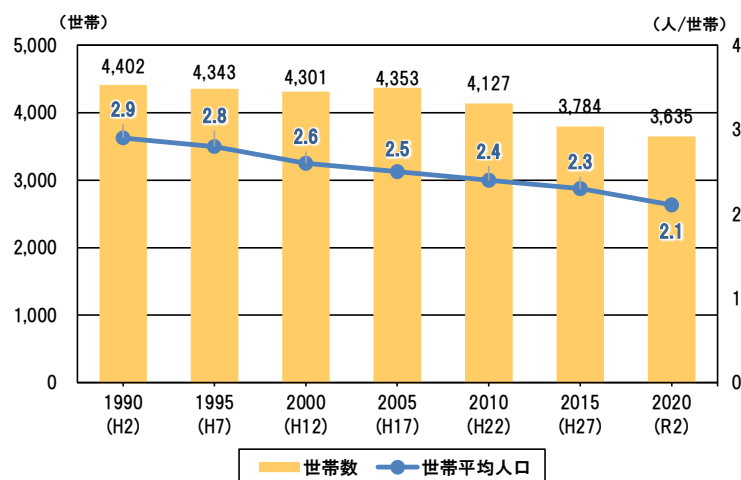
資料：総人口・高齢化率（H2～R2）/国勢調査

総人口推計値（R7～R27）/まち・ひと・しごと創生本部提供ツール（令和元年6月版）

※総人口には年齢不詳を含む

高齢化率推計値（R7～R27）/国立社会保障・人口問題研究所

図 2-2 人口・高齢化率の推移



資料：国勢調査

図 2-3 世帯数の推移

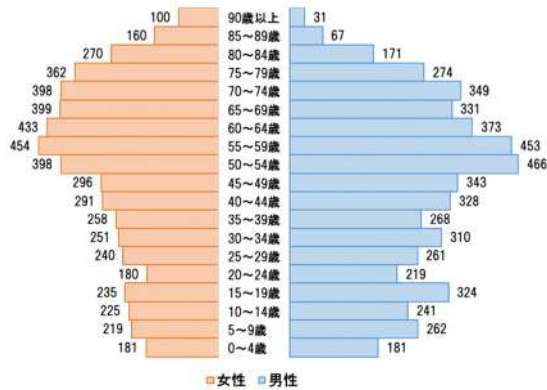
② 年齢別人口構成

■ 高齢化が進み、生産年齢人口が減少。

2005 年（平成 17 年）は 50 代が男女ともに最も多い世代であったのが、2020 年（令和 2 年）には 70 代が最も多くなっており、高齢化の進展に加え、生産年齢人口の減少が進んでいます。

年少人口も減少が進んでおり、少子化の進行がみられます。

総人口 10,602 人



総人口 9,744 人

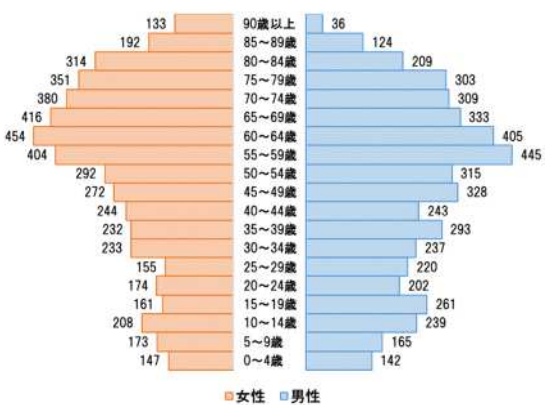


図 2-4 平成 17 年人口構成

図 2-5 平成 22 年人口構成

総人口 8,595 人

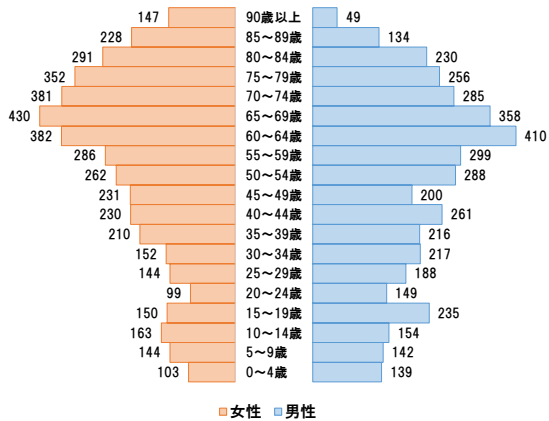


図 2-6 平成 27 年人口構成

総人口 7,651 人

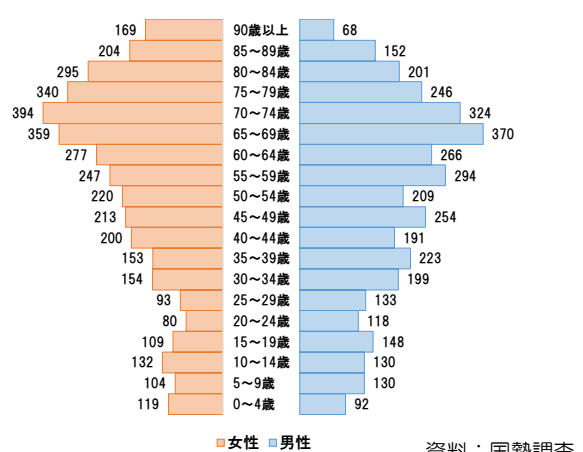


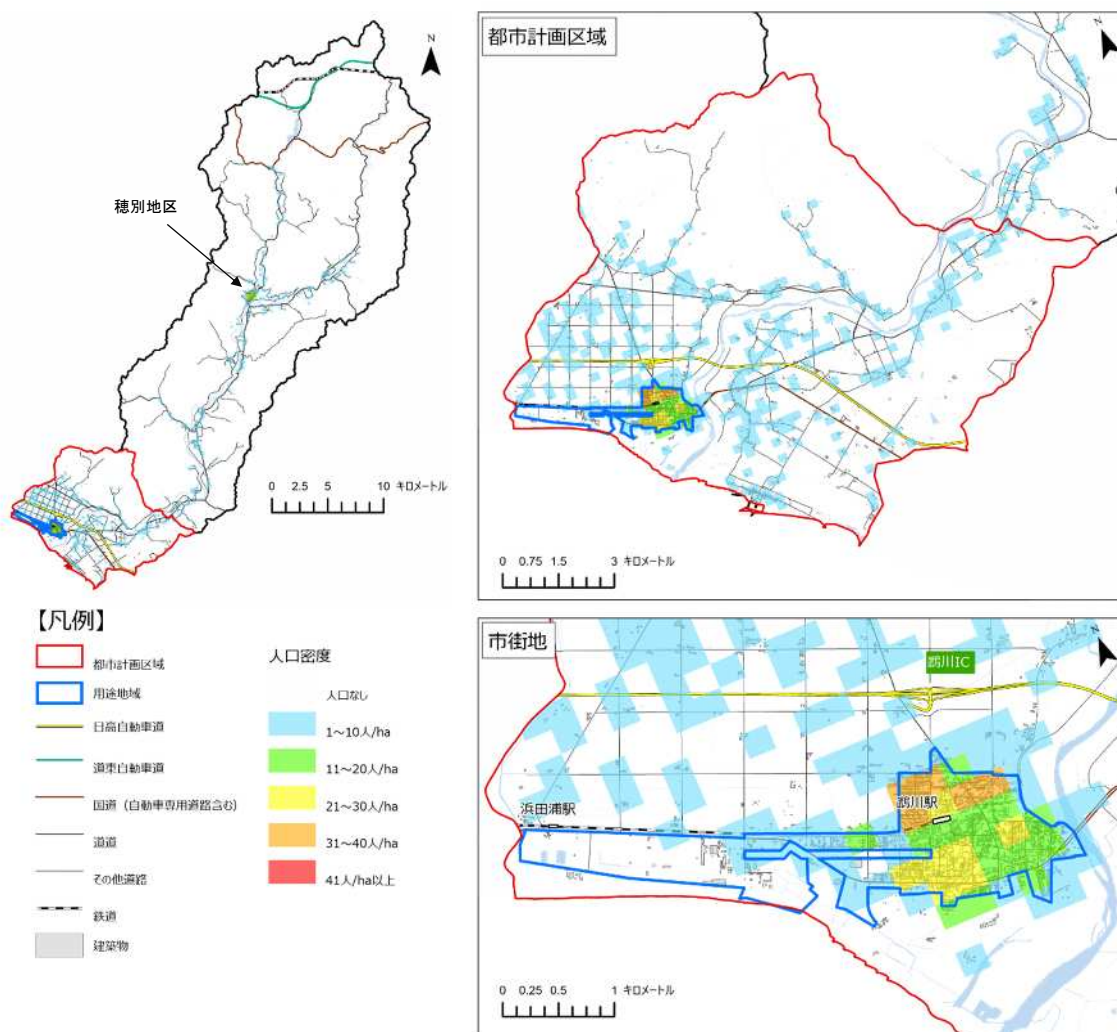
図 2-7 令和 2 年人口構成

③ 人口密度

■ 人口は鵜川駅周辺と穂別地区市街地に密集。

人口密度は鵜川駅周辺と穂別地区市街地に密集しています。中でも鵜川駅周辺が最も人口密度が高く 30 人/ha 以上となっています。

都市計画区域内の鵜川駅周辺以外では、人口密度が 10 人/ha 未満となる地域が広域に点在しています。



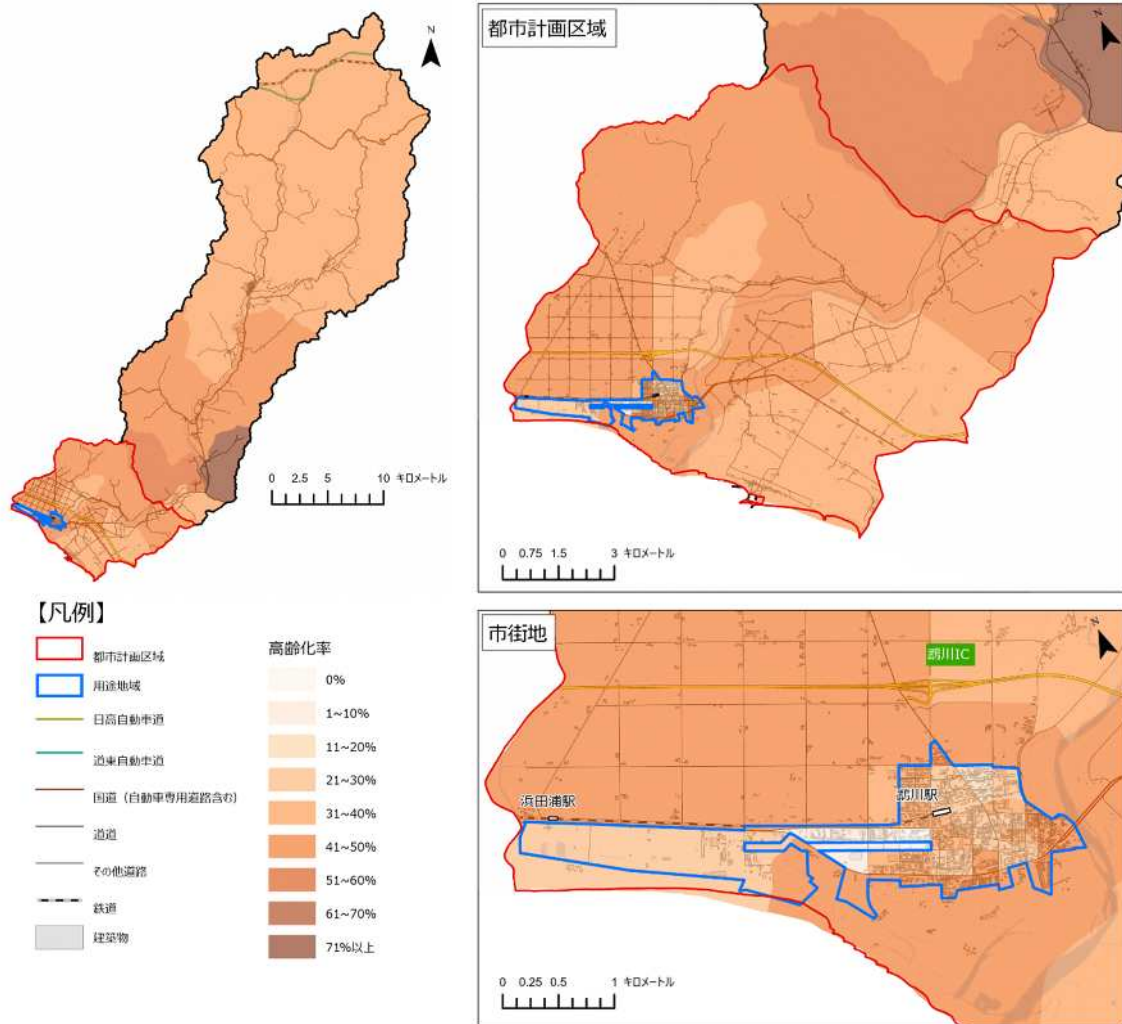
資料：平成 27 年国勢調査

図 2-8 人口密度分布

④ 高齢化率

■ 高齢化率が40%を超える地域が大半。

鵜川駅周辺以外では高齢化が進行しており、40%を超える地域が大半を占めています。



資料：平成 27 年国勢調査

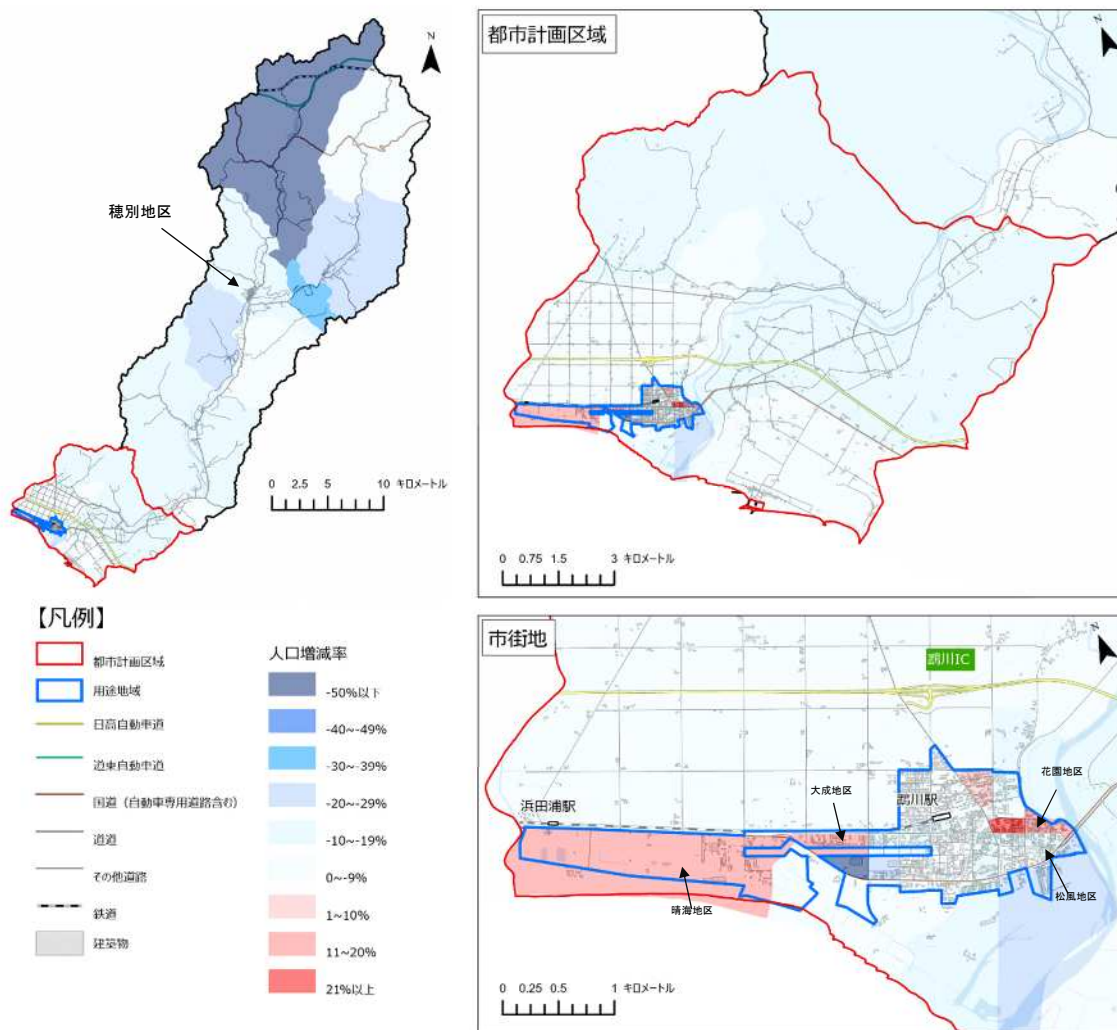
図 2-9 高齢化率の状況

⑤ 人口の増減

■ まちなかに居住する人が増えている傾向。

2010年（平成22年）から2015年（平成27年）の人口増減をみると、鷗川駅東部の花園地区や松風地区、国道235号沿いの晴海地区、大成地区では人口の増加がみられており、まちなかに居住する人が増えている傾向にあります。

一方で、その他の地域では人口減少が進み、特に穂別地区では急激に人口減少が進行しています。



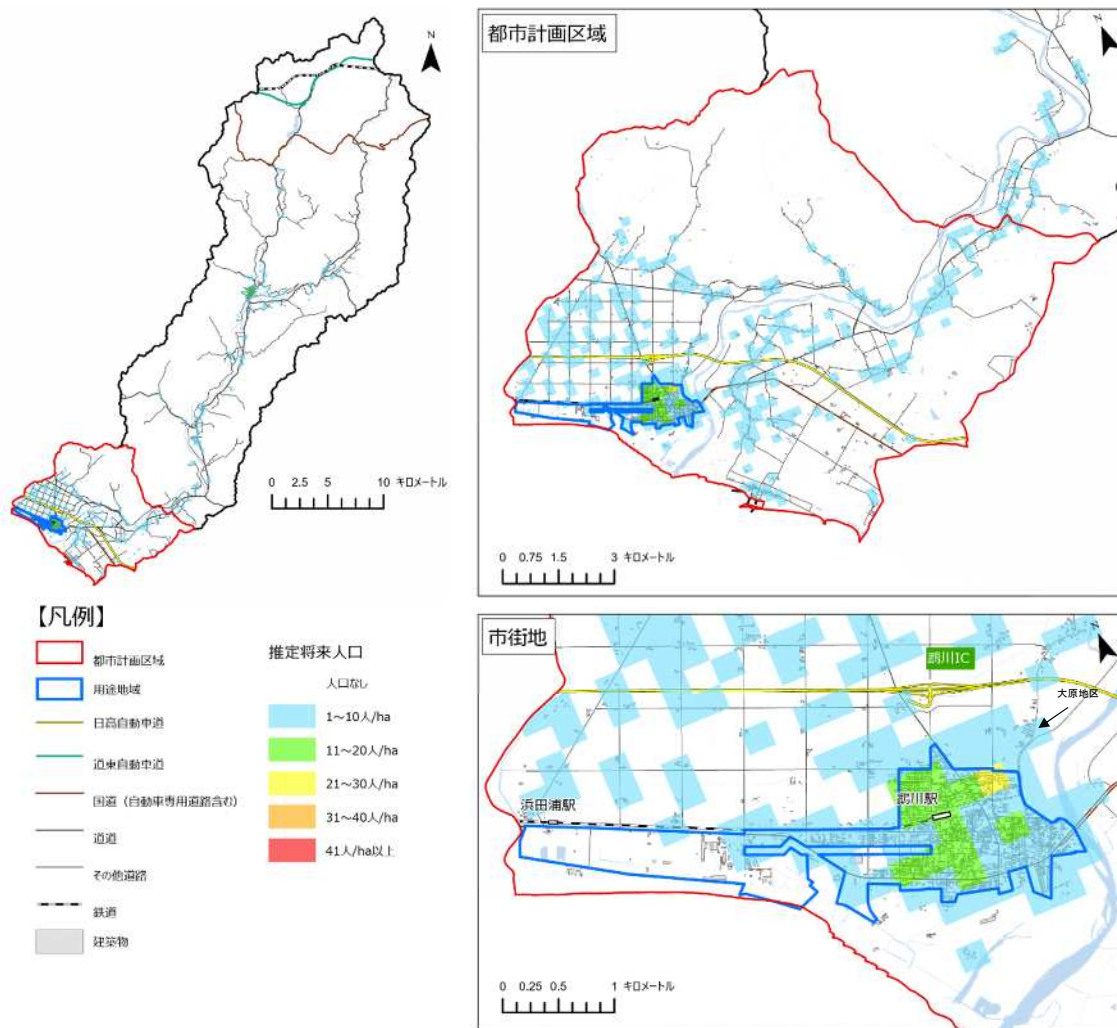
資料：平成22年、平成27年国勢調査

図 2-10 人口の増減率

⑥ 将来人口密度(2040年)

■ 人口減少に伴う低密度な市街地形成が進行。

2040年（令和22年）将来人口密度は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成30年3月推計）」によると、現在の人口密度が比較的高い鵜川駅の北側の地区で減少幅が大きくなると推計されています（※既成市街地の人口密度基準：40人/ha以上）。また、人口密度が最も高い大原地区においても、20～30人/haまで減少することが予想されています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成30年3月推計）」の推計値

図 2-11 将来人口分布

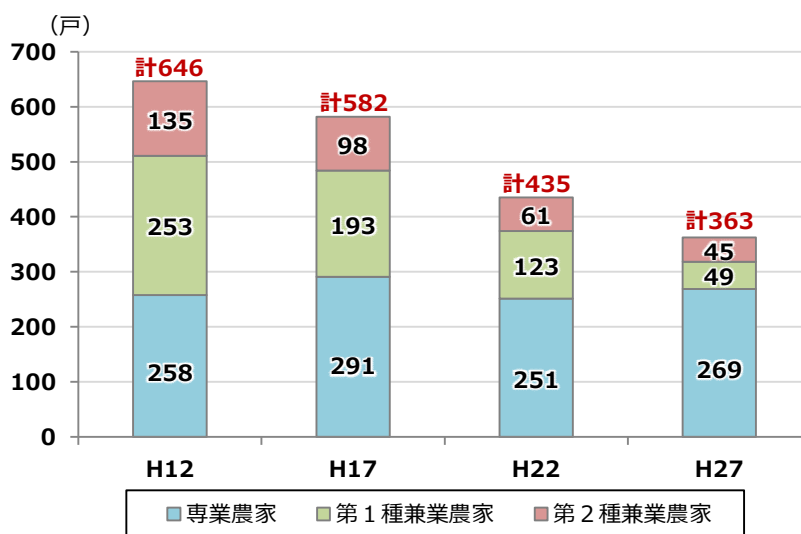
3) 産業の動向

① 農業

■ 農家戸数が年々減少するなか、1戸当たりの経営規模が拡大傾向。

農家戸数は年々減少しており、兼業農家が大きく減少している中、専業農家数は横ばいで推移しています。

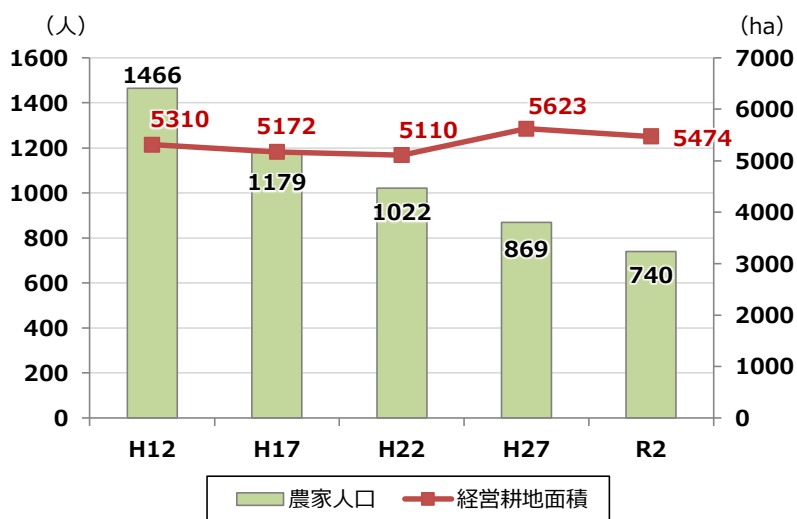
農家人口は年々減少しているが、経営耕地面積は2000年（平成12年）から2020年（令和2年）の間にかけて増加しており、1戸当たりの経営規模が拡大している傾向にあります。



資料：農林業センサス

※平成18年以前は旧鷲川町・旧穂別町の合算値

図 2-12 農家戸数の推移



資料：農林業センサス

※平成18年以前は旧鷲川町・旧穂別町の合算値

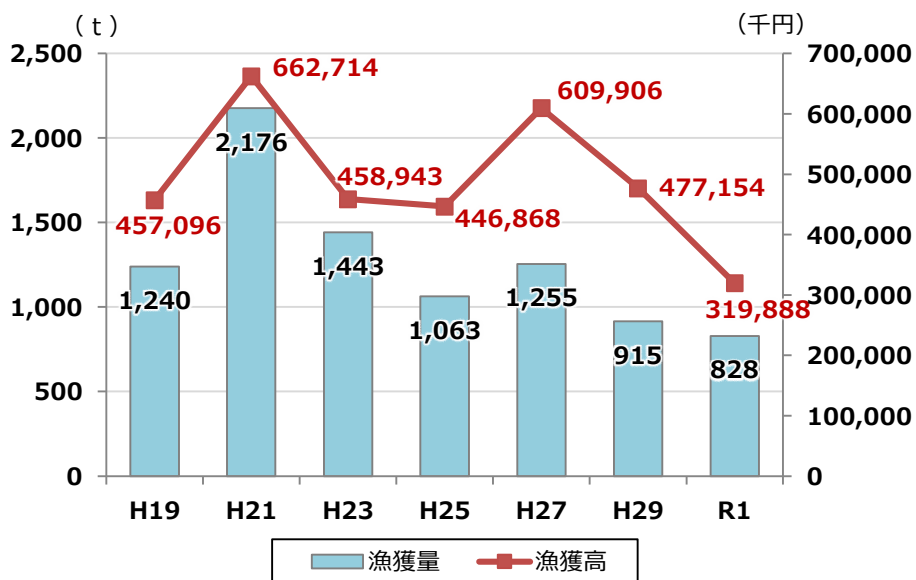
図 2-13 農家人口と経営耕地面積の推移

② 漁業

■ 基幹産業の1つである漁業の就業者数は横ばい傾向だが、近年の漁獲量は減少傾向。

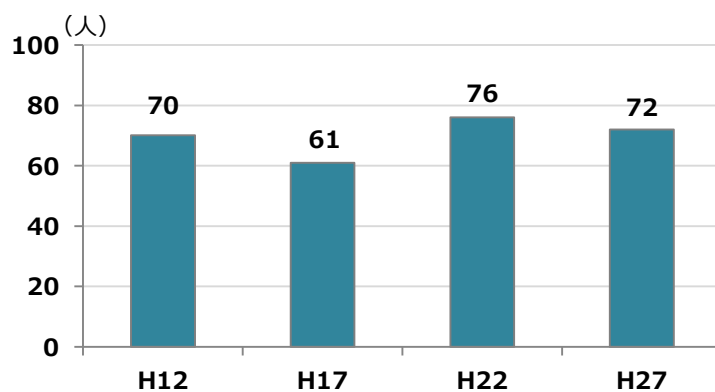
漁獲量・漁獲高については、変動がありますが、2015年（平成27年）から2019年（令和元年）にかけて減少を続けています。

就業者数は横ばいであり、変化はあまりみられない状況です。



資料：水産統計

図 2-14 漁獲量・漁獲高の推移



資料：国勢調査

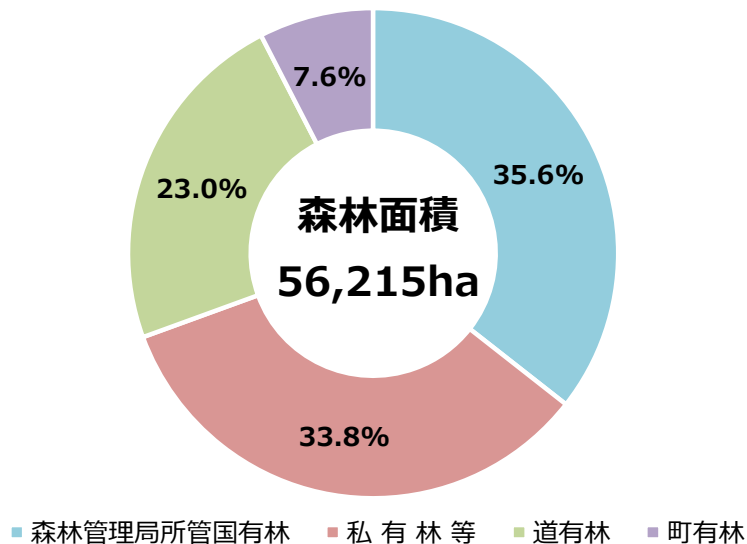
図 2-15 就業者の推移

③ 林業

■ 基幹産業の1つである林業は経営体数が減少傾向。

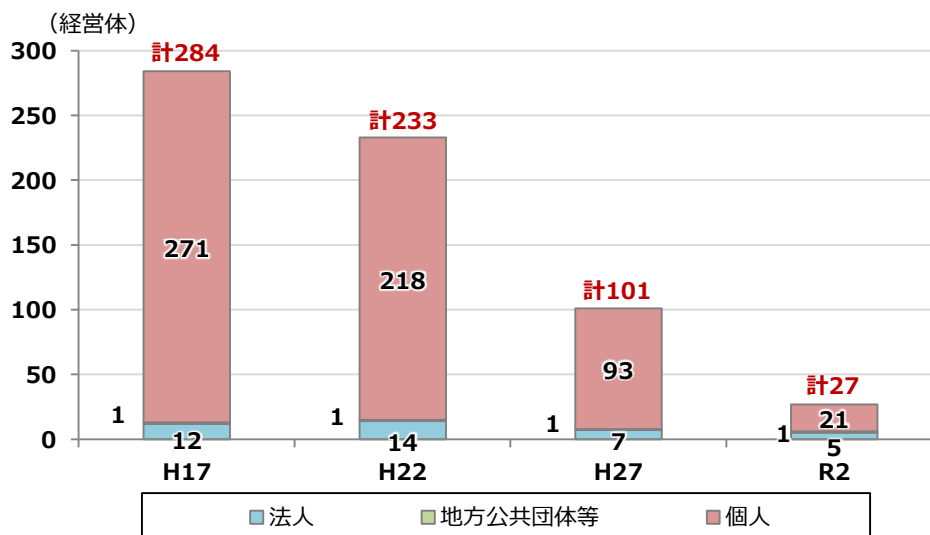
町内の森林は56,215haあります。そのうち国有林と私有林が3割以上、道有林が約2割、町有林が約1割となっています。

林業経営体数は個人経営が最も多くなっています。また、総数は減少傾向にあり、2010年（平成22年）から2020年（令和2年）にかけて大きく減少しています。



資料：林業統計（R1）

図 2-16 森林所有区分と面積



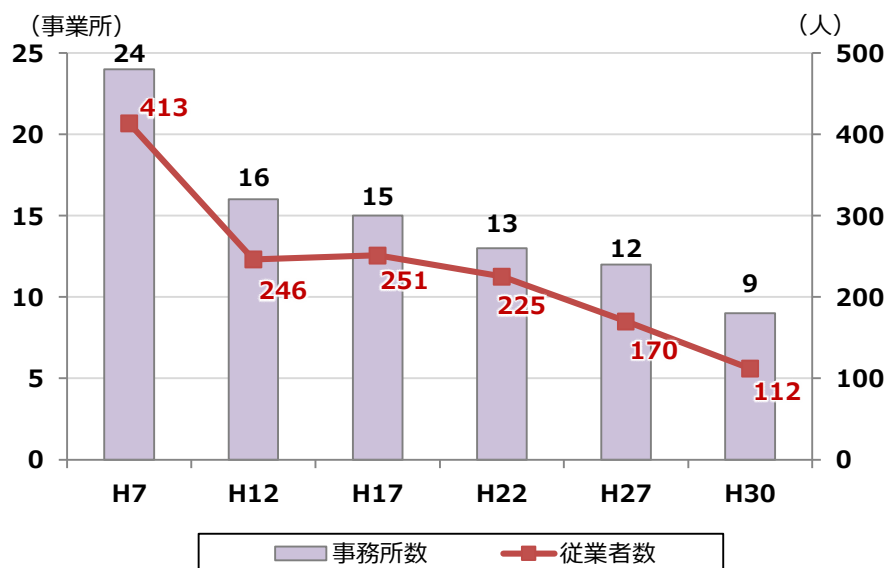
資料：農林業センサス

図 2-17 林業経営体数の推移

④ 工業

■ 従業者数・事務所数ともに減少傾向だが、一人当たりの出荷額は増加傾向。

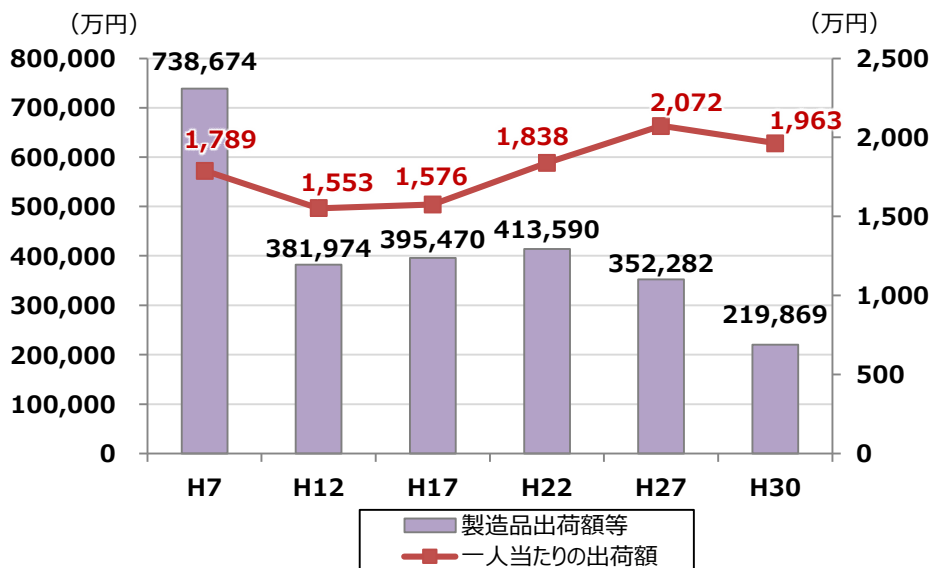
従業者数、事務所数ともに年々減少を続けています。あわせて製造品出荷額についても減少を続けていますが、一人当たりの出荷額は増加傾向にあります。



資料：工業統計調査（H7～H22,H30）、経済センサス（H27）

※平成 18 年以前は旧鷺川町・旧穂別町の合算値

図 2-18 事務所数及び従業者数の推移



資料：工業統計調査（H7～H22,H30）、経済センサス（H27）

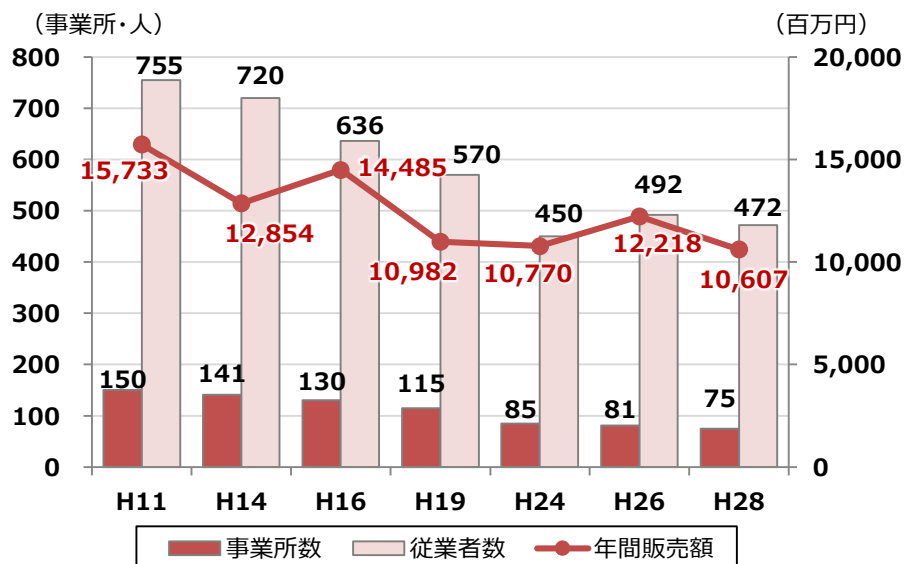
※平成 18 年以前は旧鷺川町・旧穂別町の合算値

図 2-19 製造品出荷額等及び一人当たりの出荷額の推移

⑤ 商業

■ 事業所数、従業者数、年間販売額ともに年々減少傾向。

事業所数、従業者数、年間販売額は、年々減少傾向にあり、特に事業所数については、1999年（平成11年）から2016年（平成28年）にかけて半減し、従業者数も約4割減少しています。



資料：商業統計調査（H11～H19,H26）、経済センサス（H24,H28）

※平成18年以前は旧鷺川町・旧穂別町の合算値

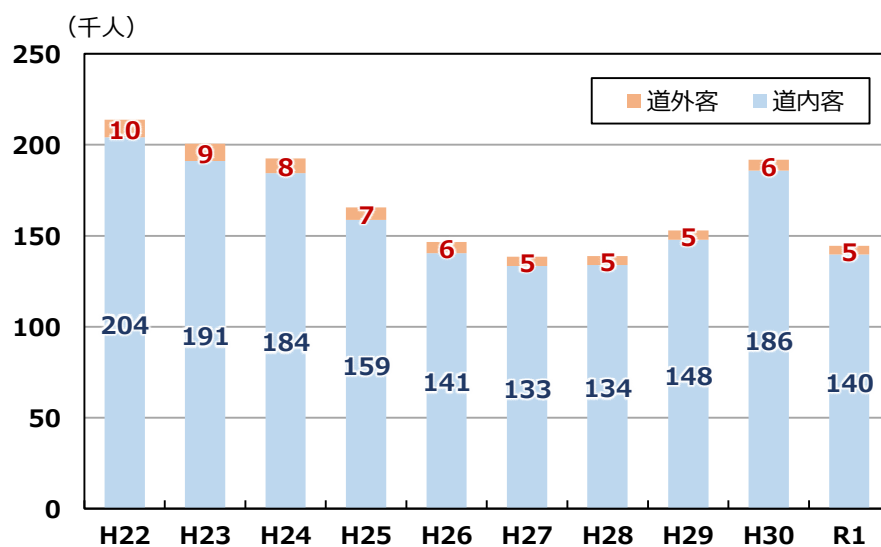
図 2-20 事業所数・従業者数・年間販売額の推移

⑥ 観光

■ 観光入込客数は、コロナ禍の影響を受け減少傾向。

観光入込客数は年々減少傾向にありましたが、恐竜化石をはじめとした観光資源の魅力を高めた結果、右肩上がりに順調に増加していた観光入込客数は、震災直後の2018年（平成30年）10月は一時的に落ち込んだものの、11月には復興イベントを実施し、例年にならない観光入込客数となっています。

しかし、2019年度（令和元年度）では好影響を維持できず、震災前の水準に落ち込んだほか、2020年度（令和2年度）からはコロナ禍の影響を受け、さらに下落しています。



資料：北海道観光入込客数調査

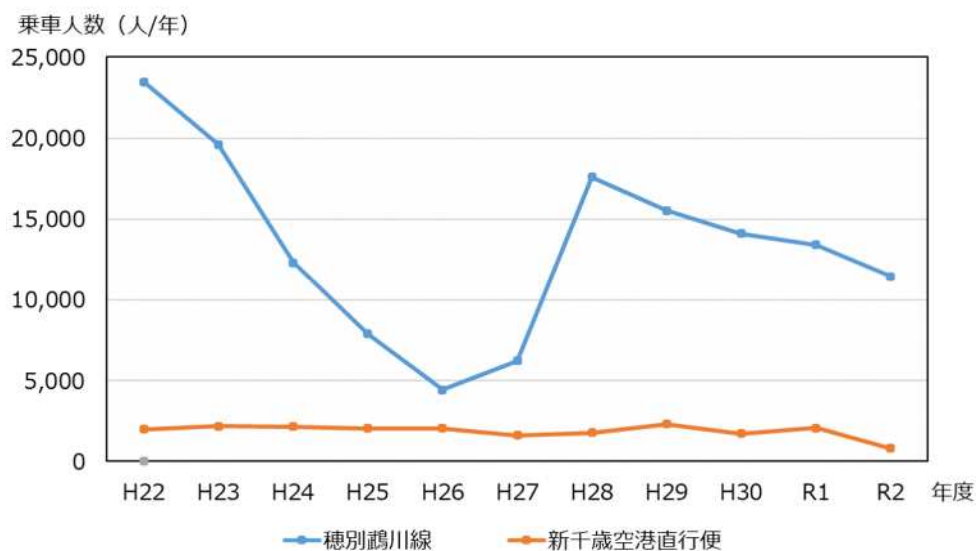
図 2-21 むかわ町の観光入込客数推移

4) 公共交通

■ 町営バスや路線バスの利用者数は、全体的に減少傾向。

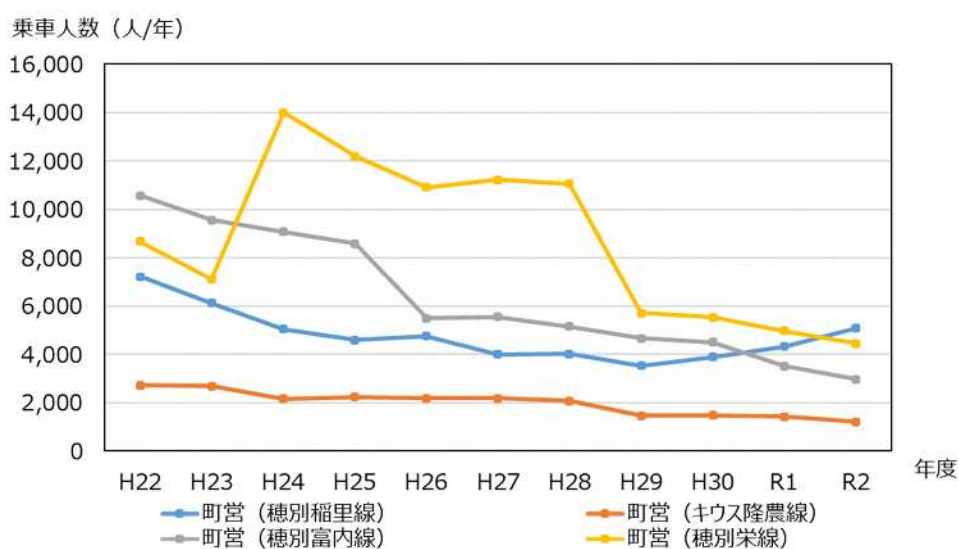
町内を走る路線バスである穂別鵜川線は、2014年度（平成26年度）から2016年度（平成28年度）にかけて利用者は増加傾向にありましたが、2017年度（平成29年度）以降、減少傾向にあります。町営バスについても、穂別富内線、キウス隆農線、穂別栄線の3線は減少傾向にあります。

また、JR日高線の一部廃線に伴い、町民の日常生活の利便性の低下が懸念されています。



資料：むかわ町資料

図 2-22 道南バスの利用者数の推移



資料：むかわ町資料

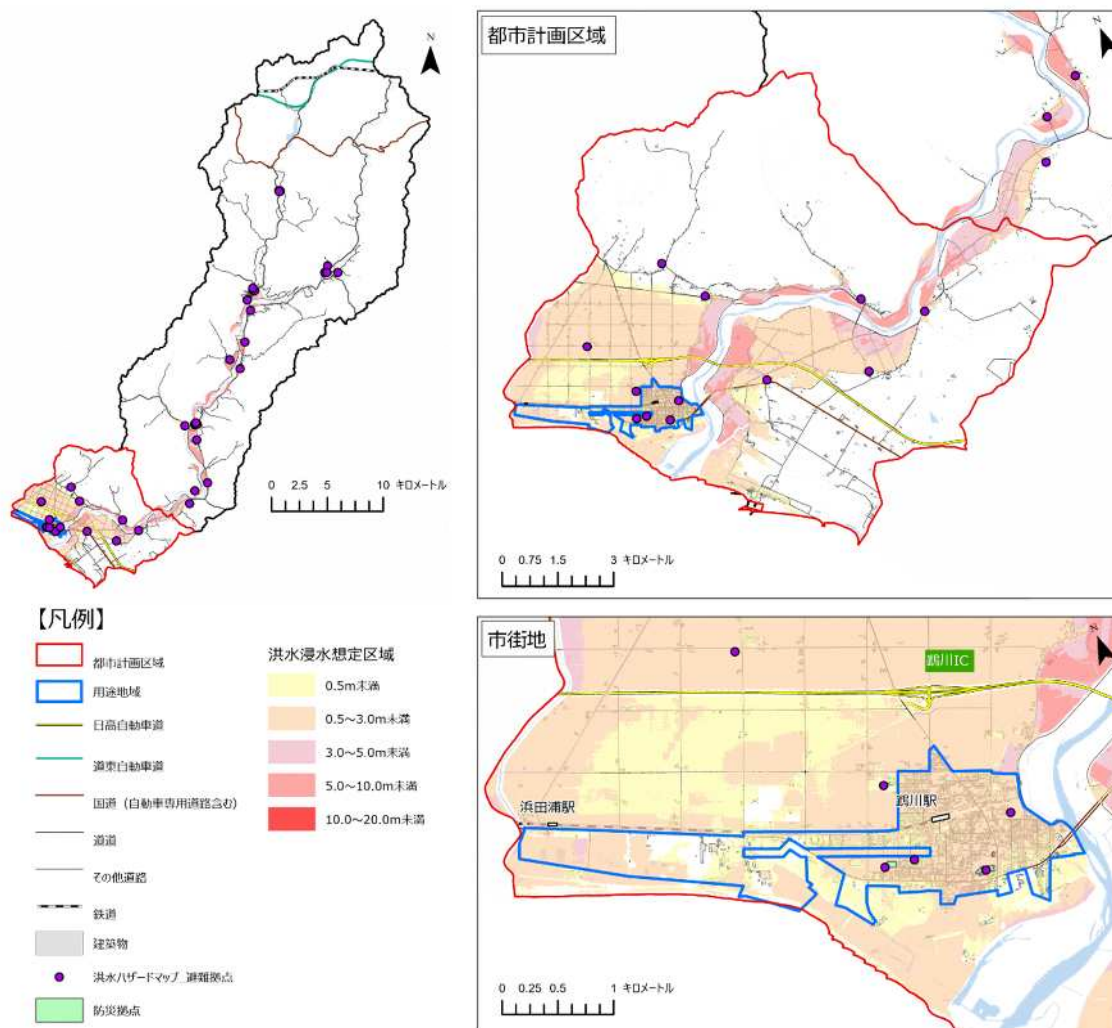
図 2-23 町営バスの利用者数の推移

5) 災害

① 洪水浸水

■ 鷗川駅周辺は 3.0m 未満の浸水がほぼ全域にわたると想定。

鷗川の想定最大規模の氾濫が発生した場合、都市計画区域の広範囲にわたって浸水が予測され、鷗川駅周辺の用途地域内では 3.0m 未満の浸水がほぼ全域にわたると想定されています。



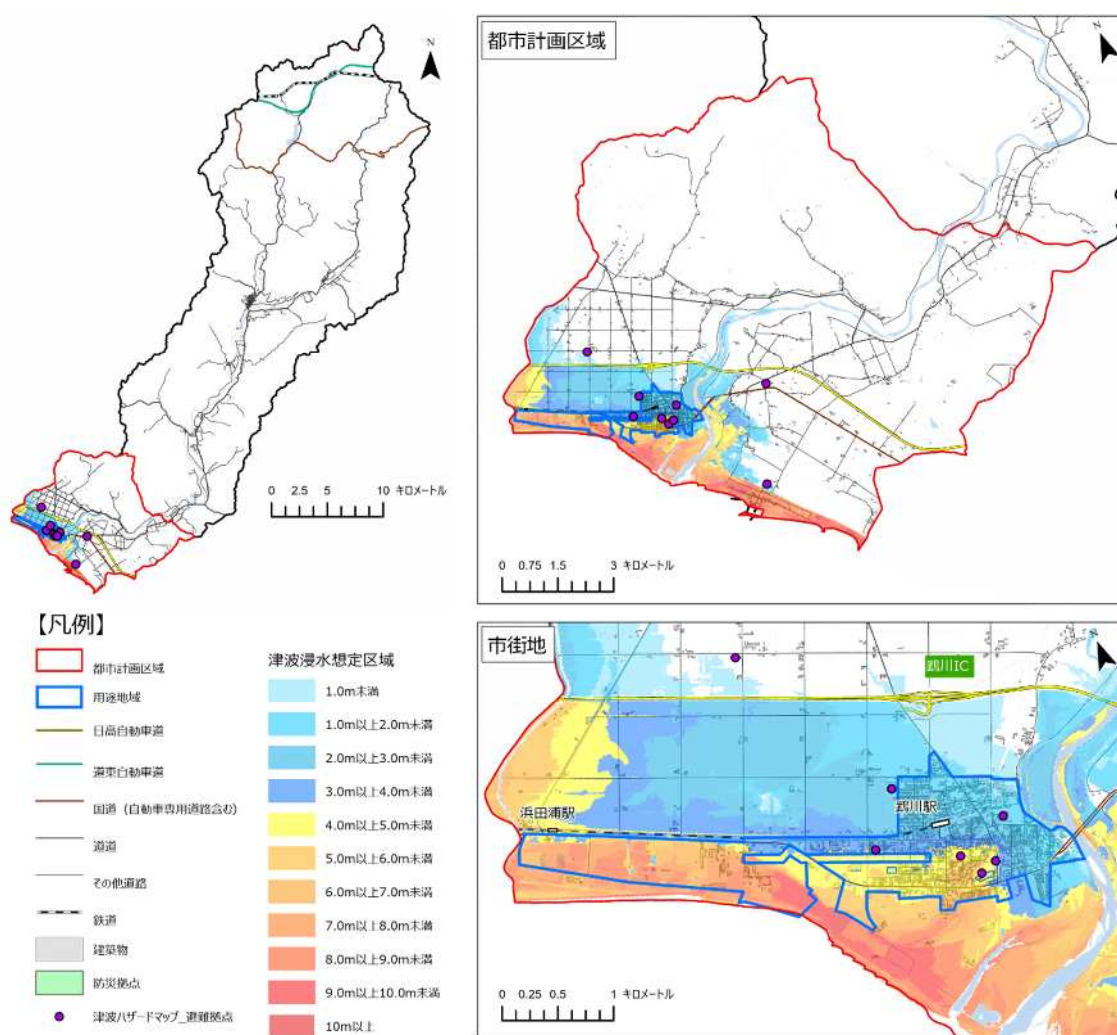
資料：国土数値情報

図 2-24 洪水浸水想定区域（想定最大規模）

② 津波浸水

■ 鵠川駅南部の市街地では 4.0m以上の浸水が想定。

2020年（令和2年）4月に、国の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」が検討結果の概要を公表したことを受け、2021年（令和3年）7月に北海道より公表された津波浸水想定区域では、浸水想定区域が大きく広がっており、用途地域の全域が津波浸水想定区域に該当しています。特に、鵠川駅南部の市街地では 4.0m以上の浸水が想定されています。



資料：北海道太平洋沿岸における津波浸水想定公表について（R3）

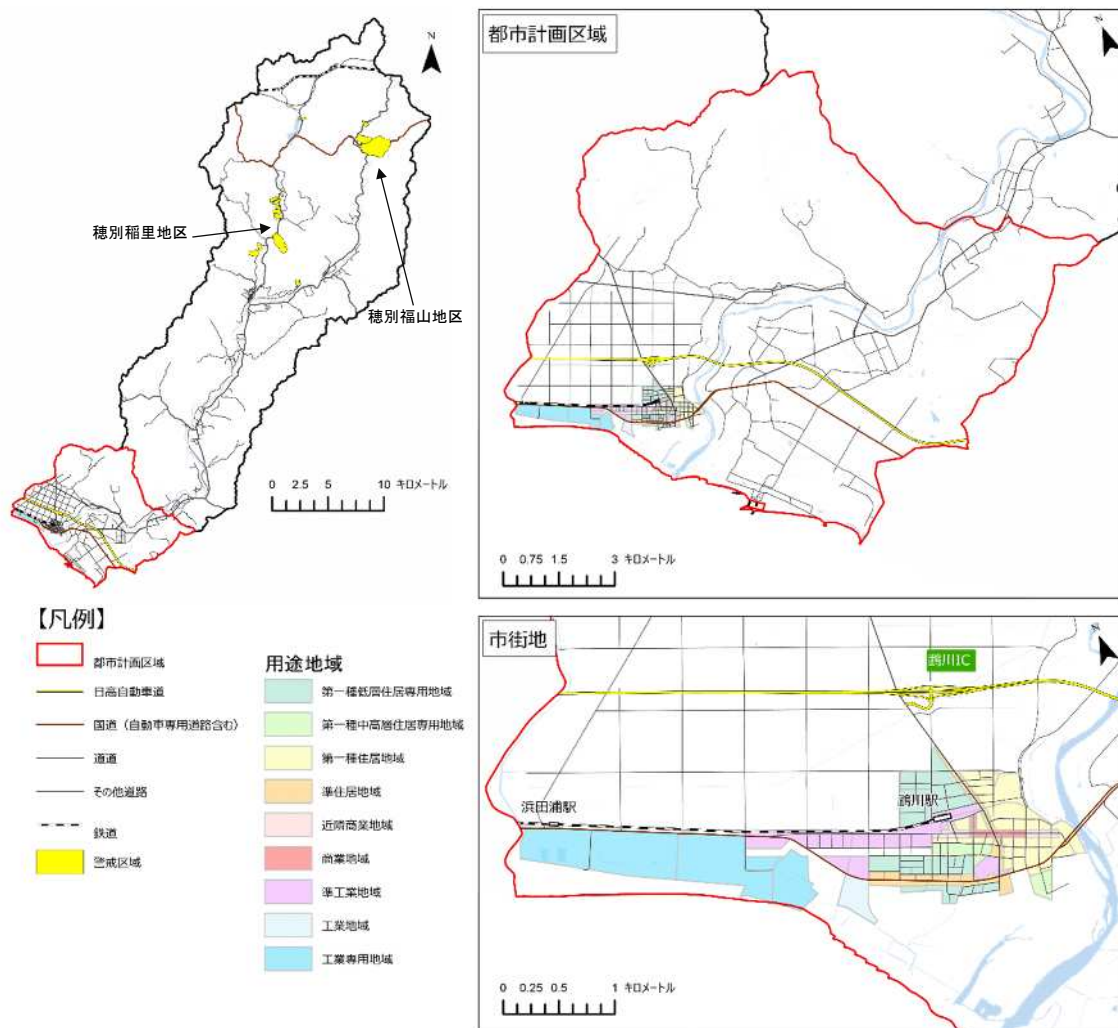
図 2-25 津波浸水想定区域（R3.7 公表）

③ 土砂災害

a. 地滑り

■ 穂別稲里地区と穂別福山地区に土砂災害警戒区域が集中。

都市計画区域内には「地滑り」の土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定箇所は存在しませんが、都市計画区域外では穂別稲里地区と穂別福山地区に土砂災害警戒区域が集中しています。



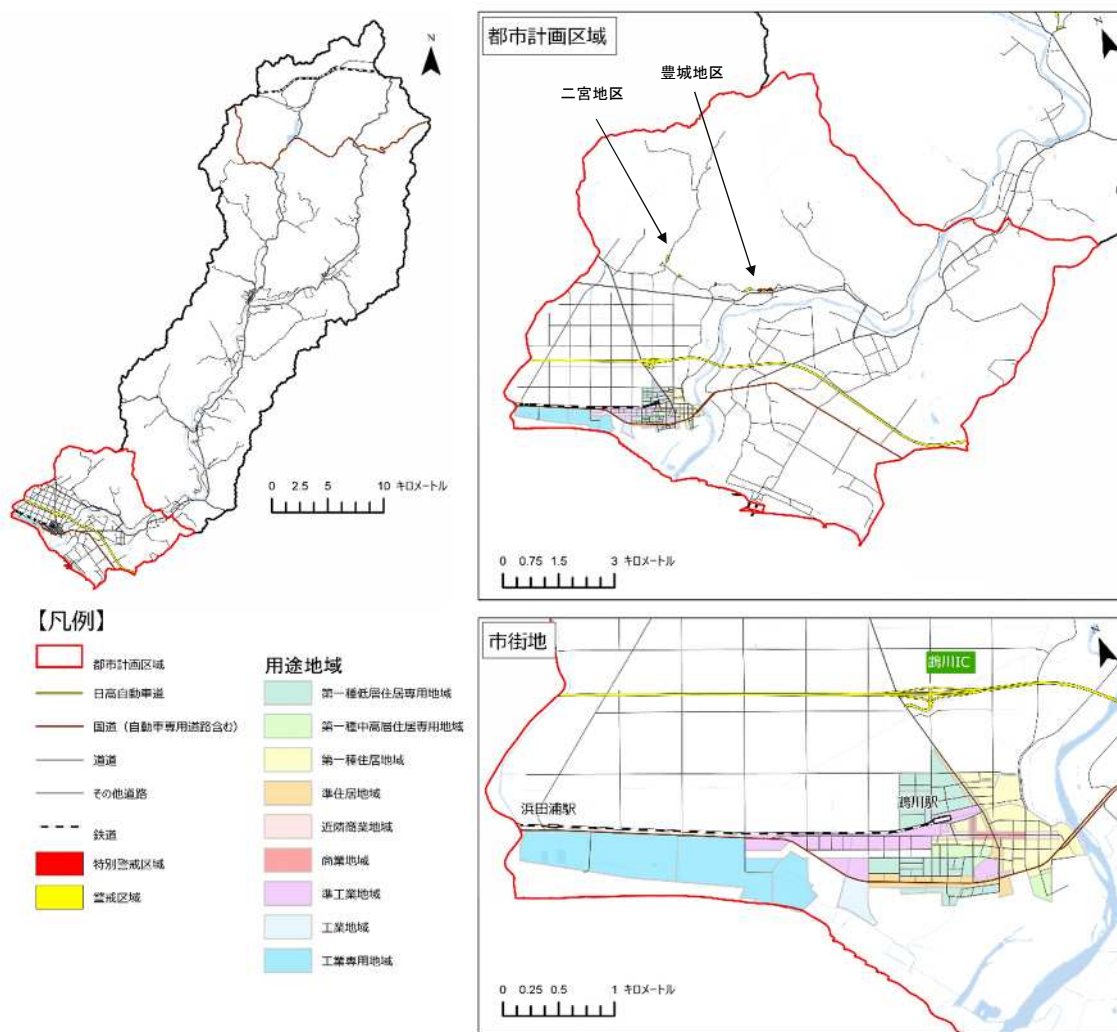
資料：北海道 土木局河川砂防課

図 2-26 土砂災害警戒区域（地滑り）

b. 急傾斜地の崩壊

■ 豊城地区、二宮地区などで土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が存在。

用途地域内には「急傾斜地の崩壊」の土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定箇所は存在しませんが、都市計画区域内には豊城地区、二宮地区などで土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が見られます。



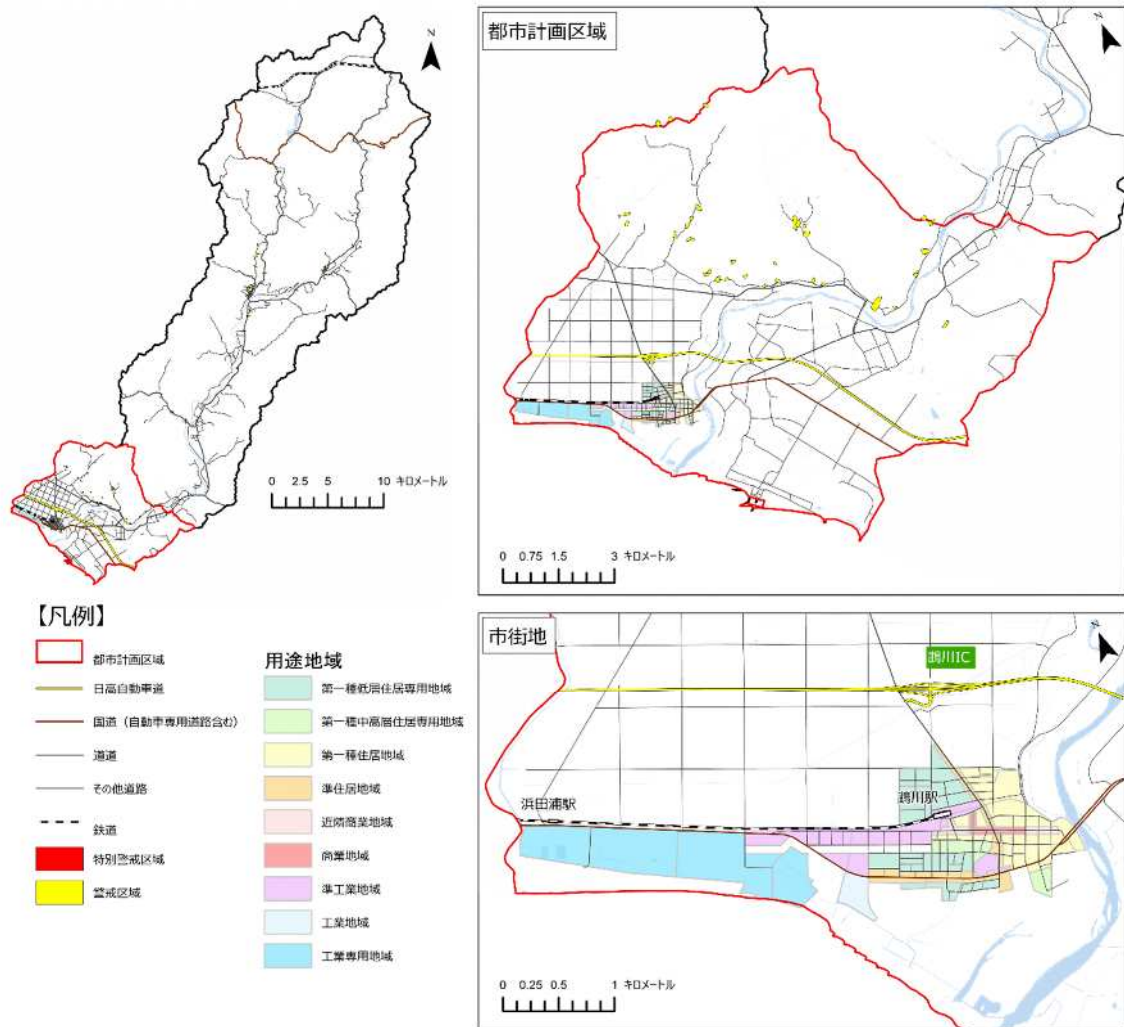
資料：北海道 土木局河川砂防課

図 2-27 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）

c. 土石流

■ 都市計画区域内の北側の山地部で土砂災害警戒区域が多く点在。

用途地域内には「土石流」の土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定箇所は存在しませんが、都市計画区域内には北側の山地部で土砂災害警戒区域が多く点在しています。



資料：北海道 土木局河川砂防課

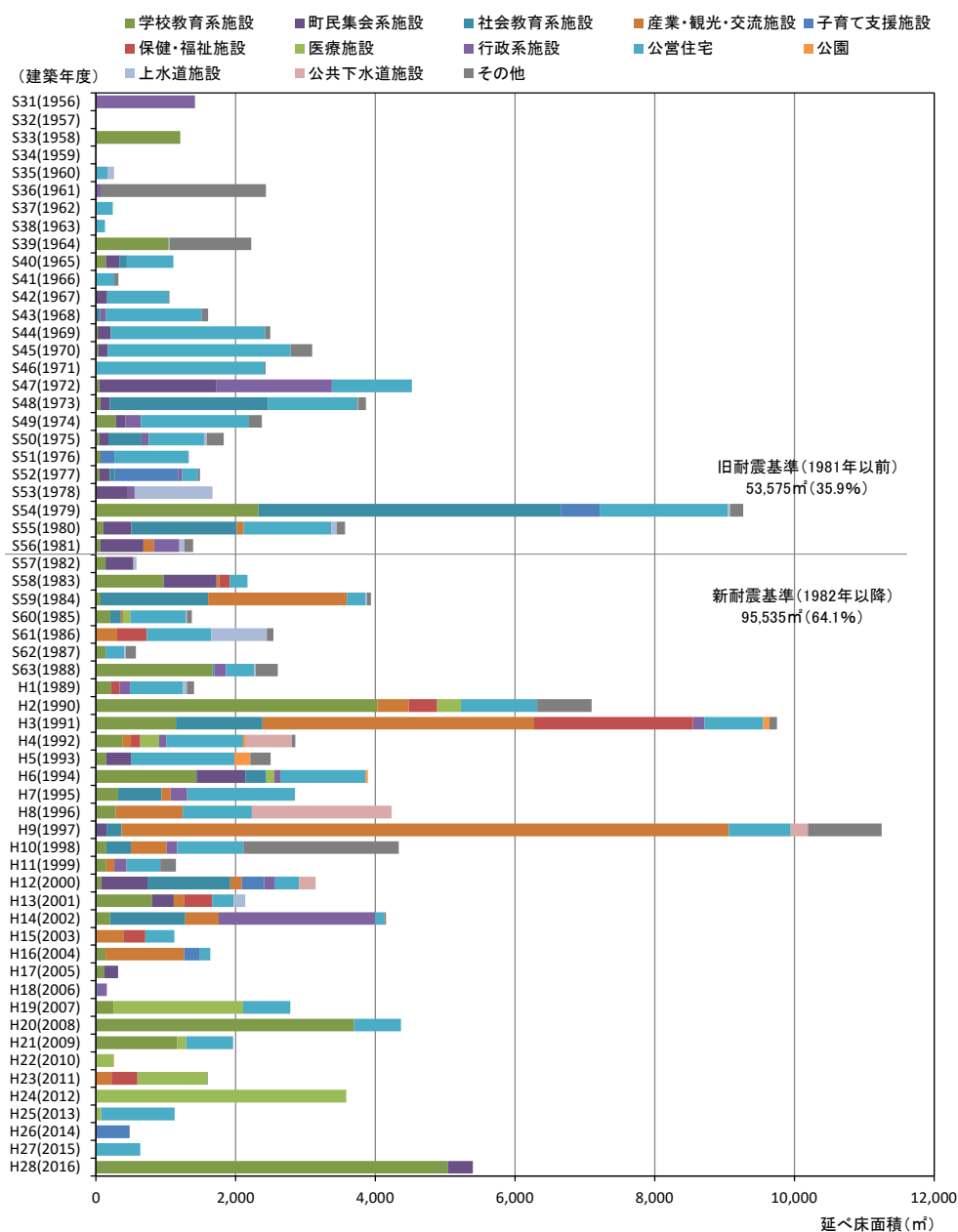
図 2-28 土砂災害警戒区域（土石流）

6) 公共施設

■ 旧耐震基準で建築された施設は全体の 35.9%。

本町では、1960 年代後半（昭和 40 年代）から平成のはじめにかけて多くの公共施設（建物）の整備が進められてきています。

公共施設（建物）の総延床面積 151,427 ㎡のうち、旧耐震基準（昭和 56 年以前）で建築された施設は全体の 35.9%となり、このうち、特に大きな割合を占めている施設は、学校教育系施設及び公営住宅です。また、最初の山である 1960 年代後半～1970 年代（昭和 40～50 年代前半）のストックは、順次、築後 50 年を経過し始め、これらのストックの更新が大きな検討課題となっています。



資料：むかわ町公共施設等総合管理計画

図 2-29 建築系公共施設の建築年別延べ床面積

7) 歴史・文化

■ 町内には、歴史的価値の高い資源が豊富に点在。

町内には、2021 年（令和 3 年）7 月 30 日現在、5 件の国指定文化財（重要無形民俗文化財、登録有形文化財）、2 件の北海道指定文化財（史跡、記念物）、12 件のむかわ町指定文化財（有形文化財、記念物）があり、歴史的価値の高い文化財が点在しています。

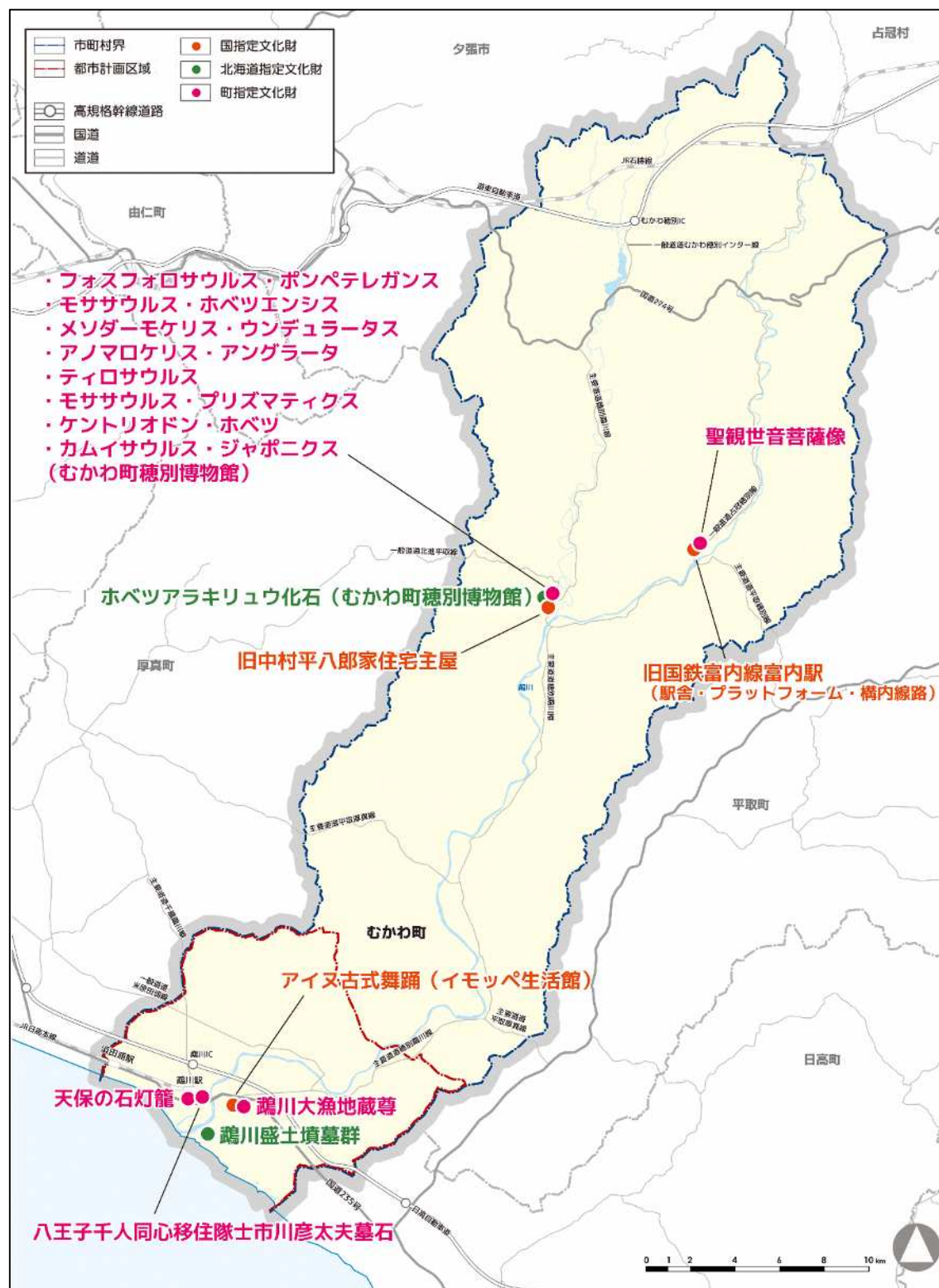


図 2-30 むかわ町内の国・北海道・町指定の文化財

8) 景観資源

■ 恵まれた自然環境と土地利用の歴史や経過を背景に多彩な景観で構成。

本町は、海・山・川そして平地と多彩な自然環境に恵まれ、都市基盤が整備された市街地、ふるさtoを感じさせる田園集落、北海道の鉱山開発を支えた鉄道など、土地利用の歴史や経過を背景に多彩な景観で構成されており、これらが本町固有の景観を構成しています。



図 2-31 むかわ町内の景観資源

(2) 都市計画の現況

1) 都市計画区域・用途地域

本町における都市計画区域は 10,947.0ha であり、行政区域の約 15%が指定されています。そのうち用途地域に指定されている区域は 289.6ha であり、都市計画区域の内 2.6%を占めています。

用途地域の内訳は、住居系が 128.0ha (44.2%)、商業系が 8.9ha (3.1%)、工業系が 152.7ha (52.7%) という内訳となっています。

表 2-1 都市計画区域と用途地域の面積

区 分		面 積		備 考
行 政 区 域		711.36 km ²	—	(71,136ha)
	都 市 計 画 区 域	10,947 ha	15.4 %	最終：平成10年12月18日
	用 途 地 域	289.6 ha	2.6 %	最終：平成14年3月25日

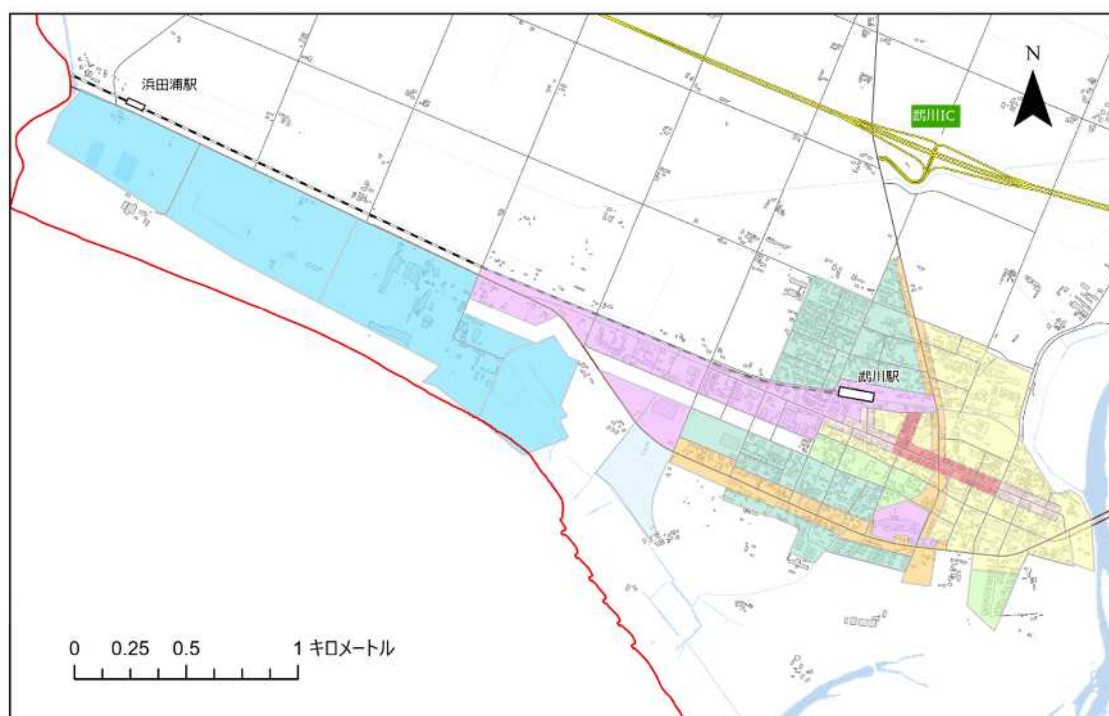
※構成比は（都市計画区域/行政区域）、（用途地域/都市計画区域）の比率

資料：全国都道府県市区町村別面積調（令和3年度）、むかわ町資料（令和2年度）

表 2-2 用途地域の内訳

種 類		面 積	構成比
住居系	第一種低層住居専用地域	48.0 ha	44.2%
	第一種中高層住居専用地域	10.0 ha	
	第一種住居地域	50.0 ha	
	準住居地域	20.0 ha	
	小 計	128.0 ha	
商業系	近隣商業地域	4.8 ha	3.1%
	商業地域	4.1 ha	
	小 計	8.9 ha	
工業系	準工業地域	42.0 ha	52.7%
	工業地域	8.7 ha	
	工業専用地域	102.0 ha	
	小 計	152.7 ha	
合 計		289.6 ha	100%

資料：むかわ町資料（令和2年度）



【凡例】

 都市計画区域	 その他道路	用途地域	
 日高自動車道	 鉄道	 第一種低層住居専用地域	 準住居地域
 国道（自動車専用道路含む）	 建築物	 第一種中高層住居専用地域	 近隣商業地域
 道道		 第一種住居地域	 商業地域
			 準工業地域
			 工業地域
			 工業専用地域

資料：都市計画基礎調査（令和2年度）

図 2-32 用途地域図

2) 土地利用の動向

① 土地利用

用途地域内の土地利用状況を見ると、自然的土地利用が 49.9ha（17.4%）、都市的土地利用が 231.1ha（80.5%）、その他の土地利用が 6.0ha（2.1%）となっています。

建築敷地が 150.4ha（52.4%）と最も割合が高く、次いで道路が 39.7ha（13.8%）となっています。

用途地域内に占める公園緑地の割合が 0.7%と低いほか、原野が 12.2%となっており、未利用地が多い状況にあります。

表 2-3 用途地域内の土地利用状況

種別		面積 (ha)	割合 (%)
自然的土地利用	農地	9.8	3.4%
	森林	1.8	0.6%
	原野	34.9	12.2%
	河川湖沼	3.4	1.2%
	(小計)	49.9	17.4%
都市的土地利用	建築敷地	150.4	52.4%
	宅地	39.1	13.6%
	道路	39.7	13.8%
	公園緑地	1.9	0.7%
	(小計)	231.1	80.5%
その他の土地利用		6.0	2.1%
総計		287.0	100.0%

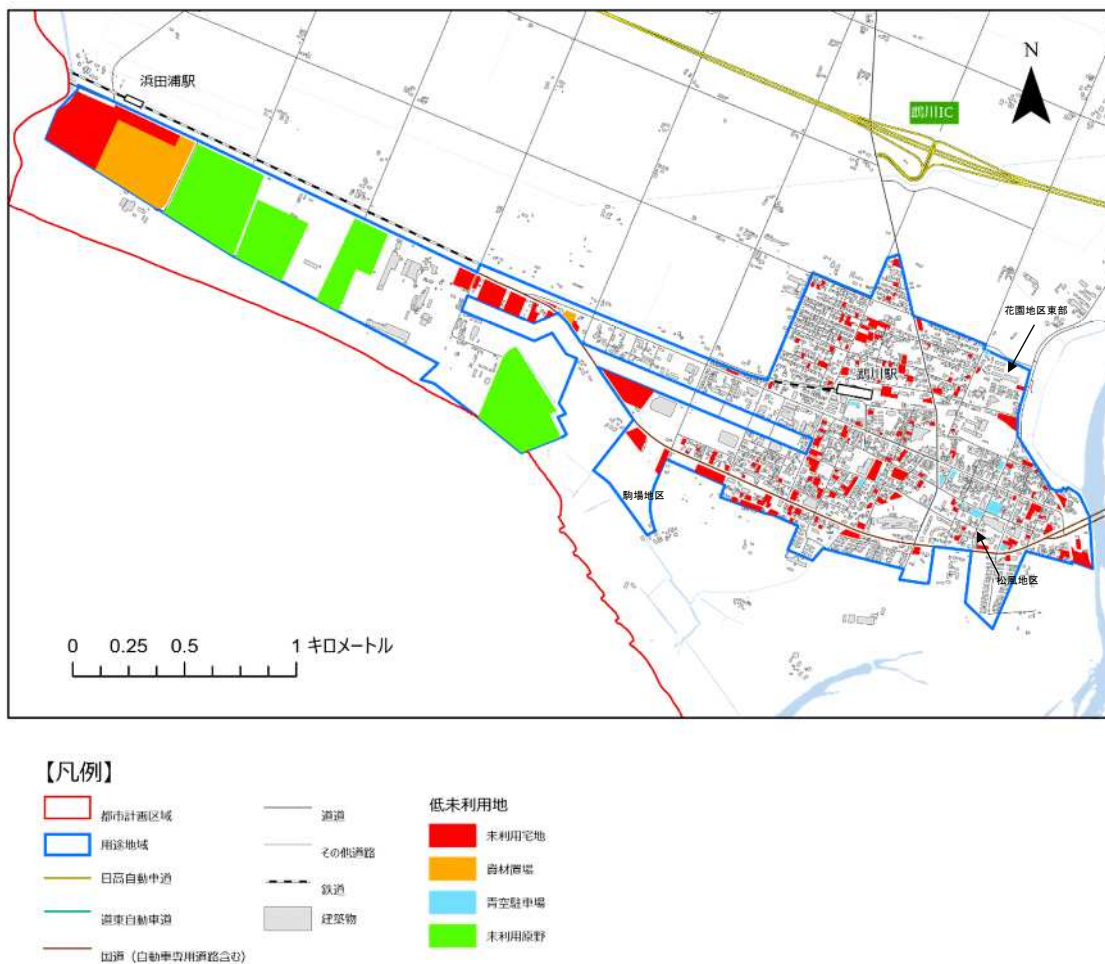
資料：都市計画基礎調査（令和 2 年度）

② 低未利用地

駒場地区の工業地域に指定されている区域では、未利用宅地や未利用原野、資材置き場などの低未利用地が多く分布しています。

鷗川駅周辺は、未利用宅地と青空駐車場などの低未利用地が点在しています。

松風地区の鉄道以东や駒場地区の国道以南では長期にわたる未利用地もみられます。



※低未利用地：長期間にわたり利用されていない、または利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い土地

資料：都市計画基礎調査（令和2年度）

図 2-33 低未利用地（用途地域内）

③ 空き家の状況

2019年（平成31年）現在、町域全域で311戸の空き家があり、市街地にも多く分布しており、今後、単身世帯の高齢化に伴い、さらに増加することが見込まれます。

表 2-4 地区別の空き家件数

（単位：戸）

地区名	戸数	地区名	戸数	地区名	戸数
穂別	73	末広	13	駒場	4
穂別稲里	21	松風	12	洋光	4
穂別仁和	21	田浦	10	旭岡	3
穂別富内	19	美幸	10	青葉	2
穂別和泉	17	花園	9	二宮	2
穂別安住	15	福住	8	大原	1
穂別豊田	13	米原	8	春日	1
穂別福山	7	文京	7	汐見	1
穂別平丘	6	生田	5	晴海	1
穂別栄	4	豊城	5	合 計	311
穂別長和	4	宮戸	5		

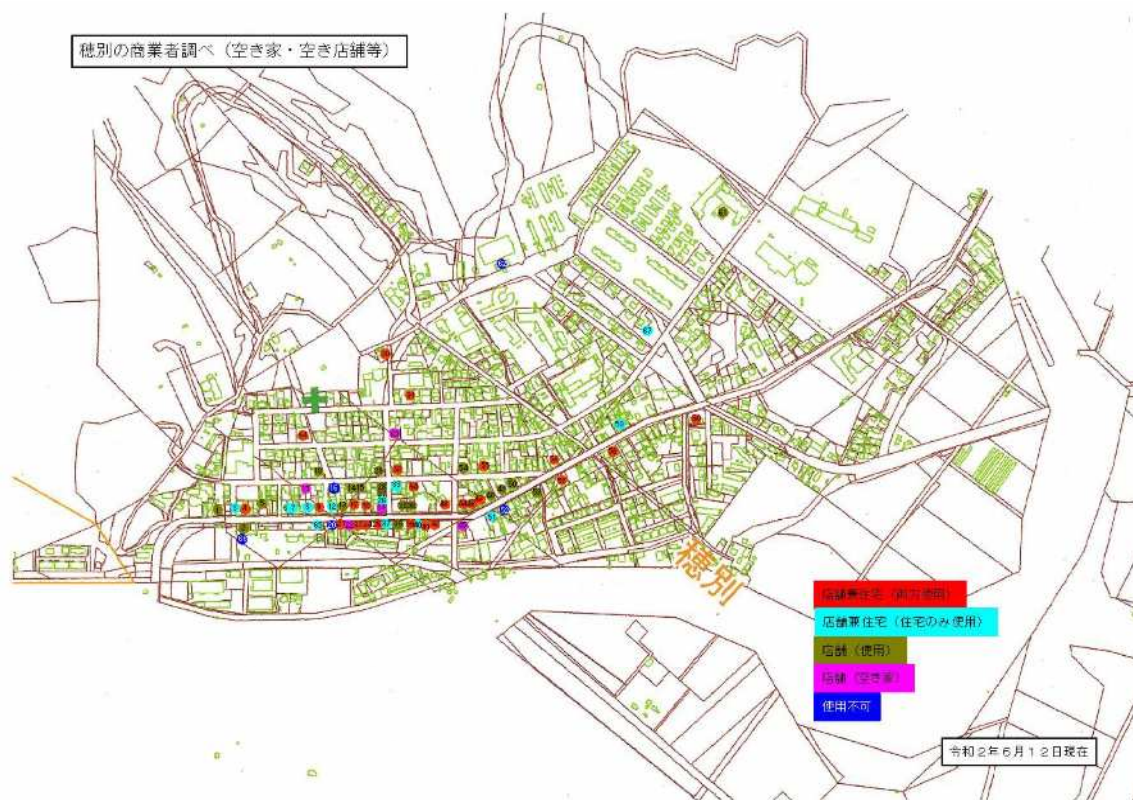
（平成31年4月末現在）

資料：むかわ町空家等対策計画



資料：まちなか再生基本構想（令和2年度）

図 2-34 空き地の状況（鵜川地区）



資料：まちなか再生基本構想（令和2年度）

図 2-35 空き地・空き店舗の状況（穂別地区）

3) 都市計画道路

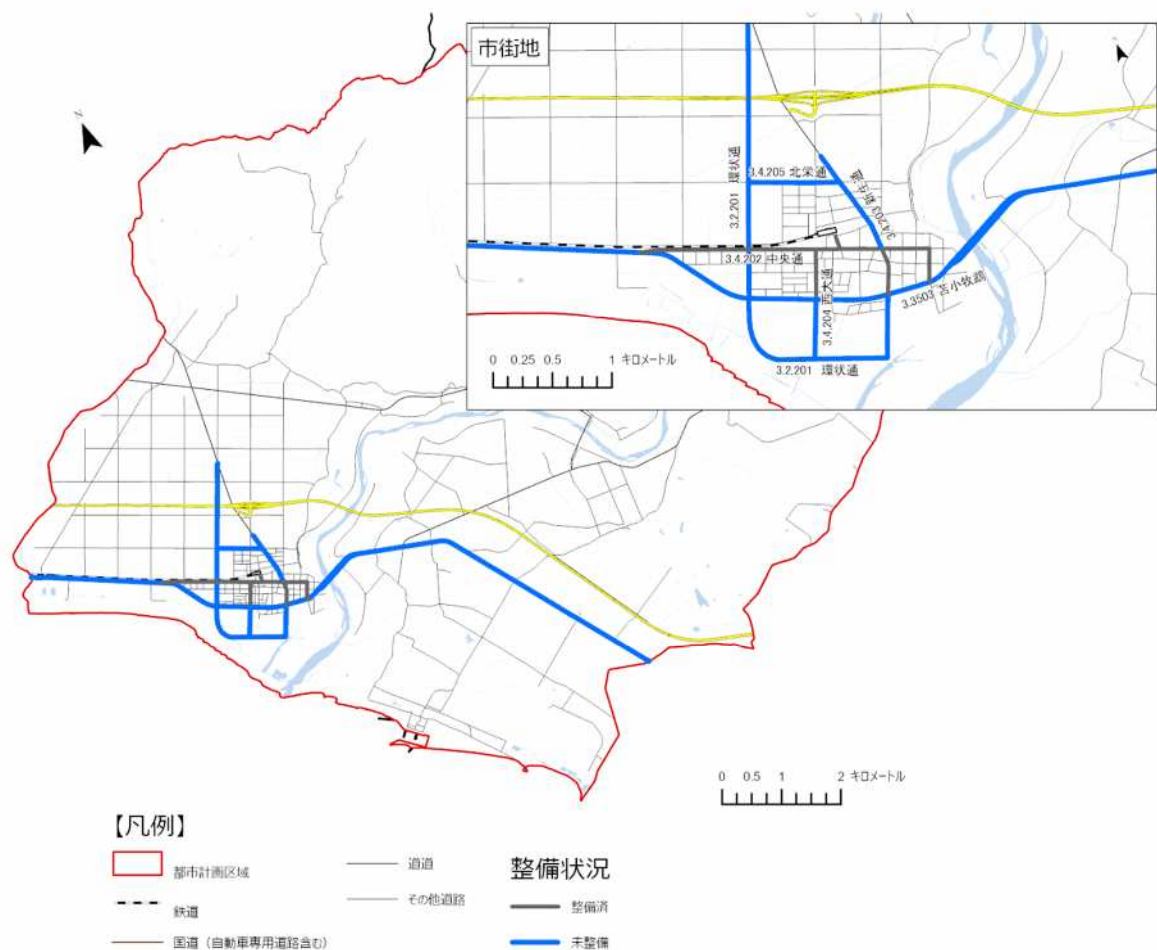
本町では、総計画延長 21,470m、全 7 路線の都市計画道路を決定しています。

そのうち、中央通及び駅前通の 2 路線は整備が完了していますが、その他の路線については、新生通が約 2 割、西大通が約 5 割の整備率であるほかは未整備の状況となっており、都市計画道路全体の整備率は 15.8%にとどまっています。

表 2-5 都市計画道路の整備状況

路線番号	路線名	計画延長 (m)	代表幅員 (m)	整備済 延長 (m)	未整備 延長 (m)	整備率 (%)	未整備区間 の有無	備考
3.2.201	環状通	3,930	30	0	3,930	0.0%	有	JR日高本線、中央通と立体交差
3.3.503	苫小牧鶴川通	11,440	28(33)	0	11,440	0.0%	有	JR日高本線と立体交差
3.4.202	中央通	2,490	18	2,490	0	100.0%	無	
3.4.203	新生通	1,860	18	400	1,460	21.5%	有	JR日高本線と立体交差
3.4.204	西大通	900	18	410	490	45.6%	有	
3.4.205	北栄通	750	16	0	750	0.0%	有	
3.4.206	駅前通	100	18	100	0	100.0%	無	駅前交通広場 約1,700㎡
合計		21,470		3,400	18,070	15.8%		

資料：むかわ町資料



資料：むかわ町資料

図 2-36 都市計画道路整備状況図

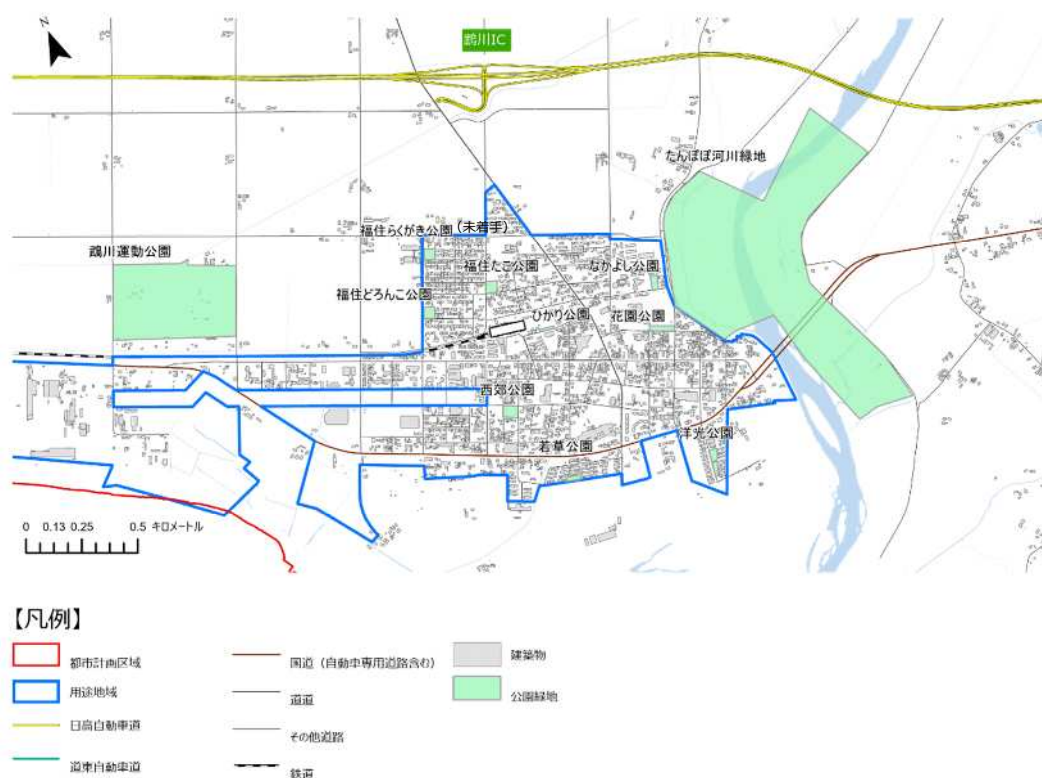
4) 都市計画公園

都市計画決定されている公園・緑地は 11 箇所で総面積が 81.48ha の計画となっていますが、福住らくがき公園以外が供用されており、供用済みの総面積は 46.65ha となっています。

表 2-6 公園などの整備状況

公園名	種別	計画決定年月	計画決定面積(ha)	供用開始年月	供用面積(ha)
西郊公園	街区	昭和48年5月	0.27	昭和47年8月	0.27
洋光公園	街区	昭和48年5月	0.17	昭和46年8月	0.17
福住たこ公園	街区	昭和48年5月	0.33	昭和60年2月	0.33
花園公園	街区	昭和48年5月	0.32	昭和60年2月	0.29
ひかり公園	児童	昭和49年9月	0.15	昭和49年12月	0.15
若草公園	街区	昭和51年11月	0.07	昭和51年8月	0.07
なかよし公園	街区	昭和51年11月	0.25	昭和57年12月	0.16
福住らくがき公園	街区	昭和60年2月	0.21	未着手	0.00
福住どろんこ公園	街区	昭和60年2月	0.21	平成5年11月	0.21
鵜川運動公園	運動	平成19年8月	17.6	平成20年10月	14.70
たんぼぼ河川緑地	緑地	昭和58年9月	61.9	平成7年10月	30.30
合計			81.48		46.65

資料：むかわ町資料



資料：むかわ町資料

図 2-37 都市計画公園位置図

5) 下水道

下水道は、西部の工業専用地域を除く用途地域指定エリアを全体計画区域としており、事業計画面積が187.6haとなっています。現時点において、大原地区及び洋光地区の一部は未整備となっています。

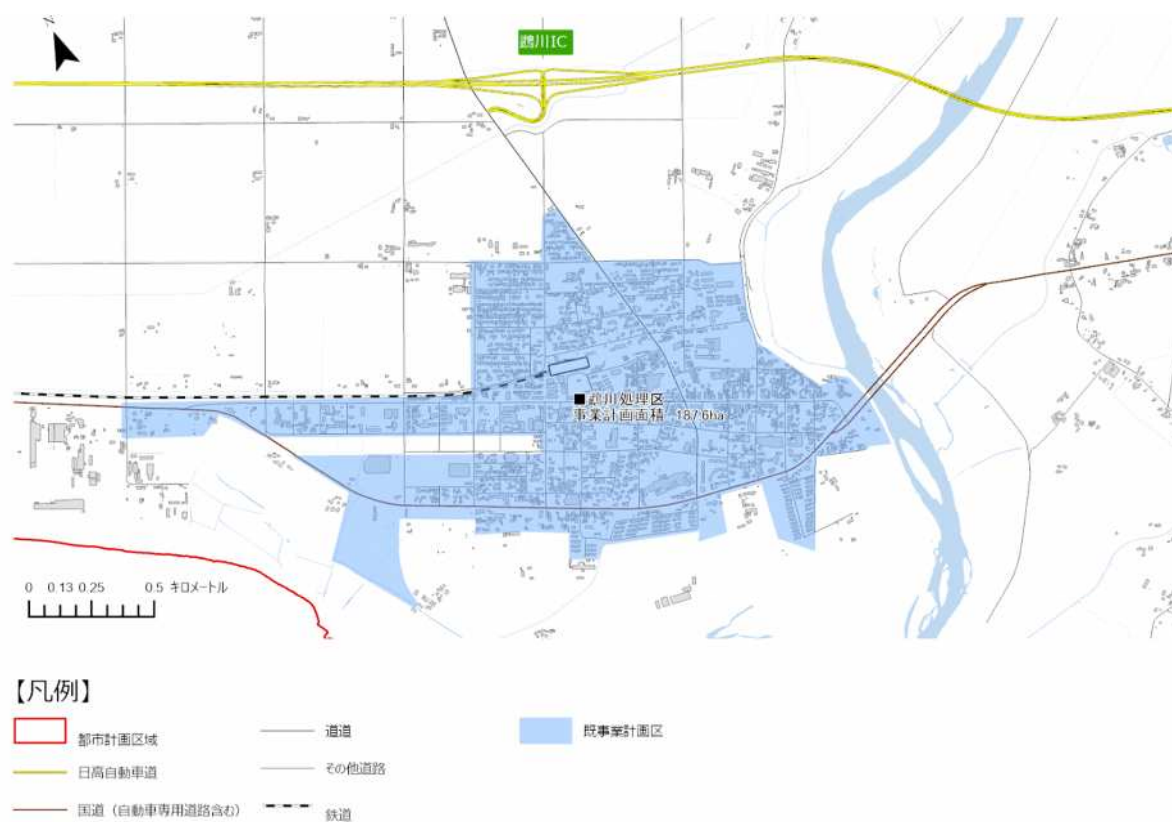


図 2-38 下水道計画図

(3) 現況データの分析結果まとめ

各項目の現況データ分析結果より、今後の都市づくりに向けて捉えるべき特性を次のように整理します。

■統計データなどから見たむかわ町の特性

項 目	捉えるべき特性
①人口動向の 特性	• 国勢調査による本町の総人口は市町村合併した 2006 年（平成 18 年）以前から減少傾向であり、2010 年（平成 22 年）には人口 1 万人を切り、2015 年（平成 27 年）は 8,596 人、2020 年（令和 2 年）では 7,651 人となっている。 • 一方、高齢化率は年々上昇傾向にあり、2015 年（平成 27 年）は 36.5%、2020 年（令和 2 年）では 40.8%となっている。 • 社人研の将来人口推計によると、2040 年（令和 22 年）には総人口が 4,179 人と推計されており、2015 年（平成 27 年）と比較すると約 50%減少し、高齢化率は 50.4%まで上昇すると推計されている。 • 世帯数と世帯平均人口も減少傾向であり、2020 年（令和 2 年）には 2.1（人/世帯）まで減少し、少子化や核家族化が進んでいる。 • 人口は鵜川駅周辺と穂別地区市街地に集中しており、中でも鵜川駅周辺に人口密度の高い地域が集中している。 • 2010 年（平成 22 年）から 2015 年（平成 27 年）にかけて、鵜川駅周辺の一部の地域では人口の増加がみられており、まちなかに居住する人が増えている傾向にある。その他の地域では人口が減少しており、特に穂別地区ではその傾向が顕著である。 • 将来人口密度は、町域全域で減少が見込まれており、2040 年（令和 22 年）の推計では、現在の人口密度が比較的高い鵜川駅の北側の地区で減少幅が大きくなると推計されている。 注視すべき事項 町域全域としては、年々人口減少が進行しており、人口減少に伴う低密度化が懸念される。 高齢化が進行しており、鵜川駅周辺の市街地以外では既に高齢化率が 40%を超える地域が広範囲に存在している。 全体としては人口が減少している中、鵜川駅周辺で一部人口が増加しており、まちなかに居住している人が増えている。

項 目	捉えるべき特性
②産業動向の特性	• 農業は、農家戸数と農家人口が減少傾向にある中、経営耕地面積はやや増加している。また、兼業農家は大幅な減少傾向にあるが、専業農家はほぼ横ばいで推移している。 • 漁業は近年漁獲量・漁獲高が減少傾向にある。就業者数は横ばいで推移している。 • 林業は林業経営体数が減少傾向にある。 • 工業の事業所と従業者数は減少傾向にあり、製造品出荷額などについても減少傾向である。 • 商業は事業所数、従業員数、年間販売額が1999年（平成11年）以降減少傾向にあり、特に事業所数は1999年（平成11年）から2016年（平成28年）にかけて半減している。 • 観光入込客数は年々減少傾向にあったが、恐竜化石をはじめとした観光資源の魅力を高めた結果、2016年度（平成28年度）以降増加していたが、2019年度（令和元年度）は震災前の水準に落ち込んだほか、2020年度（令和2年度）以降はコロナ禍の影響が想定される。 注視すべき事項 農業や漁業、林業については、持続的な発展のためには生産環境の整備や新たな担い手の育成が求められる。 商工業については、事業所の減少傾向がみられることから、町内の雇用の場の縮小が懸念されるとともに、小規模な店舗が減少による中心市街地の空洞化が懸念され、身近にある店舗の撤退による日用品などの買い物に対する移動利便性の低下も懸念される。 観光については、コロナの影響もあり近年減少傾向にあるため、地域資源を活用した観光振興を図り、地域活性化の取組が求められる。

項 目	捉えるべき特性
③土地利用に関する特性	- 都市計画区域のうち、用途地域を定めているのが 2.7%であり、そのうち、約 4 割が住居系、約 5 割が工業系地域である。 - 工業系地域の中には原野が 12.2%を占めるなど未利用地が多い状況であるほか、鵜川駅周辺の市街地にも空き地などが点在している。なお、松風地区の鉄道以東や駒場地区の国道以南では長期にわたる未利用地もみられる。 - 中央通沿線の商業系地域においては、築 30 年以上を経過した建物が多く分布しており、老朽化した建物が多くなっている。 - 大成地区では、用途地域の指定のない区域で住宅地が形成されている箇所がある。 - 北海道胆振東部地震による被災家屋の解体が進んだことから、空き地が増加している。 注視すべき事項 低未利用地が多く、古い建物も多くなっており、今後も人口減少が進行していくなかで、より空き家・空き地が増加し、市街地の空洞化が進行していくことが懸念される。 国道以南では、長期にわたり未利用となっている工業系地域や宅地が存在しているほか、用途地域と現況利用のミスマッチもみられる。
④都市基盤に関する特性	- 都市計画道路の整備率は 15.8%であり、未整備区間が多く残っている。 - 都市計画公園は 10 箇所が供用されており、大型公園の鵜川運動公園やたんぽぽ河川緑地は用途地域外に位置している。 - 公共交通（路線バス、町営バス）の利用者数は減少傾向にある。 注視すべき事項 都市計画道路の未整備区間は都市計画決定がされてから、長い年数が経過しており、整備が進んでいない状況である。 公共交通利用者は減少傾向にあり、今後人口減少・高齢化が進行するなかで、町民が安心して暮らすための移動手段を確保する取組が求められる。 その他の都市基盤を含め、町民のニーズや時代に応じた整備の推進が必要となる。
⑤公共施設に関する特性	公共施設の多くは鵜川市街地（鵜川駅周辺）と穂別市街地に立地しており、用途地域内に居住する住民の徒歩圏（800m）を概ねカバーしている。 注視すべき事項 今後、人口減少がより進行していく中で、人口密度の低下により施設が維持できなくなる可能性が懸念される。 また、白地地域や都市計画区域外に居住する町民にとっては徒歩圏域外に位置する施設も存在することから、高齢化など自家用車を持たない町民の移動手段も併せて確保していくことが求められる。

項 目	捉えるべき特性
⑥防災に関する特性	・ 鵜川の想定最大規模の氾濫が発生した場合、都市計画区域の広範囲にわたって浸水が予測され、鵜川駅周辺の用途地域指定区域内では 3.0m 未満の浸水がほぼ全域にわたると想定される。 ・ 2020 年（令和 2 年）4 月に、国が「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」が検討結果の概要を公表したことを受け、2021 年（令和 3 年）7 月に北海道より公表された津波浸水想定区域では、浸水想定区域が大きく広がっており、用途地域の全域が津波浸水想定区域に該当する。 ・ 豊城地区などでは土砂災害特別警戒区域があり、土砂災害リスクの高いエリアが存在する。 注視すべき事項 用途地域に指定されている鵜川市街地は洪水・津波ともにほぼ全域にわたって浸水想定区域に位置するため、安全確保に向けたハード・ソフト両面での取組が求められる。 土砂災害特別警戒区域などでは市街化の抑制が必要となる。
⑦財政の動向に関する特性	・ 歳入に関しては、約 4 割を地方交付税が占め、自主財源である町税は 10 億円前後で推移している。 ・ 歳出のうち、普通建設事業費と災害復旧事業費は、2018 年（平成 30 年）北海道胆振東部地震の影響により 2019 年度（令和元年度）は大幅に増加している。 ・ 今後の公共施設などの更新費用は、年平均で約 29 億円を要する試算結果となっており、現状の財政状況や予算規模では全ての更新を行うことが困難であることが想定される。 注視すべき事項 本町の財政は、地方交付税や道支出金などの依存財源の割合が高く、今後の人口減少に伴い自主財源である町税が減少することによって、より財政状況が厳しくなることが想定される。 また、今後の維持・更新費の増大が予測されており、その費用を含め、持続可能な都市経営に向けた、効率的な建設投資が求められる。

1.2 上位・関連計画の概要

本計画と関係性の高い上位計画は以下のとおりです。

第2次むかわ町まちづくり計画

本町のまちづくりの基本となる町の最上位計画に位置づけられ、まちの将来のあり方とその実現に向けた方策を示すとともに、町民と行政がまちの将来像を共有し、各分野の個別計画との整合性を図りながら、協働によるまちづくりを進めていくための計画です。

また、本計画は「むかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「むかわ町復興計画」を内包しています。

《計画期間》

2021 年度（令和3年度）→2030 年度（令和12年度）

《まちづくりの理念》

「人と自然が輝く清流と健康のまち」

《まちの将来像》

「人とつながる、笑顔でつながる、未来につながるまち むかわ」

《まちづくりの基本方針》

基本方針 1	【子育て・医療・福祉】健康でいきいきとした暮らしを創る ～生涯安心して住める、親切であたたかいまちを目指します～ 出産から子育てまで切れ目のない支援を行うとともに、子どもから高齢者まで健康づくりに取り組む環境を整備します。また、生涯安心して暮らせるよう、医療や高齢者福祉、障がい者福祉を充実し、地域みんなで支える体制の整備に努めながら、地域福祉の推進を図り、親切であたたかいまちを目指します。
基本方針 2	【安全・環境・暮らし】安心・快適な生活環境を創る ～快適に住みやすく、笑顔があふれるまちを目指します～ 震災からの復興に向けた取組や防災・減災対策を講じるほか、消防救急体制、防犯・交通安全を推進し、安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めます。また、道路ネットワークや公共交通、上下水道、情報通信基盤など、暮らしや経済活動の基盤となる社会基盤の計画的な整備と維持管理を行うとともに、自然と共生する環境にやさしい循環型社会を構築し、快適に住みやすく、笑顔あふれるまちを目指します。
基本方針 3	【産業・観光・交流】むかわファンを増やし、賑わいと活力を創る ～まちの魅力や素材を活かし、元気で活力のあるまちを目指します～ 本町の基幹産業である農林水産業の生産基盤や担い手対策などを強化し、災害に強い活力ある産業の育成と魅力化を図ります。また、商工業の振興や起業支援などによる雇用創出を進めるとともに、恐竜化石をはじめとする地域資源に磨きをかけ、関係人口・交流人口の創出・拡大を図ります。さらに、震災の影響を大きく受けたまちなかの再生を図りながら、まちの魅力や素材を活かし、元気で活力のあるまちを目指します。
基本方針 4	【学び・文化・スポーツ】楽しく学び、まちを支える人を創る ～郷土を学び、豊かな心と個性を育むまちを目指します～ 将来においても魅力あるまちとして発展していくためには、次世代を担う子どもたちや各活動の担い手を育成しながら、確かな学力、豊かな心を育む教育を推進します。また、町民の主体的な生きがいづくりや健康づくりにつながる生涯学習や生涯スポーツの環境づくりを進めます。さらに、まちの歴史・文化を知り守り育てることで、郷土を学び、豊かな個性を育むまちを目指します。
基本方針 5	【コミュニティ・行政経営】みんなで支え合い、明るい未来を創る ～町民みんなが主役となり、明るい未来と希望のあるまちを目指します～ 町民が主役の協働のまちづくりや男女が平等で一人ひとりの人権が守られる社会の実現に加え、地域の結びつきを強め、地域コミュニティのさらなる充実と活性化に努めます。また、効率的で戦略性をもった行政運営により行政サービスの安定的な提供に努め、町民が主役となり、明るい未来と希望のあるまちを目指します。

重点プロジェクトについて

重点 プロジェクト 1

地方創生プロジェクト

災害や感染症を契機とした地方移住への関心の高まりを本町への人の流れにつなげるため、3つの展開方針に沿った取組を推進します。このプロジェクトにより、新たな時代に適応した環境整備を進め、人口減少対策の充実を図りながら、多様化する町民ニーズに応じた地方創生の実現を目指します。

展 開 方 針

- 切れ目のない子育て環境の充実
- まちの将来を担う人材育成の強化
- 恐竜ワールド構想の推進

重点 プロジェクト 2

まちなか再生プロジェクト

本町の鶴川地区及び穂別地区の中心市街地が抱える地域課題の解決に向け、その方向性を示した「むかわ町まちなか再生基本構想」に基づく3つの展開方針に沿った取組を推進します。このプロジェクトにより、持続的なまちなか再生を進め、両地区の連携強化を図ることによりまち全体の活性化を目指します。

展 開 方 針

- 鶴川市街地を中心とするまちなか再生
- 穂別市街地を中心とするまちなか再生
- 「むかわまるごとフィールド」に向けたまちづくり

重点 プロジェクト 3

タウンプロモーション推進プロジェクト

本町ならではの強みや特徴を明確にした上で、効果的なプロモーションの実施による、まち全体の価値（ブランド）の向上に向け、3つの展開方針に沿った取組を推進します。このプロジェクトにより、まちの認知度を高めるとともに、むかわブランドを確立し町民のシビックプライド（まちに対する町民の誇り）の醸成を目指します。

展 開 方 針

- まちの認知度向上とむかわブランドの確立
- 戦略的・継続的な情報発信
- 町民の誇りや愛着心の醸成

人と自然が輝く清流と健康のまち

～ まちの将来像 ～

人とつながる、笑顔でつながる、未来につながるまち むかわ

重点1

地方創生 プロジェクト

人とつながる

＜基本方針1＞
健康でいきいきとした暮らしを創る

重点2

まちなか再生 プロジェクト

笑顔でつながる

＜基本方針2＞
安心・快適な生活環境を創る

重点3

タウンプロモーション推進 プロジェクト

未来につながる

＜基本方針3＞
むかわファンを増やし、賑わいと活力を創る

＜基本方針4＞
楽しく学び、まちを支える人を創る

＜基本方針5＞
みんなで支え合い、明るい未来を創る

鵜川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

《計画期間》

2020 年度（令和2年度）～2030 年度（令和12年度）

《都市づくりの基本理念》

「人と自然が輝く清流と健康のまち」

《主要な都市計画の決定の方針》

【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】

主要用途の配置の方針

用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・ 商業業務地については、創造的復興・創生に向けた移住・定住促進を図るためのまちなか再生として、コンパクトな商業地の配置を可能とする用途地域の変更など必要な見直しを検討する。

市街地の土地利用の方針

居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 中心商業業務地を含む徒歩 1 km圏内について、創造的復興・創生に向けた公営住宅や民間賃貸住宅などの供給によるまちなかへの住み替えの誘導を検討し、子育て世代を含む多様な世帯が混在できる公営住宅などを整備することで、良好な住環境の改善を図る。

その他の土地利用の方針

災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 土砂災害特別警戒区域に指定されている豊城地区などについては、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。

秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 住宅系用途地域に指定されている松風地区の鉄道以東の長期末利用地については、集約型都市構造への転換に向け用途廃止を検討する。加えて、松風地区の国道以南の未利用となった公営住宅部分については、集約型都市構造への転換に向け用途廃止を検討する。
- ・ 工業系用途地域に指定されている駒場地区の国道以南の長期末利用地については、集約型都市構造への転換に向け用途廃止を検討する。
- ・ 用途地域の指定のない区域のうち営林署払下げにより既に住宅地が形成されている文京地区については、生活環境の向上を図るため周辺の土地利用との調整を図った上で用途地域を指定する。
- ・ 鵜川の浸水想定区域外である青葉地区については、防災性向上に向けた消防庁舎移転や防災拠点づくりを目指し、周辺の土地利用との調整を図った上で用途地域を指定する。
- ・ 用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域を定めることを検討する。

策定の趣旨

- 鵜川地区・穂別地区で震災等の影響により、まちの顔としての商店街、中心市街地としての機能と景観が損なわれつつある現状。
- 「復興計画」における第Ⅰ期中の住宅再建を実現。第Ⅱ期以降に向けて、「まちなか再生」を重点的に推進。
- 地域の個性や資源を活かした再生に向け『オールむかわ』で進めていくために、取組の羅針盤として「基本構想」を策定するもの。

検討
議論

「復興計画」でのまちなか再生の方向性

- ・地域経済の復興
- ・住民生活の利便性向上
- ・地域一体となったコミュニティづくり

「第2次まちづくり計画」での提案・重点プロジェクト

- ・中心市街地復興プロジェクト
- ・中心市街地魅力化プロジェクト

「まちなか再生検討会」での検討・提言

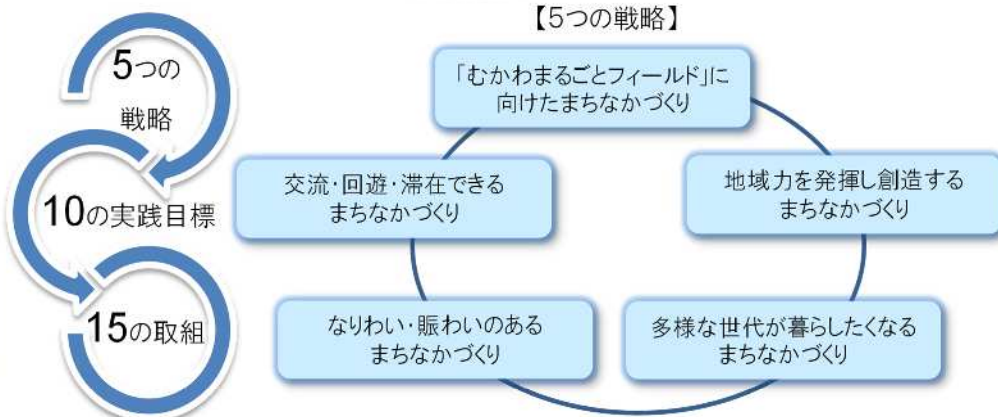
- ・むかわ起死回生会での議論
- ・穂別スクラムプロジェクトでの議論

まちなか再生プロジェクトの展開

プロジェクトへ反映

実行

【5つの戦略】



町民や行政・民間との協働によるオールむかわでの取組の推進
～ 情勢変化などに対応しながら弾力的に展開 ～

期間

- ◆ 短期・中期的には、復興計画で位置づけた「復興展開期」始期（令和3年度）から「復興・創生期」の終期（令和7年度）までの5年間とします。

推進体制

- ◆ 既設の「まちなか再生検討会」に幅広い分野の方々をメンバーとする分科会（コア会議）を設置
- ◆ テーマを具体的に絞り、関係者とともに具体的な議論・調査・研究・実証実験等の取組を推進

令和3年3月に策定した「まちなか再生基本構想」で定めた検討の方向性について、その後の検討会での議論経過やプロジェクトの取組を通じて、目的が類似するものなどをパッケージ化し、5つの柱により「基本計画」を構成し、具体的な取組を推進していきます。

基本構想でまとめた検討の方向性

① まちなかに町民が利用しやすい機能を備えた交流拠点施設の整備を目指します。 例) 子育て世帯や高齢者向け等の多世代等がいつでも気軽に交流できるスペース、歴史的建造物を活用した施設づくりなど
② まちなかでの農林水産業となりわいが連携した地域活性化の取組を進めます。 例) 6次化の推進など
③ まちなか再生の骨格となる中央通り沿いの環境整備に向けて、空き地・空き家の利活用を進めます。 例) 空き地スペースの活用、住民参加型チャレンジショップ、マルシェ事業、リノベーションモデル事業、モバイルハウスの活用など
④ 将来的なデジタルトランスフォーメーション（DX）を見据えたまちなかでの施設・環境整備を進めます。 例) サテライトオフィス設置、テレワーク拠点など
⑤ 地域経済・商業の発展につなげるため、仮設店舗から再建へ向けた取組を進めます。 例) 入居事業者との意見交換・調整など
⑥ まちなかの景観整備を行い、町歩きしたくなるような環境づくりに取り組みます。 例) まちをきれいにする活動、散策路整備など
⑦ 両地区を結ぶ地域公共交通ネットワークの充実や、利用しやすい交通システムを確立します。 例) バス路線網の整備、サポート交通の検討など
⑧ 拠点となる施設を磨き上げ観光的魅力を兼ね備えた回遊性のあるまちなかの創出を目指します。 例) 道の駅、ほぼんた市場、穂別博物館、穂別キャンプ場を拠点とした周遊観光コンテンツの造成など
⑨ 鶴川地区・穂別地区をむすぶ・つなぐ地域活性化イベントを実施します。 例) にぎわい創出事業・イベントの実施など
⑩ 持続的な地域運営に向け、住民主体による組織体制づくりを目指します。 例) 住民による地域づくり運営組織（仮称：まちまかない会社）づくりに向けた検討
⑪ 高齢者などの買物の利便性確保や、生きがいづくりのためのまちなかの複合交流拠点の形成を進めます。 例) 買い物難民対策の検討、店舗機能・行政機能・福祉機能等の一体的な拠点の検討など
⑫ 博物館周辺エリアの整備を含め一体とした議論を進め、次世代に繋げる博物館の整備を目指します 例) 穂別博物館の再整備、コミュニティづくりの場など各機能の検討。
⑬ 恐竜ビジネス・産業の確立に向け、関連企業・大学等と連携したまちなかづくりを進めます。 例) まちが一体となった稼げる恐竜ビジネスの創出、北海道大学や桐生大学・短期大学などとの協働事業など
⑭ 穂別キャンプ場の来訪客をまちなかへ誘導する仕掛け・情報発信に取組み、賑わい創出を進めます。 例) キャンプ場での一次産品や商店の特産品等の販売、野菜収穫体験等の体験メニュー開発、まちなかへの誘導コンテンツの造成など
⑮ 地域福祉充実の観点から関係団体等と連携・協働し、安心して暮らせるまちなか形成を進めます。 例) 高齢者向けの見守り事業、交通手段の支援など

検討会での議論や実証実験等を通じパッケージ化

基本計画の柱

- I 多層的な拠点づくりと好循環の創出
- II 空き地・空き店舗の活用による賑わいの創出
- III 住民主体による地域運営と交流・生活拠点整備
- IV 地元資源を活かしたまちなかづくり
- V 両地区をつなぐ取組の充実・強化

1.3 住民意向調査

本町では、「第2次むかわ町まちづくり計画」の策定にあたり、まちづくりに対する町民のニーズやご意見を把握し、計画づくりの参考とすることを目的に、住民意向調査を実施しています。

【調査概要】

- 調査対象：町内に居住する全世帯（令和元年8月1日現在）及び町内の中学3年生及び高校生
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査時期：2019年（令和元年）9月18日～2019年（令和元年）10月4日
- 回収結果：一般1,228票（29.6%）、中高生159票（87.4%）、中高生（町外）70票（100.0%）

■ むかわ町での暮らしの重要度と満足度

重要度が特に高い項目は、「病院や福祉施設などの充実」「スーパーなど買い物に便利な環境」「治安がよい安全なまち」となっています。

満足度が特に高い項目は、「ゆたかな自然」や「ゆとりある閑静な居住環境」「地域のつながり、仲の良さ」で、逆に低い項目は、「公共交通の利便性」「飲食店などのお店」「医療や福祉施設の充実度」となっています。

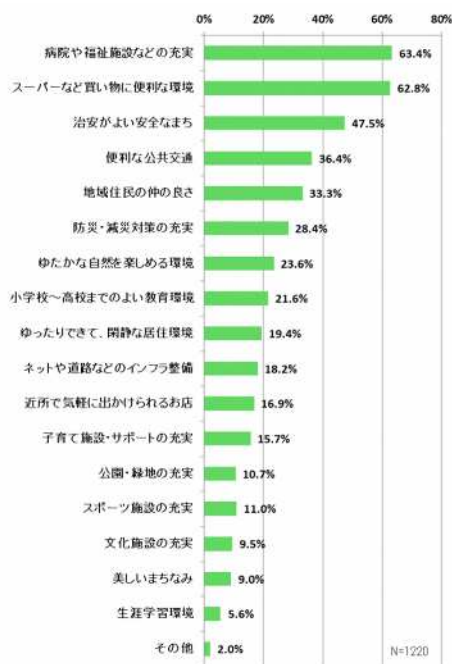


図 2-39 暮らし環境としての重要度

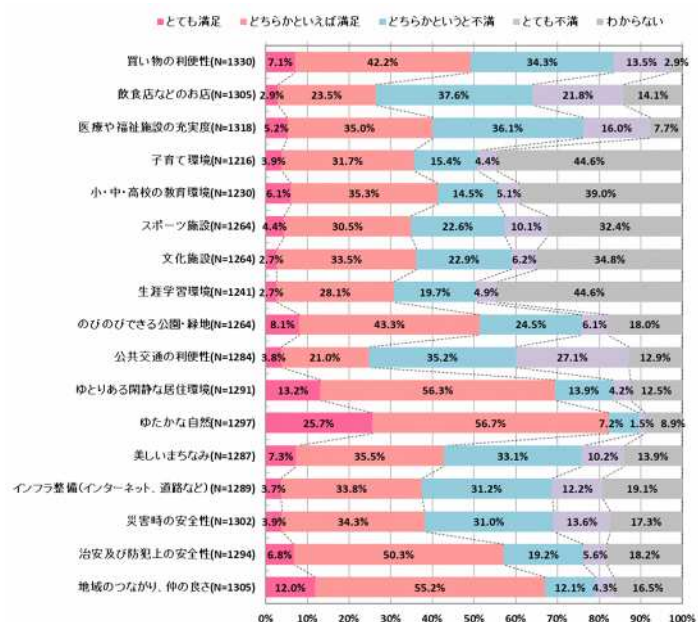


図 2-40 むかわ町での暮らしの満足度

■ 今後のまちづくりで重要だと思うこと

今後のまちづくりで重要だと思うことについては、「医療・福祉サービスの充実」が70.0%と最も多く、次いで「まちなかに賑わいがあること」「便利な公共交通の整備」「災害に強いまちづくり」となっています。

また、年代別を見ると、20～30代では「子育て環境」が他の年代に比べて高くなっています。

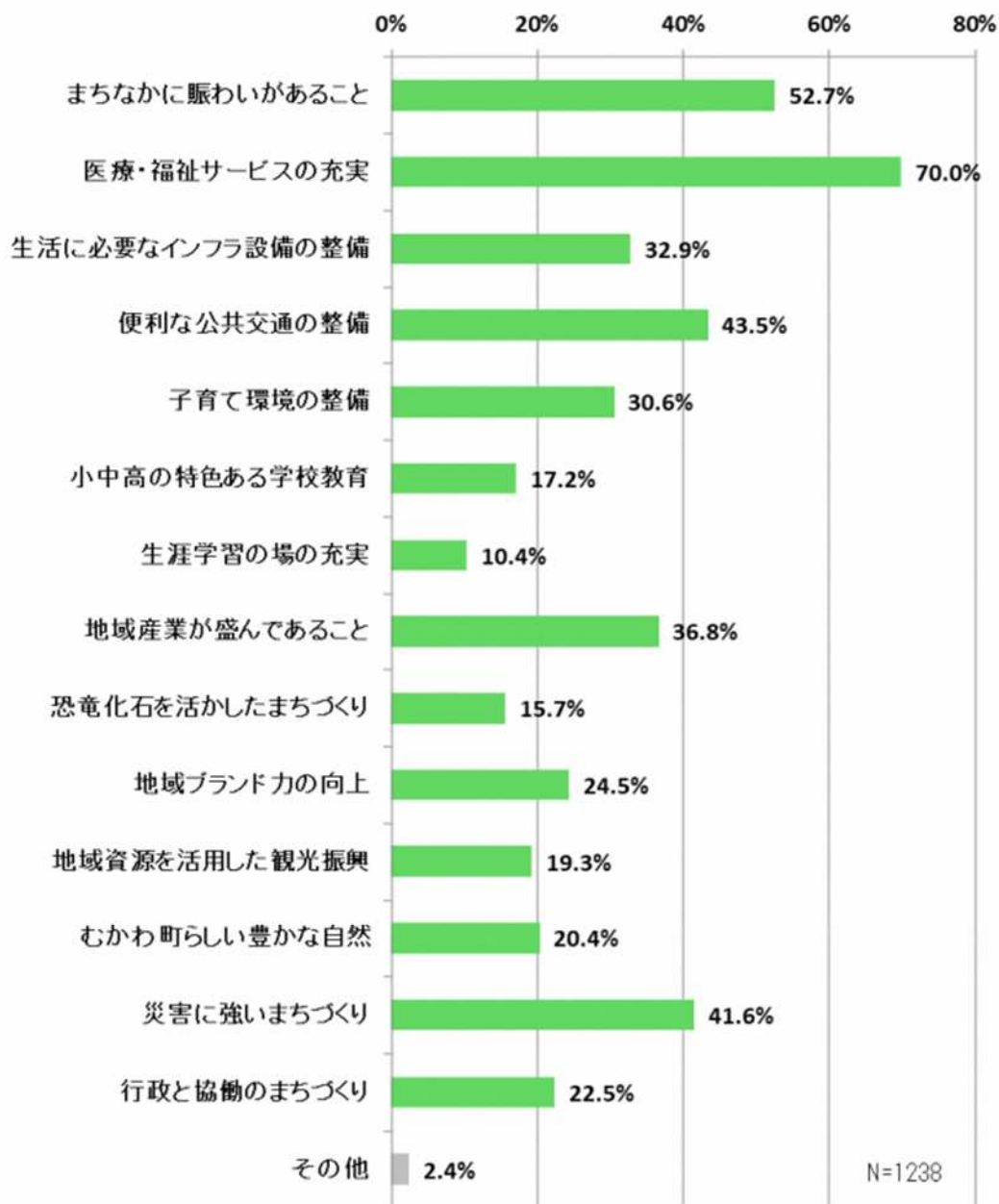


図 2-41 今後のまちづくりで重要だと思うこと（全体）

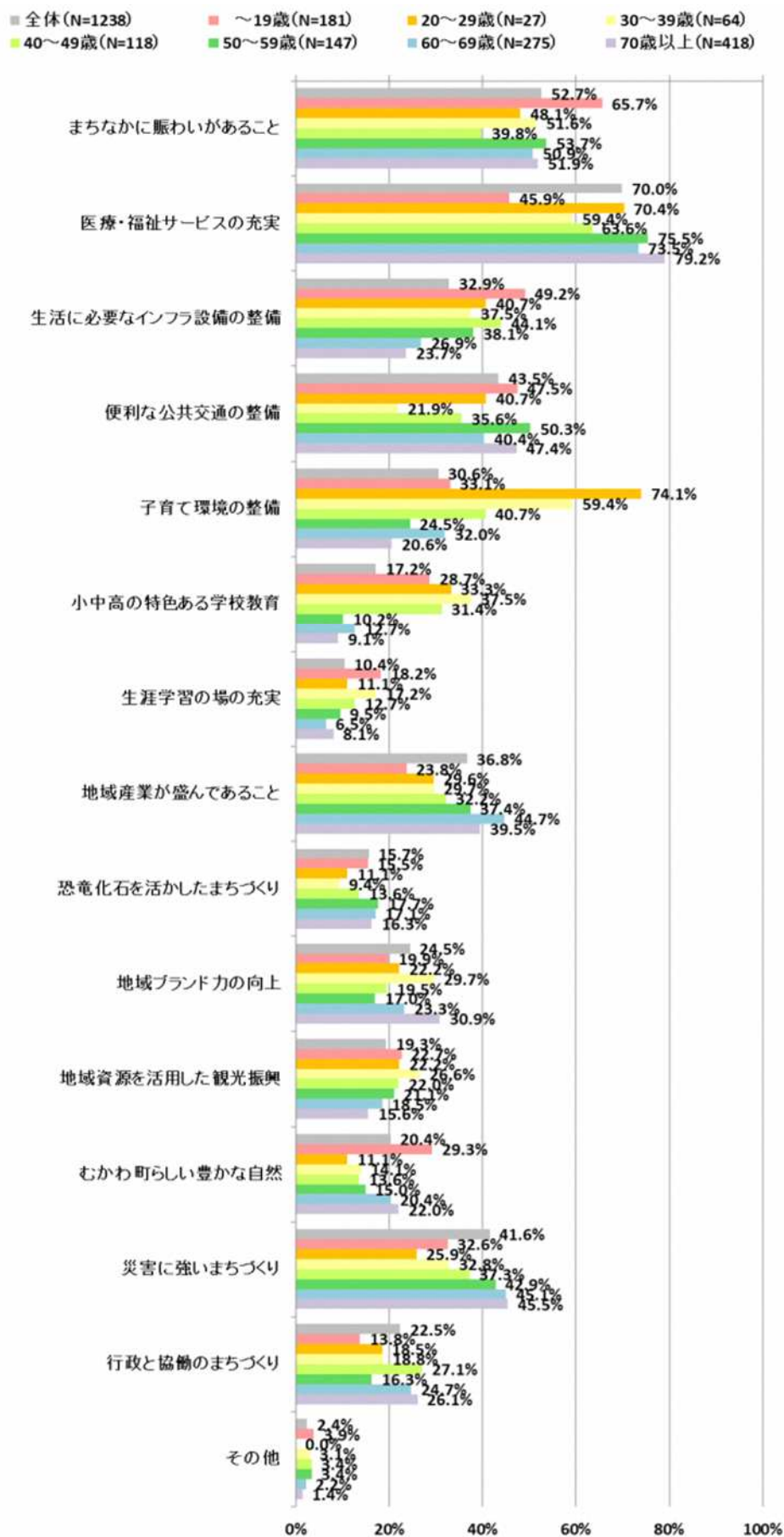


図 2-42 今後のまちづくりで重要だと思うこと（年代別）

1.4 むかわ町を取り巻く動向

本町を取り巻く現状（社会潮流・都市計画を取り巻く動向）を以下に整理しています。

■ 人口減少と少子高齢化の進行

本町は、これまで2015年（平成27年）12月に策定した「むかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口の自然減、社会減の両面から、各分野における対策を推進してきました。

国勢調査をもとに本町の人口推移を見ると、市町村合併した2006年（平成18年）以前から減少を続けており、2005年（平成17年）と2015年（平成27年）を比較すると、2,006人減少しています。

年齢3区分別に見ると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は減少し続けています。一方、老年人口（65歳以上）は増加し続けており、2015年（平成27年）には高齢化率が36%を超え、北海道や全国と比較してもその割合が高くなっています。

また、2020年（令和2年）以降は、老年人口も減少に転じることから、さらに人口減少が加速化し、2045年（令和27年）には3,495人まで減少する見通しとなっており、地域の活力が低下する恐れがあります。特に、生産年齢人口の減少により、労働力人口の減少（担い手不足）や消費意欲の低下、消費者数の減少による経済成長の鈍化などが懸念されます。

■ 創造的復興・創生を目指すまちづくり

2018年（平成30年）に発生した北海道胆振東部地震の震災に加え、未曾有の感染拡大をもたらしたコロナの影響により、人口流出や地域経済の縮小などが深刻化しており、これらの対応が急務となっています。

本町では、「むかわ町復興計画」を策定し、単なる震災からの復興ではなく、未来へつなぐまちづくりに向け、地方創生の取組と連携した人口減少対策を核としながら、「創造的復興・創生」の実現が求められています。

■ 国土強靱化に向けた取組

激甚化する風水害や太平洋沖における大規模な地震・津波の発生など、自然災害リスクが存在する中で、人口減少・少子高齢化の進行に伴う集落機能の低下、社会資本の投資余力の減少などから町民生活に不可欠なインフラ整備が十分に進んでいない状況にあります。

また、感染症や国民保護事案を含め、様々な災害や危機事案の発生から被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる強さとしなやかさを備えた安心して暮らせるまちづくりが求められています。

■ 環境にやさしい都市づくり

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された国際指標で、地球上の「誰一人として取り残さない」社会を実現するため、経済、社会及び環境をめぐる広範囲な課題に対し、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

国においては、「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」を公表し、優先的に取り組むべき課題と具体的な施策を定め積極的にSDGsを推進しています。北海道においても、「北海道SDGs推進ビジョン」を策定し、北海道全体でSDGsを推進していることから、本町においても、その基本理念を踏まえ、国や北海道とも連携しながらSDGsを推進し、持続可能で環境にも優しい都市づくりが求められています。

■ 地域の魅力を活かした都市づくり

自然豊かな山地、鵲川や穂別川などの自然環境、数多くの文化財、恐竜・化石などの地域資源を保全・活用し、人と自然環境や地域資源の共生する都市づくりが課題となっています。

また、本町固有の観光資源をつなぎ合わせ、観光の振興を図り、魅力ある都市づくりとすることが課題となっています。

人口減少が進行する中、魅力や強みを活かした都市づくりを進め、定住人口の確保や交流人口を増加させることが課題となっています。

■ 新型コロナウイルスを契機とした社会変化への対応

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、町民の暮らしや地域経済に甚大な影響を及ぼしています。そのため、本町はこれまで、医療提供体制の整備をはじめ、感染拡大防止や地域経済の立て直しに向けた取組を進めてきました。

感染症のみならず自然災害を含め、今後も予想困難な危機が訪れるとの前提に立ち、危機に際してもまちづくりの挑戦を止めることがないよう、社会変化への対応力を高めていくことが必要になっています。

■ 先端技術を活かした都市づくり

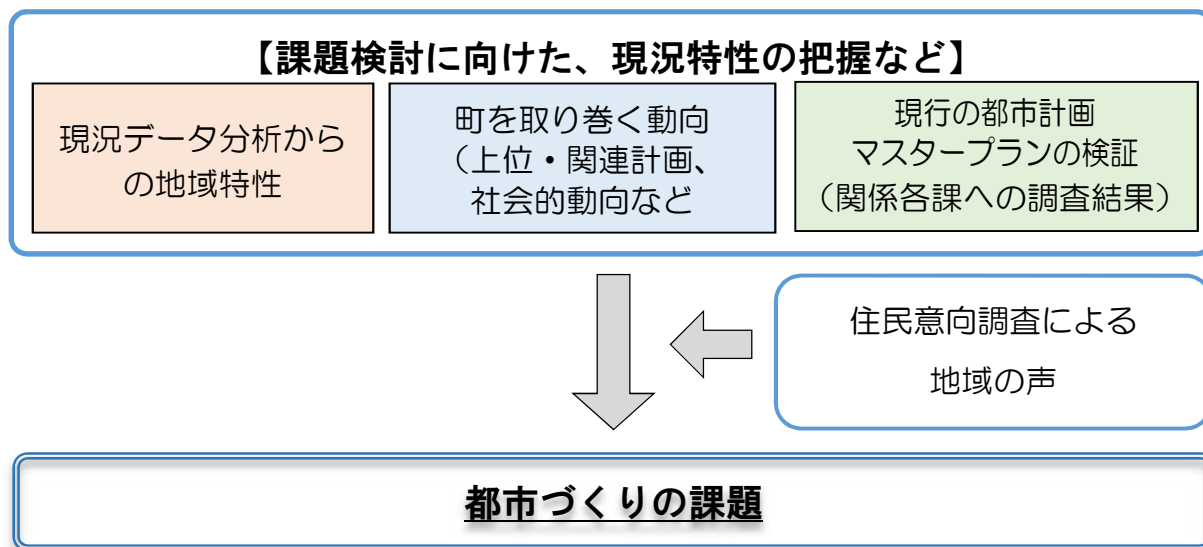
まち全体がDX（デジタルトランスフォーメーション）によりスマート化し、町民が快適に暮らす働くことができる社会を迎えています。

交通やエネルギー、防災など幅広い分野において、AIやIoT、ビッグデータ、その基盤となる情報通信ネットワークなどの先端技術を積極的に活用することで、生活を豊かにする都市づくりが求められています。

第2節 むかわ町の課題

2.1 都市づくりの課題検討の流れ

今後の都市政策の検討に向け、現況データ分析による地域特性や今後の見通し、本町を取り巻く動向（上位・関連計画、社会的動向などの整理）、現行計画の検証結果を整理し、住民意向調査などの地域の声などを踏まえた上で、対応すべき都市づくりの課題を整理します。



2.2 都市づくりの主要課題

現況データ分析から得られた地域の特性に加え、上位・関連計画などの町を取り巻く動向や現行計画の検証結果、2019年度（令和元年度）に実施した町民アンケートの結果から、分野別の都市づくりにおける主要課題を次頁以降に示します。

「土地利用」に関する課題	
土地 利 用	環境保全 ●恵まれた自然環境の保全を前提としつつ、居住環境・交通体系の充実や産業の育成・振興など、自然環境と調和・共生した都市づくりが課題。【現行計画の検証】 ●郊外地域では基本的に農業や漁業を中心とした土地構成となっているので、地域の活性化の妨げにならないような土地利用を検討。【現行計画の検証】 ●農林水産業と健全な調和を図り、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。【区域マス】 ●本町の豊かな自然環境を次世代に継承していくため、自然環境の大切な役割や問題意識をまち全体で共有。【R3 まちづくり計画】 適正化 ●人口や世帯数の規模を勘案しながら、コンパクトで適正規模の市街地形成に努め、住環境、都市施設、防災、街並み景観などを含む市街地機能の充実及び再編を図ることが必要。【R3 まちづくり計画】 ●効率性、集約性のある都市計画行政を図るため、市街地を中心とした都市計画区域の見直しを検討することが必要。【現行計画の検証】 ●コンパクトな市街地特性を活かした定住促進を図るため、用途地域規制を行い効率的・計画的なまちづくりを進めるが、必要に応じ地区計画制度や特別用途地区などの諸制度の活用により補完。【現行計画の検証】 ●高規格幹線道路日高自動車道鶴岡川ICの供用や、JR日高線の一部廃線を踏まえ、交通体系の変化に対応した適正な土地利用も課題。【区域マス】 ●現在、若年人口の減少が加速化するとともに、老年人口が維持から微減へと転じる時期で、2025年（令和7年）には、若年人口の減少が一層加速化し、老年人口も減少していく段階に移行。【R3 まちづくり計画】 ●今後更なる人口減少・低密度化が懸念され、コンパクトな都市機能の再編を図り、生活利便性を高めることが必要。【現況データ分析】 ●用途地域内において、長期的な未利用地が広く分布しており、現在活用に向けた取組が行われていないことから集約型都市構造への転換に向けた検討が必要。【現況データ分析、現行計画の検証】 活性化 ●まちなかの再生と賑わいの創出に向けた動きを加速化し、コロナを契機とした「新しい生活様式」に配慮しながら、新たな人の流れを地域経済や商店街の活性化につなげていくことが必要。【R3 まちづくり計画】 ●社会基盤の整備による利便性の向上などを活かし、交流人口の増加に向けた商業施設や住宅などの集積を進め、既存商店街との連携を図り、特色ある市街地づくりが求められている。【R3 まちづくり計画】 ●北海道胆振東部地震やコロナの影響により生産年齢人口の減少が著しく、労働力不足に加え、賑わいの喪失が課題。また、中心市街地では、空き地や空き店舗などの増加により商店街の空洞化が進行し、商業やコミュニティの衰退が深刻化。【R3 まちづくり計画、現況データ分析】 ●住環境については、町営住宅等長寿命化計画に基づき維持管理に努めるとともに、空き家・廃屋対策などをはじめ、良好な住環境の形成が必要。【R3 まちづくり計画】
	①豊かな自然環境を保全する土地利用 ○まちの主要産業である農林水産業との調和を図り、豊かな自然環境や景観を保全し、次世代に継承していく都市づくりが必要。 ②コンパクトで利便性の高い市街地形成に向けた、都市計画区域及び用途地域の適正な見直し ○今後の人口減少、低密度化を見据えた適正な規模の市街地を形成させるため、コンパクトに都市機能が集積し、定住意欲を高める生活利便性の高い集約型都市構造への誘導が必要。 ③まちなかの賑わい創出と既存ストックの活用 ○空き地、空き家、空き店舗など既存ストックの有効活用や既存商店街との連携により新たな人流を創出し、まちなかの再生及び賑わい創出を加速化させることが必要。

捉えるべき社会潮流、現況調査結果からの地域特性、現行計画の検証

捉えるべき特性

都市計画道路

- 高規格幹線道路 日高自動車道 鶴川 IC 供用後の交通状況の変化や将来的な市街地形成（用途地域）を勘案し、計画的・効率的な道路整備を前提とした都市計画道路網の見直しを図ることが必要。【現行計画の検証】
- 賑わいのあるまちを形成するためには、利便性が高い道路交通網の形成や新たな利用ニーズに対応した道路整備の促進が重要。【R3 まちづくり計画】
- 都市計画道路の整備率は15.8%と低い水準であり、都市計画決定後、長期に渡り未着手となっている区間があるため、将来の市街地形成に合わせた都市計画道路の見直しが必要。【現況データ分析、現行計画の検証】

道路ネットワーク

- 老朽化が進む道路や橋梁などを長寿命化計画に基づき修繕を進めるとともに、歩行者の安全性や防災機能を向上するための計画的な整備が必要。【R3 まちづくり計画】
- 大規模災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性確保が重要。【むかわ町強靱化計画】
- 高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備をはじめ、緊急輸送道路や避難路などのネットワーク化の推進が必要。【むかわ町強靱化計画】

公共交通

- 人口減少や少子高齢化に伴い、交通弱者が増加していることから、円滑に移動できる交通手段などが必要。【R3 まちづくり計画】
- 公共交通の中心であるバスや鉄道は、通学児童生徒などを中心に地域の実情に応じた持続可能な交通ネットワークの充実が求められている。【R3 まちづくり計画】
- 広域的な人の移動と物流を支える鉄道は、災害時において救援物資などの大量輸送を担うとともに、地域産業や経済を支える重要な機能を有していることから、持続的な鉄道網の確立に向けた取組を推進する必要がある。【むかわ町強靱化計画】
- 災害時における市民の移動手段を確保するため、平時から利用者ニーズを把握しながら利便性の向上を図り、持続可能な公共交通ネットワークを構築する必要があります。【むかわ町強靱化計画】
- 公共交通利用者は減少傾向にあり、今後人口減少・高齢化が進行する中で、市民が安心して暮らすための移動手段を確保する取組が必要。【現況データ分析、現行計画の検証】
- JR 日高線の鶴川～様似間が、2021 年（令和 3 年）3 月に正式に廃止。4 月以降は、代替路線バスが運行。【現況データ分析】

都市施設／道路交通

意向調査結果

- 「公共交通の利便性」について、町民にとっての重要度は高いが、満足度が低い。【R1 町民アンケート】
- 今後のまちづくりに必要なこととして「便利な公共交通の整備」を求める町民の意向が強い。【R1 町民アンケート】
- 路線バスやコミュニティバスなど公共交通の利用者は少ない。【R1 町民アンケート】

都市づくりの課題

「都市施設／道路・交通」に関する課題

①コンパクトな都市づくりに対応した都市計画道路網の見直し

- 長期未着手である都市計画道路について、現況の土地利用および交通状況や今後の市街地形成方針に合わせた適正な計画の見直しが必要。

②安全・安心な道路交通環境の確保

- 大規模災害時などにおける緊急輸送や避難経路の役割を担う安全性・信頼性の高い道路ネットワークの形成が必要。

③地域の実情に応じた利便性が高く、持続可能な公共交通ネットワークの確保

- 今後、高齢化社会が進展する中、公共交通の役割はますます重要となり、安定的な利用者確保しながら、持続可能な公共交通ネットワークの構築が必要。

捉えるべき特性

- 「豊かな自然」や「のびのびとできる公園・緑地」に対する町民の満足度は高い。【R1 町民アンケート】

都市施設／公園・緑地

「都市施設／公園・緑地」に関する課題

①快適な公園・緑地空間の整備による緑のネットワーク化

- 将来的な市街地形成方針を見据えた公園・緑地のネットワーク化が必要。

②地域ニーズに応じた公園施設の適切な維持管理

- 地域特性や地域ニーズを捉え、質的・量的 向上に向けた整備充実が必要。

捉えるべき社会潮流、現況調査結果からの地域特性、現行計画の検証

捉えるべき特性

- 都市計画区域の下水道普及率は、2015年(平成27年)で40.3%であり、今後も市街地の下水道の普及が必要。【区域マスの】
- 人口減少のなか、1993年度(平成5年度)から整備した施設・設備の老朽化が進み、修繕費を含む維持管理費や改築更新費の増大が想定。【下水道事業経営戦略】
- 今後は、安定した下水道サービスを提供するため、老朽施設の計画的な更新・改修を進めるとともに、健全な下水道経営が求められている。【まちづくり計画】
- 災害時における下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化を進めながら、非常時に備えた復旧体制の整備を図る必要がある。【むかわ町強靱化計画】
- 「むかわ町公共下水道ストックマネジメント基本計画」に基づき、今後、増大が見込まれる老朽化施設の改築更新などを計画的に進めていく必要がある。【むかわ町強靱化計画】
- 下水道区域外について、合併浄化槽の整備を促進する必要がある。【まちづくり計画】

都市施設／下水道

意向調査結果

都市づくりの課題

「都市施設／下水道」に関する課題

- ①下水道施設の適切な維持管理（計画的かつ持続的な更新・改修）
 - 老朽化の進む施設の計画的な更新・改修が必要。
- ②災害に強い下水道施設・機能の確保
 - 災害時における下水道機能の確保のため、下水道施設の耐震化や合併浄化槽の整備促進、非常時の復旧体制の整備が必要。

捉えるべき特性

- 白地地域や都市計画区域外に居住する町民にとっては徒歩圏域外に位置する施設も存在することから、高齢化など自家用車を持たない町民の移動手段も併せて確保していくことが求められる。【現況データ分析】
- 本町の財政は、地方交付税や道支出金などの依存財源の割合が高く、今後の人口減少に伴い自主財源である町税が減少することによって、より財政状況が厳しくなることが想定される。【現況データ分析】
- 適正な予算規模での行政運営が不可欠であり、公共施設についても適正規模で効果的かつ効率的に維持管理することが必要。【公共施設等総合管理計画】
- 今後の公共施設のあり方について、人口減少や高齢化の進展などに伴う町民ニーズの変化やそれに見合う施設規模を的確に踏まえた検討が必要。【公共施設等総合管理計画】
- 今後、施設の老朽化が進行し、施設の更新や大規模改修、維持管理費の増大など、大きな財政負担が予想されます。そのため、施設保有総量の最適化、適切な維持管理と効率的な利活用、長寿命化などを図ることで、計画的かつ効率的に施設を保全し、費用負担の縮減を図ることが必要。【公共施設等総合管理計画】
- 全ての施設を大規模改修・建替していくことは困難であるため、保有施設総量の削減を図り、また、特定の期間に多くの費用がかからないよう費用を平準化することが必要。【公共施設等総合管理計画】

その他都市施設

捉えるべき特性

- 市街地に潤いを与える自然景観の維持・保全と本町のイメージアップとなる魅力的な都市景観の創出を住民と行政が一体となって進めることが必要。【現行計画の検証】
- 農林漁業と健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。【区域マスの】
- 鶴川・穂別地区の中心市街地において、空き地が目立つようになり、まちの顔としての商店街、中心市街地としての機能と景観が損なわれつつある現状。【まちなか再生基本構想】

都市景観

捉えるべき特性

- 用途地域に指定されている鶴川市街地においては、洪水や津波による広範囲な浸水被害が懸念される。【現況データ分析】
- 地域防災計画においても避難地・避難場所などが指定されているが、より安心して暮らせるまちづくりを進めるために、都市計画道路においては避難路としての機能、公園・緑地においては一時的な避難地及び遮断空間としての機能を付加できるように計画・整備していくことが必要。【現行計画の検証】
- 北海道胆振東部地震をはじめ、近年、地震や集中豪雨などの自然災害が頻発し、また、日本海溝・千島海溝周辺の海溝型地震など、大規模災害の発生が懸念。【R3まちづくり計画】
- 万が一の災害発生に備え、危険箇所の災害防止対策を進め、減災対策や地域防災力の充実強化に取り組むことが必要。【R3まちづくり計画】

都市防災

- 美しいまちなみに対する町民の満足度は低い。【R1町民アンケート】

- 今後のまちづくりに必要なこととして「災害に強いまちづくり」の町民意向が強い。【R1町民アンケート】
- 「災害時の安全性」について、町民にとつての重要度は高いが、満足度が低い。【R1町民アンケート】

「都市景観」に関する課題

- ①都市と自然が調和した景観の維持・創出
 - 町の有する農地・森林・河川などを活かした都市景観の形成が必要。
- ②魅力的なまちなかの再生に向けた景観形成
 - まちなかの再生、賑わいの創出に向けた街並み景観の創出が必要。

「都市防災」に関する課題

- ①災害に強い都市基盤の強化
 - 津波浸水域など災害ハザードを有するなか、災害時にも機能する避難地・避難経路や防災拠点などの整備が必要。
- ②防災・減災に向けた地域防災力の強化
 - 災害の激甚化・頻発化傾向が進むなか、被害を最小限に抑えるための地域が一体となった対策が必要。

第3章 全体構想

第1節 都市づくりの基本目標及び将来都市構造

1.1 都市づくりの理念

本町は、平成30年に発生した北海道胆振東部地震の被害を受け、復興に向けた取組を町民や企業、行政が一体となって取り組んでおり、これまで積み重ねてきたまちづくりの歴史や町民の思いを盛り込んだ「人と自然が輝く清流と健康のまち」をまちの将来像に掲げ、町民と行政との協働によるまちづくりを進めてきました。

本町の今後のまちづくりには、町民の不安を解消し、ずっと住み続けられる安全で安心なまちを目指すとともに、人も自然も「健康」であるまちづくりを具現化することが重要であり、上位計画や関連計画の理念を共有しながら、同じ方向でまちづくりを進めていくことが必要です。

そのため、本計画の理念は、「第2次むかわ町まちづくり計画」のまちづくりの理念を踏襲し定めるものとします。

都市づくりの理念

人と自然が輝く清流と健康のまち

1.2 将来都市像

これからのむかわ町にとって、住み続けたいまちであることが最も重要なことで、これは本町で生まれ育った人のみならず、町外から本町に移り住んで来た人も含まれ、また移り住みたいと思われる都市づくりを進めていくことが重要です。

「第2次むかわ町まちづくり計画」では、本町の魅力を感じて町外から多様な人が集まり、一度故郷を離れてもまた戻ってきてくれる魅力的なまちづくりを目指し、まちの将来像を「人とつながる、笑顔でつながる、未来につながるまち むかわ」と定めています。

都市づくりの理念に基づく将来都市像についても、「第2次むかわ町まちづくり計画」に掲げられたまちの将来像と共有することとし、次のとおり設定します。

将来都市像	人とつながる、笑顔でつながる、 未来につながるまち むかわ
人とつながる	● 町内外の多様な人がつながる活力あるまちを創造するため、鵜川地区と穂別地区の両地区の住民のつながり、「交流人口」、「移住・定住人口」、「関係人口」の拡大、町民同士の交流やコミュニティの活性化など、人のネットワークを大切にするまちを目指す。
笑顔でつながる	● 産業や経済を活性化し笑顔でつながるまちを創造するため、創造的復興・創生のまちづくり、まちなかの再生、賑わいの創出、農林水産業や商工業の活気を取り戻し、魅力あふれるまちを目指す。
未来につながる	● 未来につながる持続可能なまちづくりを創造するため、豊かな自然を守り育て快適な生活環境をつくり、人材や地域資源、歴史・文化など貴重なまちの財産を次世代へ継承し、未来のまちづくりを担う子どもがいきいき育つまちを目指す。

1.3 都市づくりの基本目標

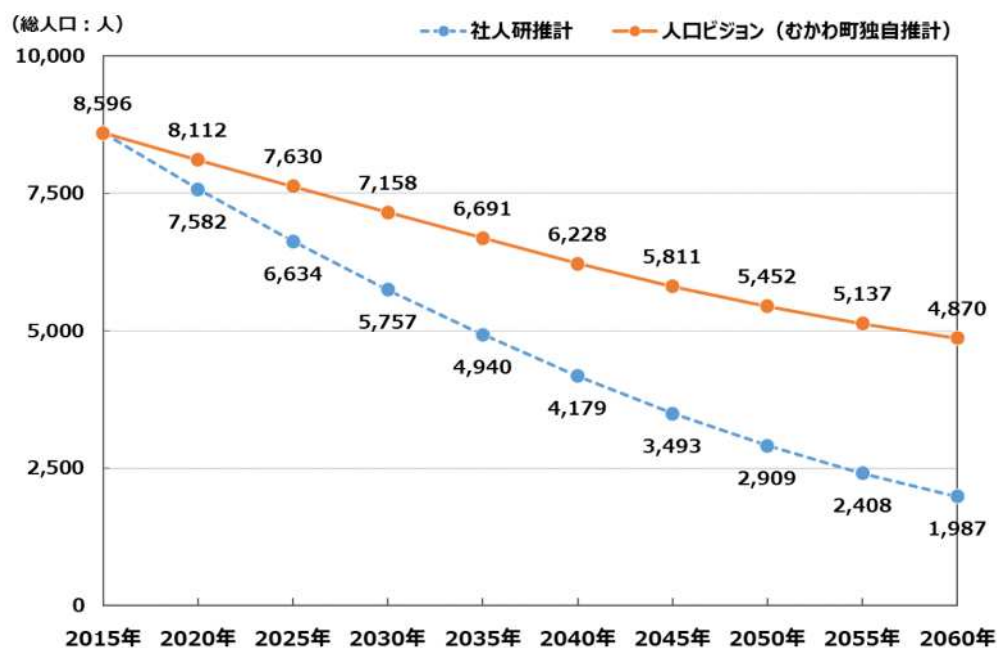
将来都市像の実現に向けて、「第2次むかわ町まちづくり計画」で示されたまちづくりの方向性（基本方針）や、本計画における都市づくりの理念及び将来都市像に基づき、以下の5つを都市づくりの基本目標として設定します。

まちづくり計画 【基本方針】	都市づくりの基本目標	
健康でいきいきとした暮らしを創る	→ 健やかで生きがいのある暮らしを実現する都市づくり	● 若い世代からお年寄りまで、世代を問わずいきいきと快適に暮らし続けることのできる都市づくりを実現します。
安心・快適な生活環境を創る	→ 安心・安全・快適に暮らし続けることのできる都市づくり	● 地震など大規模な自然災害に備え、安全・安心な都市づくりを進めるほか、自然と共生する環境にやさしい循環型社会を構築し、快適で住みやすく、笑顔あふれる都市づくりを実現します。
むかわファンを増やし、賑わいと活力を創る	→ 地域資源を保全・活用し、まちの賑わいや活力を創出する都市づくり	● 恵まれた地域の資源に磨きをかけ、関係人口・交流人口の創出・拡大を図るとともに、震災の影響を大きく受けたまちなかの再生を図りながら、まちの魅力や素材を活かし、元気で活力のあるまちを実現します。
楽しく学び、まちを支える人を創る	→ 次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいだき、いきいきと成長する都市づくり	● 次代を担うすべての子どもたちが、様々な人や自然、地域社会との関わりを通じて、郷土を学び、豊かな心と個性を育む都市づくりを実現します。
みんなで支えあい、明るい未来を創る	→ 町民のつながりと助け合いにより、未来を創造する都市づくり	● 地域の結びつきを強め、地域コミュニティの維持・充実と活性化に努め、住み続けたい都市づくりを実現します。

1.4 目標年次人口

本町（町域全域）の将来人口は、中長期的な人口の将来展望を示した「むかわ町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン（令和 3 年 3 月改訂）」に準拠し、10 年後（2030 年/令和 12 年）の人口を 7,158 人、20 年後（2040 年/令和 22 年）の人口を 6,228 人とします。

また、本計画の目標年次は、2031 年度（令和 13 年度）までとし、「むかわ町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン（令和 3 年 3 月改訂）」で算出された人口推計をもとに、本計画における目標年次の人口を、概ね 7,100 人と想定します。



資料：むかわ町独自推計⇒むかわ町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和 3 年 3 月改訂）
社人研推計⇒まち・ひと・しごと創生本部提供ツール（令和元年 6 月版）

図 3-1 むかわ町の将来人口の見通し

1.5 将来都市構造の形成方針

将来都市構造は、道路や拠点など目指すべき将来の都市の骨格を、空間的かつ概念的に表したもので、将来都市像及び都市づくりの基本目標の実現に向け、土地利用や都市施設に関連した方向性を基本に、町域全域を都市デザインする主要なゾーン、軸、拠点（核）、再生地区により構成し、これらを総括して将来都市構造として設定します。

この将来都市構造を都市づくりの基本としながら、本計画における土地利用や都市施設などの基本的な方針を設定するものとします。

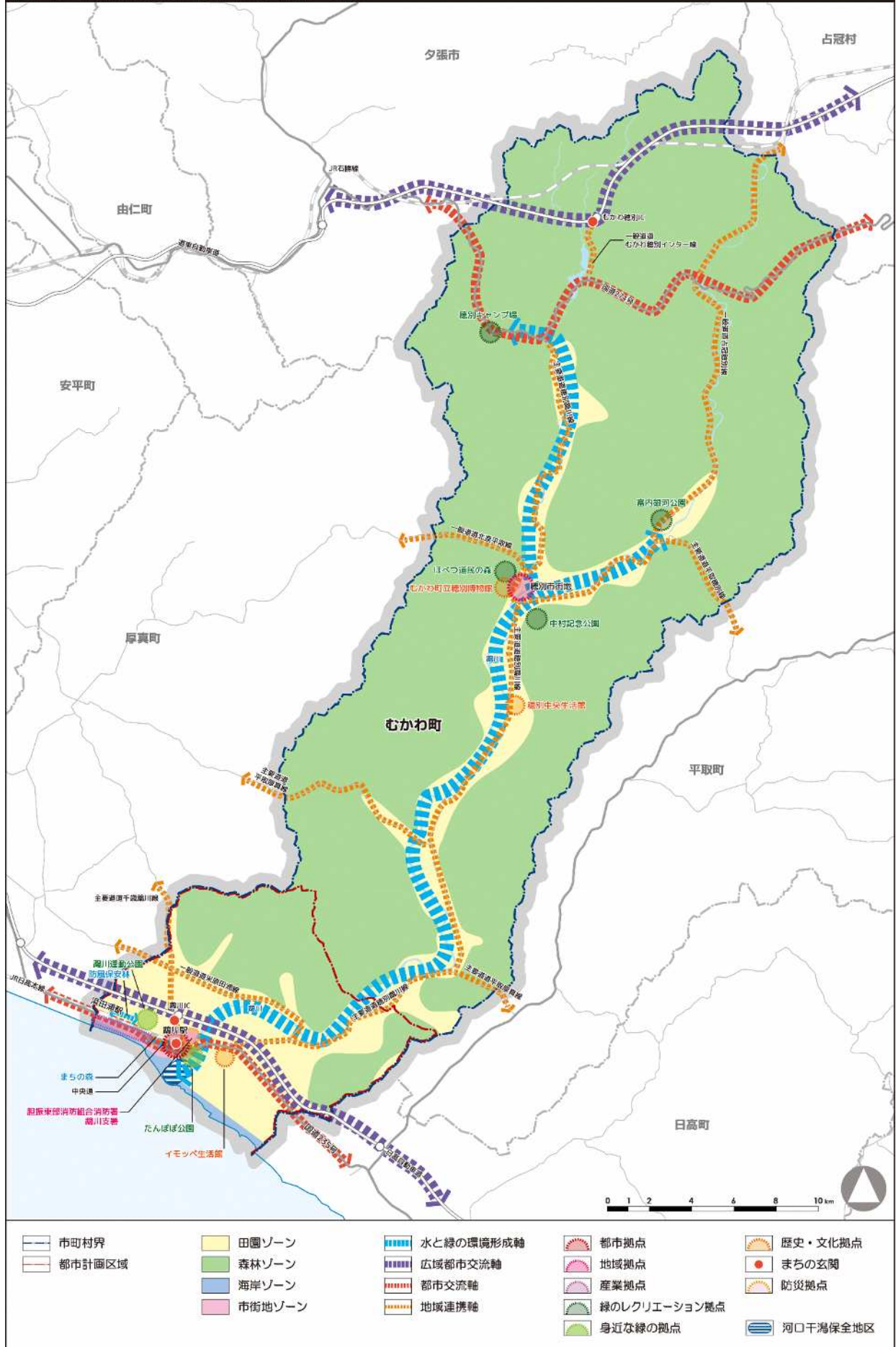
■ ゾーン		
土地利用の集団的な空間形成に応じて、以下の4つのゾーンを設定します。		
ゾーン名	対象	形成方針
田園ゾーン	鵜川流域の平坦地に広がる農業地帯	優良農用地としての生産性の向上のほか、災害などに強い安定した農業生産ができる基盤整備、農村地域のコミュニティを維持し、快適に暮らせる環境整備に努めながら、地域資源として適切な保全を図ります。
森林ゾーン	北東部の丘陵性山地に広がる森林地帯	水質保全や山地災害の防止といった森林の持つ公益的機能の発揮と、森林資源の循環利用を図るとともに、自然にふれあえる森林づくりを目指します。
海岸ゾーン	南西部の太平洋沿岸地域	海岸や自然環境の保全を図りながら、活力ある漁村づくりを目指し、漁村集落の環境・生活基盤の整備に努めるとともに、良好な生産環境の維持・向上を図ります。
市街地ゾーン	既成市街地とその周辺地域	自然環境との調和を図りながら、市街地として土地利用を図るゾーンとして位置づけ、土地利用や各種都市施設の総合的・一体的整備を展開し、秩序と機能性のあるコンパクトな市街地形成を図ります。

■ 軸		
都市の骨格を形成する河川や拠点間を結ぶ道路を対象に、以下の4つの軸を設定します。		
軸名	対象	形成方針
水と緑の環境形成軸	一級河川鵜川、一級河川穂別川、まちの森、防風保安林	- 河川環境の維持・保全に努め、自然の生態系の均衡を維持すると共に、水や緑などの自然とふれあえる機能の充実を図ります。 - また、市街地及び周辺に位置する連続的な緑は、都市環境の改善や防災・減災、景観形成など、多くの機能を有しているため、適切な保全を図ります。
広域都市交流軸	日高自動車道 道東自動車道	広域でのヒト、モノ、文化を町内全域に波及・循環させるため、広域的な産業連携を支える道路として機能の充実を図ります。
都市交流軸	国道 235 号、 国道 274 号	広域都市交流軸とともに、生活・産業・交流など様々な活動を支える都市交流軸として位置づけ、主要幹線道路として機能の充実を図ります。
地域連携軸	主要道道千歳鵜川線、一般道道鵜川停車場線 など	広域都市交流軸及び都市交流軸を補完しながら、周辺市町や町内各地を連絡する地域連携軸として位置づけ、幹線道路としての充実強化を図ります。

■ 拠点（核）		
地域特徴に応じて、以下の7つの拠点形成を図ることとします。		
拠点名	対象	形成方針
都市拠点	鷗川市街地	● 商業、行政、文化、福祉などの機能が集積している地区を都市拠点とし位置づけ、その機能の充実を図り、一体性とシンボル性のあるまちなかの核を形成します。 ● 商業分野の再生のみならず、まちなかで必要とされる住環境や観光振興、福祉分野などを有機的に結びつけ、まちなか再生を図ります。
地域拠点	穂別市街地	● 市街地機能を維持しつつ、公的サービスや身近な生活サービス施設の充実を図るとともに、交流機能の強化や利便性の向上により、地域拠点としての活性化を図ります。
産業拠点	晴海地区、駒場地区、大成地区、文京地区、末広地区など	● 既存の工業集積地やその周辺地域を「産業拠点」に位置づけ、周辺環境に配慮しながら、本町の産業活動をけん引する工業機能の強化を図ります。
身近な緑の拠点	鷗川運動公園、たんぽぽ河川緑地	● 鷗川運動公園やたんぽぽ河川緑地は、町民の憩いの場、みどり豊かな都市生活を確保する空間として、適切な維持管理や整備充実を図ります。
緑のレクリエーション拠点	ほべつ道民の森、穂別キャンプ場、富内銀河公園、中村記念公園	● ほべつ道民の森や穂別キャンプ場などは、レクリエーション活動で利用する緑地として、交流を促進するとともに、多様な機能の維持と保全を図ります。
歴史・文化拠点	むかわ町穂別博物館、穂別中央生活館、イモッペ生活館など	● 本町独自の歴史やアイヌ文化、恐竜化石などの魅力ある地域資源それぞれの特性を活用し、観光交流を促進する拠点づくりを進めます。
まちの玄関	鷗川 IC 周辺、JR 鷗川駅、むかわ穂別 IC	● 市街地の玄関口となるスポットを、まちの玄関として位置づけ、地域資源を活用した環境整備を図るとともに、「景観重点エリア」としての景観形成を進めます。
防災拠点	胆振東部消防組合消防署鷗川支署	● 災害に強い都市づくりを目指し、消防庁舎の移転に合わせ、災害時における応急復旧活動を展開する総合防災拠点の整備を進めます。

■ 再生地区		
地区の特性に応じて、以下の地区の保全推進を図ることとします。		
再生地区名	対象	形成方針
河口干潟保全地区	鷗川河口域	● 一級河川鷗川の河口に位置する干潟は、野鳥が飛来する鳥獣保護区に指定されており、優れた自然景観や水質の浄化作用など様々な機能を有していることから、本町の貴重な資源としてその保全を図り、干潟の再生事業を促進します。

むかわ町の将来都市構造図(町域全域)



むかわ町の将来都市構造図(都市計画区域)



第2節 分野別基本方針

2.1 土地利用

(1) 基本方針

安全で快適な都市生活を持続可能とする都市づくりを進めます。

本町は、清流鷗川をはじめとする海・山・川などの恵まれた自然環境を有しているため、今後の土地利用にあたっては、社会経済動向や地域の特性を考慮しつつ、この豊かな自然環境の保全を基本とする自然的土地利用と都市的土地利用の調和を目指します。

また、市街地においては、人口減少に伴い土地需要も縮小することが予想されるため、市街地のコンパクト化を図りながら住居系・商業系・工業系の土地利用区分と配置に基づく、適正な土地利用規制の運用を図ります。

また、まちなかに散在する空き地・空き家の未利用地の有効活用を促進し、生活利便施設をはじめとした都市機能の集約を進め、利便性が高く賑わいのあるまちなかの形成を図ります。

目標 ① 自然環境と調和した土地利用を図ります。

- 自然と共生する土地利用
- 市街地規模の適正化

目標 ② 豊かな暮らしを支える秩序と機能性のある土地利用の展開に努めます。

- 効率的な土地利用（住宅地、商業業務地、工業・流通業務地）
- 適正な土地利用規制の運用

目標 ③ 既存ストックを活用した賑わいが生まれる土地利用を図ります。

- まちなか居住に向けた誘導
- まちなかの特徴・強みを活かした賑わい創出

(2) 整備・誘導の方針

1 自然環境と調和した土地利用を図ります。

● 自然と共生する土地利用

市街地周辺及びその後背地に広がる農地は、本町の基幹産業である農業を支える基盤であり、国土の保全や都市の景観を構成する緑地空間としての機能などを有しており、また、丘陵性山地に広がる森林については、災害の防止、水資源かん養、保健休養、自然環境の保全など多様な公益的機能を有していることから、都市的土地利用との調和を図りながら、カーボンニュートラルの推進も念頭に、その保全・拡大と有効利用を図ります。あわせて、水資源や鷗川流域のほか、太平洋沿岸域の川と海（汐見地区、駒場地区、晴海地区など）の保全と利活用を図ります。

また、集团的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施予定の農地などについては、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）については「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象から除外します。

● 市街地規模の適正化

市街地の形成にあたっては、少子高齢化・人口減少が進展しているなかで、市街地の低密度化を抑制するため、用途地域の拡大は原則行わず、市街地内未利用地の活用や、市街地で増加している空き地・空き家の活用により適正な規模の市街地形成を図ります。

ただし、用途地域に指定されているものの長期的に未利用地となっており、今後も土地利用が見込まれない地域については、用途廃止について検討していきます。検討にあたっては、2021年（令和3年）7月に公表された津波浸水想定区域も考慮して進めます。

また、用途地域に隣接する白地地域は、既に宅地などによる土地利用がなされている地域で計画的に宅地化された地域については、新たに用途地域の指定を行い、現状の土地利用実態と用途地域指定の適正化を行います。

2 豊かな暮らしを支える秩序と機能性のある土地利用の展開に努めます。

● 効率的な土地利用

市街地における効率的な土地利用を進めるため、住居系・商業系・工業系のそれぞれの土地利用目的に応じた適正な土地利用区分と配置を図ります。

① 住宅地

- ・ 住宅地は、専用住宅地及び一般住宅地で構成します。
- ・ 専用住宅地は、住宅以外の建築物が少ない福住地区、駒場地区、文京地区などに配置し、未利用地の有効活用を促進するとともに、低層専用住宅を主体としたゆとりと落ち着いたところのある良好な住環境の形成及び保全を図ります。
- ・ 一般住宅地は、住宅以外の土地利用もみられる大原地区、松風地区などに配置し、生活利便施設の立地により利便性の向上を図るとともに、良好な住環境の形成を促進します。

- ・ 松風地区鉄道以東の長期未利用地及び松風地区の国道以南の未利用となった公営住宅部分については、集約型都市構造への転換に向け用途廃止を検討します。
- ・ 営林署払下げにより既に住宅地が形成されている文京地区については、生活環境の向上を図るため周辺の土地利用との調整を図った上で用途地域の指定を検討します。
- ・ 青葉地区については、防災性向上に向けた消防庁舎移転や防災拠点づくりを目指し、周辺の土地利用との調整を図った上で用途地域の指定を検討します。

② 商業業務地

- ・ 商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成します。
- ・ 中心商業業務地は、JR 鵠川駅を含む末広地区、美幸地区、花園地区及び松風地区などの一帯に配置し、商業・娯楽・業務施設などが集積する広域的な商業拠点の形成を図ります。また、町民が利用しやすい機能を備えた交流拠点施設の整備について検討します。
- ・ まちなか再生の骨格となる中央通沿いの環境整備に向けて、空き地・空き家の利活用による効率的な土地利用を進め、なりわい・賑わいのあるまちなかづくりを進めます。
- ・ 沿道商業業務地は、駒場地区から松風地区に至る苫小牧鵠川通（国道 235 号）の沿道及び新生通（主要道道千歳鵠川線）の沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した沿道商業地の形成を図ります。
- ・ 商業業務地については、創造的復興・創生に向けた移住・定住促進を図るためのまちなか再生として、コンパクトな商業地の配置を可能とする用途地域の変更など必要な見直しを検討します。
- ・ 商業業務地の景観整備を行い、まちなかの回遊性を高める環境づくりに取り組みます。

③ 工業・流通業務地

- ・ 工業地・流通業務地は、専用工業地及び一般工業地で構成します。
- ・ 専用工業地は、晴海地区及び駒場地区に配置し、各種工業施設が集積する工業拠点の形成を図りますが、利用実態などを勘案し、その区域の見直しを検討します。
- ・ 駒場地区の国道以南の長期未利用地については、集約型都市構造への転換に向け用途廃止を検討します。
- ・ 一般工業地は、大成地区、文京地区及び末広地区などに配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した上で軽工業施設などが集積する工業地の形成を図ります。
- ・ 中央通沿線と JR 鵠川駅周辺の「工業地」は、住工の混在化を是正するため、工業施設の集積を基本に「工業地」の縮小と「住宅地」への土地利用転換を検討します。
- ・ 新生通の沿線は、沿道サービス系及び流通系の土地利用の誘導を検討します。

● 適正な土地利用規制の運用

住居系・商業系・工業系の土地利用区分に基づいて、適正な土地利用規制の運用を図るとともに、土地利用の動向を勘案しながら必要に応じた土地利用転換や土地利用の特化を図り、秩序と機能性のある市街地形成を目指します。特に、用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため特定用途制限地域の検討を進めます。

また、用途空白地域である高規格幹線道路日高自動車道鵠川 IC 周辺については、高速交通ネットワークを活用した工業系土地利用の動向や周辺環境を踏まえ、農地保全を前提とした無秩序な開発を規制しながら必要に応じ適切な都市機能を誘導するなど、土地利用の規制・誘導を検討します。

3 既存ストックを活用した賑わいが生まれる土地利用を図ります。

● まちなか居住に向けた誘導

中心商業業務地を含む徒歩 1 km圏内について、創造的復興・創生に向けた公営住宅や民間賃貸住宅などの供給によるまちなかへの住み替えの誘導を検討し、子育て世代を含む多様な世帯が混在できる公営住宅などを整備することで、良好な住環境の改善を図ります。

また、空き家・空き地が多く発生していることから、まちなかの居住人口の維持を目指し、公共・民間を問わず低未利用地の有効活用に努め、生活空間としてのまちなかの再整備を図ります。

さらに、生活利便施設など都市機能の集約やまちなか居住への誘導を推進するため、立地適正化計画の策定についても検討を進めます。

● まちなかの特徴・強みを活かした賑わい創出

本町のまちなかは、都市機能や公共交通が充実していること、また文化・観光資源が多く存在しているといった特徴・強みを備えていることから、それらを最大限に活かし、若者から高齢者まで幅広い世代が居住できる環境整備を進め、まちなかの賑わい創出を図っていきます。

また、JR 日高線の鉄道跡地については、関係機関との協議の上、賑わい創出に向けた活用など、跡地周辺の土地・空間利用などを踏まえ検討していきます。

土地利用の基本方針(町域全域)



土地利用の基本方針(都市計画区域)



市町村界	田園ゾーン	専用住宅地
都市計画区域	森林ゾーン	一般住宅地
	海岸ゾーン	商業・業務地
	市街地ゾーン(境界)	工業・流通業務地

用途地域指定見直しの検討方針



2.2 道路・交通体系

(1) 基本方針

誰もが移動しやすく快適に暮らせ、賑わいのある都市づくりを進めます。

本町は高規格幹線道路日高自動車道鷗川ICの供用により広域交通機能の向上が図られてきました。今後は、社会情勢や新たなニーズに配慮しながら地区内幹線道路や生活道路といった都市内交通網の整備改善を進め、利便性の高い道路ネットワークの形成を図るとともに、老朽化が進む道路・橋梁などの長寿命化を図り、交通弱者にやさしい安全・安心な道路交通環境の構築を目指します。

また、長期にわたり未着手の都市計画道路については、将来の都市構造のあり方や防災の観点を踏まえ、見直しも含めた検討を行っていきます。

公共交通については、JR日高線の一部廃線や人口減少に伴う交通弱者の増加などの社会情勢の変化も踏まえ、利便性を向上し地域の移動ニーズに対応した効率的で持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。

目標 ① コンパクトな都市づくりに対応した利便性の高い交通基盤の整備に努めます。

- 都市づくりに対応した利便性の高いみちづくり
- 交通機能の強化

目標 ② 安全・安心かつやさしい交通環境の創出を進めます。

- 災害に強いみちづくり
- 道路網の適切な維持管理
- 人にやさしいみちづくり
- わかりやすいみちづくり
- 効率的な公共交通体系の整備

目標 ③ 持続可能で利便性の高い地域公共交通の整備に努めます。

- 地域の実情に応じた利用しやすい公共交通ネットワークの整備

目標 ④ 集約型都市構造を支え、安全で便利な交通体系の整備に努めます。

- 広域的な都市交流や連携を促進する交通環境の整備（主要幹線道路）
- 集約型都市構造を支える道路整備（幹線道路）
- 生活者の視点に立った道路整備（生活道路）

(2) 整備・誘導の方針

1 コンパクトな都市づくりに対応した利便性の高い交通基盤の整備に努めます。

● 都市づくりに対応した利便性の高いみちづくり

賑わいのあるまちを形成するには、利便性の高い道路交通網の形成や新たなニーズに対応した道路整備の促進が重要です。高規格幹線道路日高自動車道鷗川 IC 供用後の広域交通環境の変化や今後のまちなか再生など新たなニーズに対応した利便性の高い道路交通網の整備を促進します。

また、今後の都市づくりを踏まえ、長期末着手となっている都市計画道路については、計画延長の見直しを含めた検討を進めていきます。

● 交通機能の強化

本町の交通骨格軸を構成する国道、道道及びその他これらを補完する幹線道路や鉄道、バスなどの公共交通機関における合理的な接続を図り、円滑な交通処理と交通機能の向上に努めます。

また、一般道道鷗川停車場線に位置する、JR 日高線の鷗川駅の駅前広場は、適切な駐車場、駐輪場を確保するとともに、交通結節点機能を強化します。

2 安全・安心かつやさしい交通環境の創出を進めます。

● 災害に強いみちづくり

道路は救急救援活動などに必要な緊急輸送道路や避難路、延焼防止帯としての機能を果たすことから、防災面の機能向上を図るため、津波浸水など災害ハザードを考慮し、国や道と連携を図りながら、計画的な整備を推進します。

● 道路網の適切な維持管理

老朽化が進む道路や橋梁などを長寿命化計画などにに基づき計画的な点検・診断を行うとともに、施設の適切な維持管理・更新などに努めます。

● 人にやさしいみちづくり

誰もが安全で快適に利用できる道路空間の創出を目指し、ゆとりある歩行者空間の確保とバリアフリーやユニバーサルデザインを視点とした安全な歩道やふれあいのある緑道などの整備を進めるとともに、街路樹を活用した緑のネットワーク形成を含めた検討を行い、都市内への潤い創出に努めます。

● わかりやすいみちづくり

町民や来訪者にわかりやすい道路網の形成に努めるとともに、都市内主要施設への道路案内標識については、本町への道しるべとなるよう、歩行者や自動車にもわかりやすく配慮を行った設置を進めます。

3 持続可能で利便性の高い地域公共交通の整備に努めます。

● 地域の実情に応じた利用しやすい公共交通ネットワークの整備

町民の大切な足となる路線バスやコミュニティバス、デマンド型交通などが連携した利便性の高い公共交通ネットワークを形成させるため、地域の利用実態や課題、町民ニーズなどを把握し、地域公共交通の維持・確保・改善及び利用促進に向けた取組を進めます。また、周辺市町への移動手段となる JR 日高線や都市間バスについては、将来にわたる公共交通機関として維持・確保させるため、関係機関にも働きかけていきます。

これらの取組を着実に実現していくため、「むかわ町地域公共交通計画」の策定を進めます。

4 集約型都市構造を支え、安全で便利な交通体系の整備に努めます。

● 広域的な都市交流や連携を促進する交通環境の整備（主要幹線道路）

都市の骨格を担う高規格幹線道路である日高自動車道および道東自動車道や国道、道道を主要幹線道路として位置づけ、都市間や空港及び港湾などとの広域的な連携強化や交流を促進するため、整備促進を図るとともに、機能の充実・強化を要請していきます。

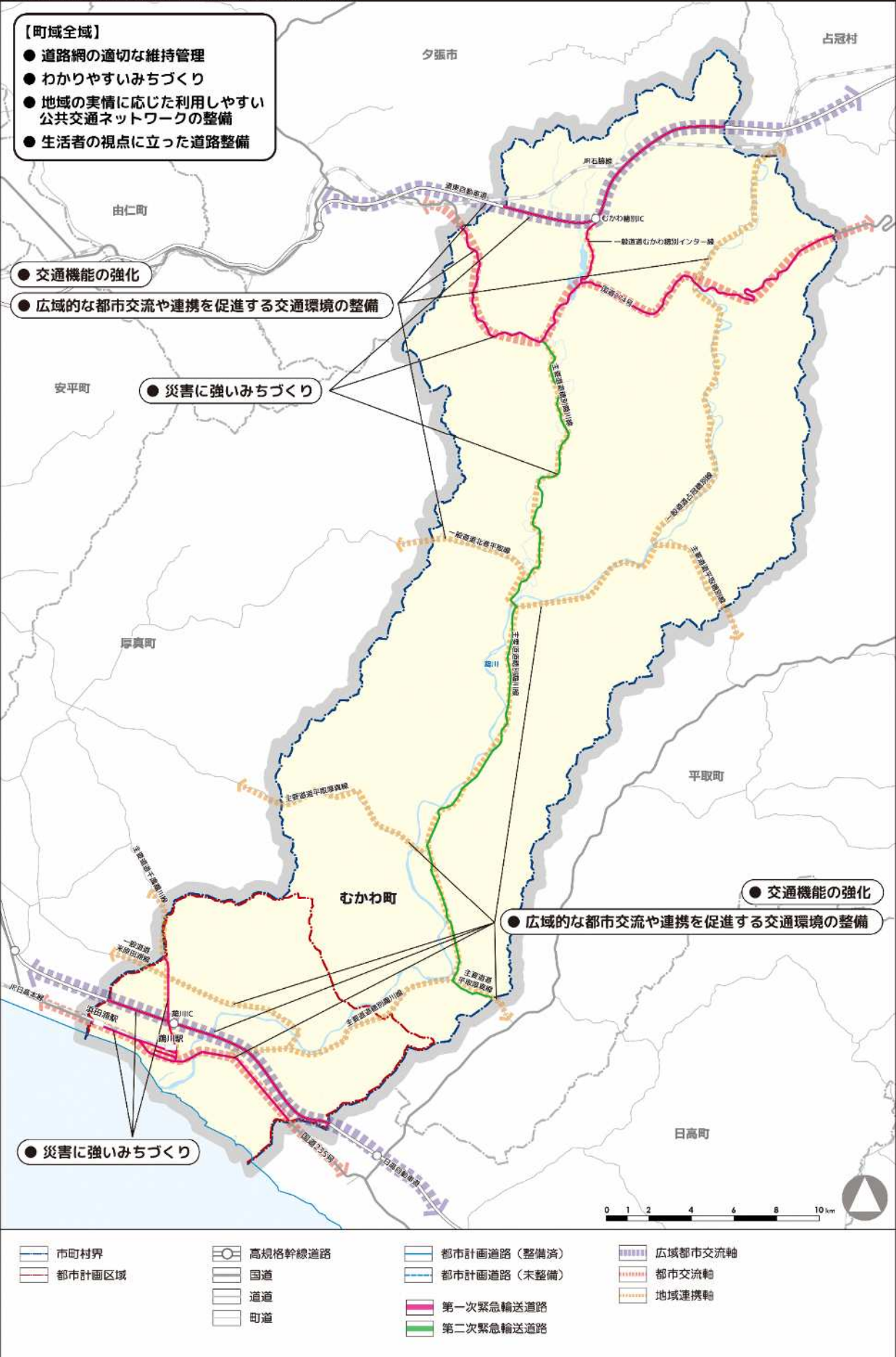
● 集約型都市構造を支える道路整備（幹線道路）

主要幹線道路を補完する地域の骨格を担う都市計画街路を幹線道路として位置づけ、未整備路線においては地域の実情と緊急性、整備効果などを総合的に評価しながら計画的な整備を進め、市街地と地域生活拠点間、地域生活拠点間相互を有機的なネットワークで結び、集約型都市構造の骨格となる道路網の形成を進めます。

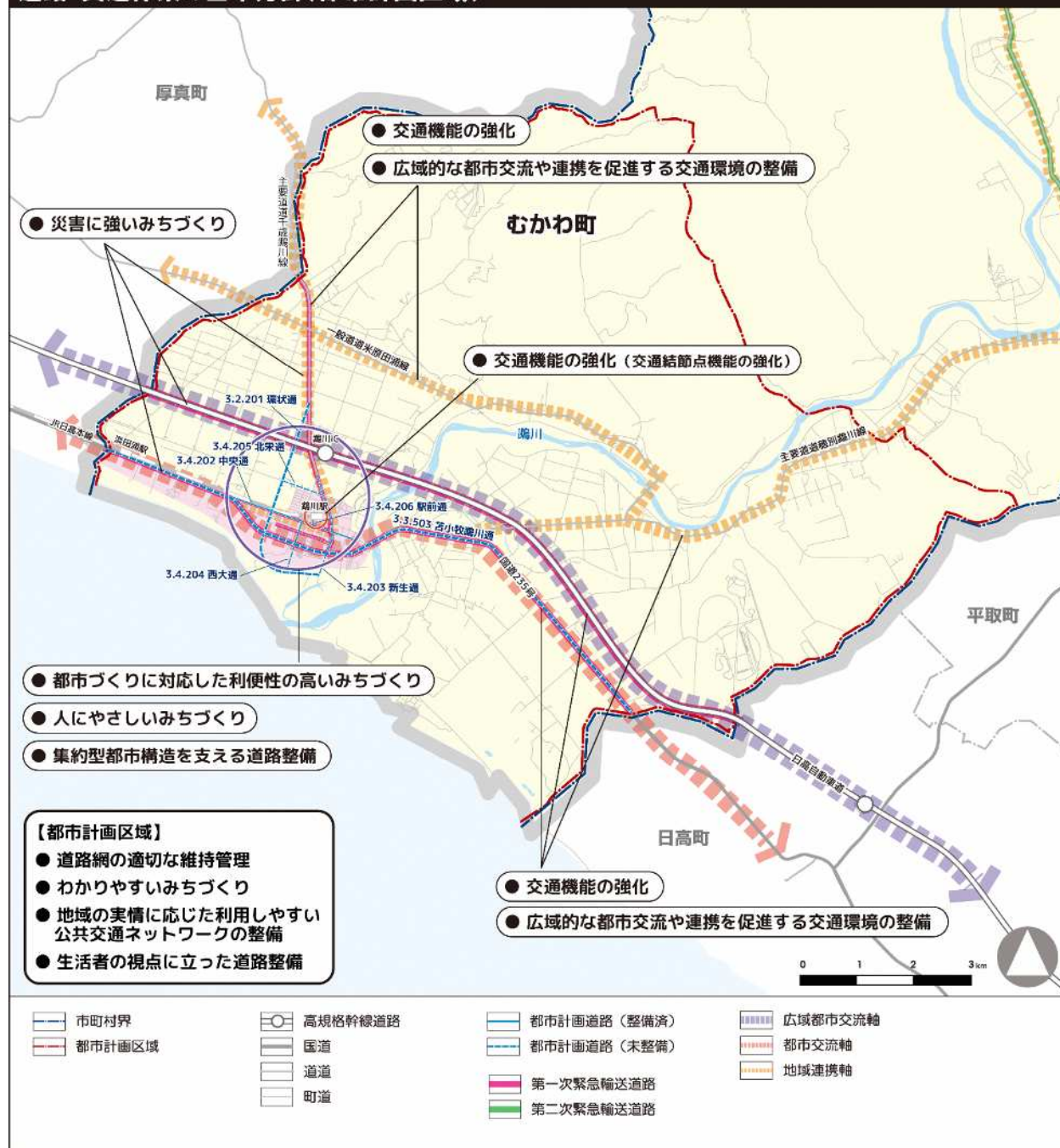
● 生活者の視点に立った道路整備（生活道路）

町民の日常生活における安全性向上を図るため、細街路の拡幅や通学路の歩道、交通安全施設の改善、充実など生活道路の整備に努めます。

道路・交通体系の基本方針(町域全域)



道路・交通体系の基本方針(都市計画区域)



2.3 公園・緑地

(1) 基本方針

より身近で自然に親しみ、安らぎを感じられる都市形成を進めます。

公園・緑地に対する市民ニーズは、遊びや運動を目的とした空間から木々や草花などの緑あふれる自然とのふれあいによる憩いや安らぎを求める空間へと変化しつつあります。

こうした市民ニーズの変化に対応し、今あるかけがえのない豊かな緑を守り、増やし、活用することによって、緑を活かした憩いや潤いのある空間形成を目指し、より身近で自然に親しみ、安らぎを感じられる都市形成を進めます。

目標 ① 憩いや潤いのある自然と調和した都市形成を目指します。

- 緑のネットワーク形成
- 骨格を形成する自然緑地の保全と活用
- 都市の賑わいと魅力を演出する緑の創出
- 交流人口の増加につながる自然豊かな公園・緑地づくり

目標 ② 身近に自然と親しめる緑あふれる空間形成に努めます。

- 誰もが集える公園・緑地づくり
- 地域の特性に合った公園・緑地づくり

目標 ③ 地域が育て、守る公園緑地の整備を進めます。

- 市民主体の公園・緑地づくり

(2) 整備・誘導の方針

1 憩いや潤いのある自然と調和した都市形成を目指します。

● 緑のネットワーク形成

公園の規模や機能及び地域の均衡に配慮した公園・緑地の配置、整備を進めるとともに、公共空間や街路樹、緑道と連携し、双方の相乗効果を高めた緑のネットワークの形成を進めます。

また、コンパクトなまちづくりに向け、人口減少などの社会情勢や住民ニーズの変化に対応した公園緑地の適正配置を検討していきます。

さらに、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（都市緑地法）」の策定を検討し、必要なものを公園などの都市施設や特別緑地保全地区などの対象地区として指定することを検討します。

● 骨格を形成する自然緑地の保全と活用

町の骨格軸となる一級河川の鵜川や穂別川は、生態系へ配慮した河川環境の保全を図るとともに、親水化を促進し広域的な利用を視野に入れた鵜川運動公園及びたんぼぼ河川緑地の環境整備を図り、文京・大成地区の「まちの森」や防風林とあわせ「水と緑の環境形成軸」の形成を図ります。

また、鵜川河口に位置する干潟は、野鳥が飛来する鳥獣保護区に指定されており、優れた自然景観や水質の浄化作用など様々な機能を有していることから、本町の貴重な資源としてその保全を図り、干潟の再生事業を促進します。

水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、防風保安林などについては、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図ります。その他、山林原野、樹林地、海浜地、河川敷地などについても、良好な自然環境の保全に努めます。



写真 3-1 一級河川鵜川



写真 3-2 たんぼぼ河川緑地

● 都市の賑わいと魅力を演出する緑の創出

都市における境内林や河川緑地など、今ある良好な緑地環境の保全を図るとともに、役場庁舎や四季の館など公共施設における緑化を推進し、新たな緑地の創出を図り、潤いある都市形成に努めます。

また、市街地内のまとまった緑地空間となる「まちの森」や、市街地内の緑の生活動線となる「中央緑道」は、今後もその機能と環境の維持向上を図り、まちなかにふさわしい賑わいと魅力を演出する緑の創出に努めます。

● 交流人口の増加につながる自然豊かな公園・緑地づくり

自然の豊かな本町の地域特性を十分に活かし、交流人口の増加につながる広域的な利用も視野に入れた公園・緑地の整備を検討します。日常のレクリエーション活動に対しては街区公園をそれぞれ配置するとともに、週末のレクリエーション活動に対しては鵜川運動公園及びたんぼぼ河川緑地を「身近な緑の拠点」として配置します。

2 身近に自然と親しめる緑あふれる空間形成に努めます。

● 誰もが集える公園・緑地づくり

地域の憩いの場として子どもからお年寄りまで町民が身近に接することのできる魅力ある公園・緑地を目指し、芝生や木陰となる樹木による緑化、ベンチなどの施設整備を進めるとともに、長寿命化対策を行い適切な更新及び修繕、維持管理を行っていきます。

● 地域の特性に合った公園・緑地づくり

町民ニーズの変化により、公園の利用者層や利用形態も多様化していることから、市街地では、時代の変化や地域特性、周辺施設との機能バランスに配慮しながら、誰もが利用しやすく地域に愛されるような身近な公園として、一層の充実を図っていきます。また、緑地空間の充実を図るため、関係機関と連携して緑化を推進していきます。

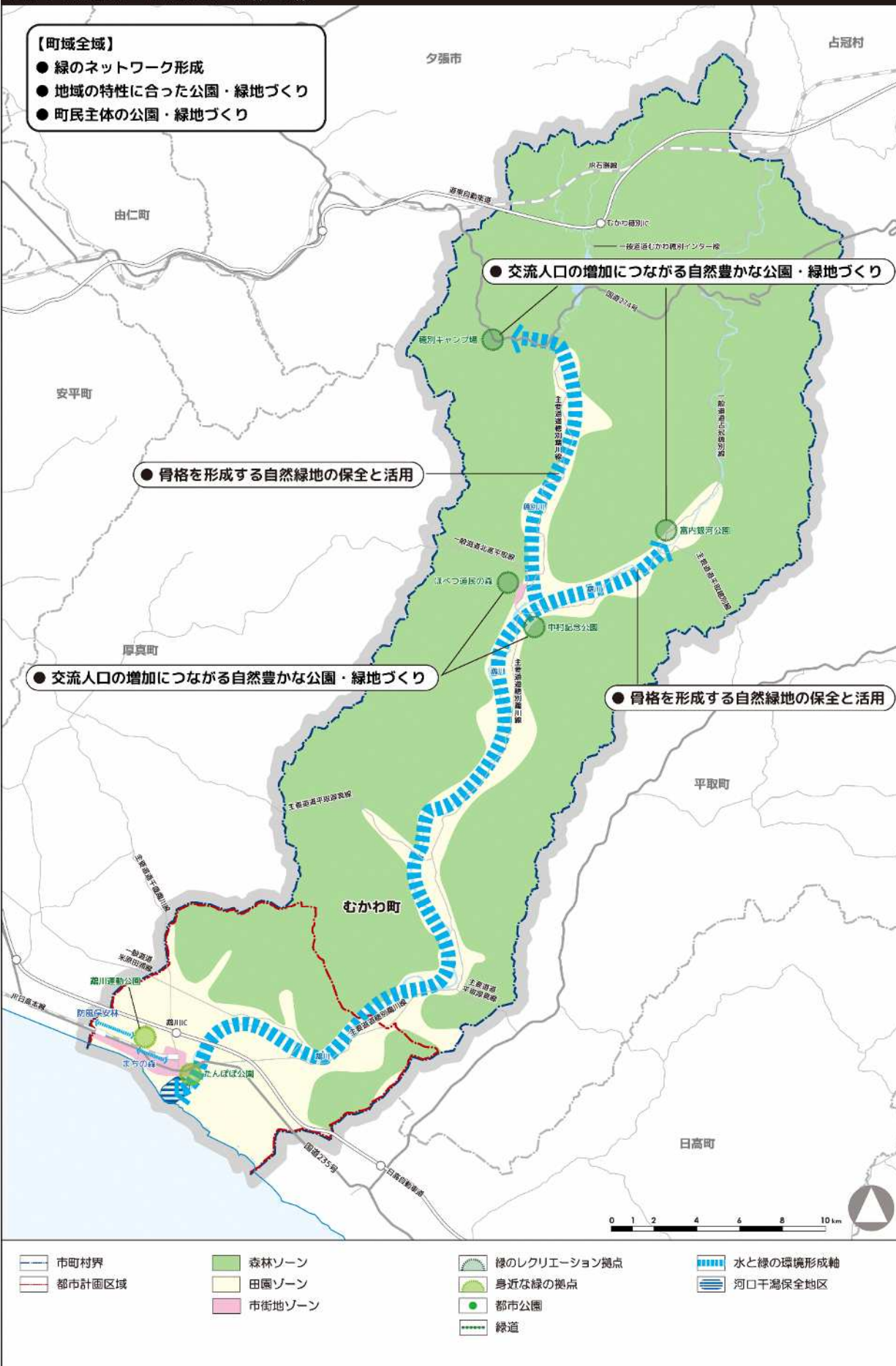
市街地以外の地区では、集落地の特性を勘案しながら、適正な公園緑地の整備を検討するほか、他の公共施設整備などと連携しながら、公共施設の緑化を推進します。

3 地域が育て、守る公園緑地の整備を進めます。

● 町民主体の公園・緑地づくり

公園・緑地の整備に際しては、地域の特性と町民ニーズを的確に捉え、反映させていくため、計画段階からの町民の主体的な参加による公園・緑地づくりを推進していきます。また、長期未着手の公園・緑地については、地域ニーズを踏まえ、見直しを含めた検討を進めます。

公園・緑地の基本方針(町域全域)



公園・緑地の基本方針(都市計画区域)



2.4 下水道

(1) 基本方針

快適で安心な生活環境や循環型社会の形成に向けた下水道の整備を進めます。

下水道は、海や河川の水質保全、衛生的な生活環境の向上、都市内の浸水地域の解消などの機能を有し、都市生活の中で重要な役割を担う都市施設であることから、町民が快適で安心して都市生活を営めるとともに、自然と共生する環境にやさしい循環型社会を目指し、公共下水道施設の機能維持・向上を進めます。

目標 ① 適切な維持管理・整備により下水道施設の機能維持・向上を図ります。

- 計画的な下水道施設の維持管理・整備

目標 ② 浸水安全度の向上を目指し、雨水対策の充実を図ります。

- 雨水排水対策の推進

目標 ③ 災害に強い下水道施設の確保を図ります。

- 耐災害性の向上

(2) 整備・誘導の方針

1 適切な維持管理・整備により下水道施設の機能維持・向上を図ります。

● 計画的な下水道施設の維持管理・整備

下水管渠、ポンプ施設、終末処理場（晴海地区）などの適切な維持管理と「むかわ町公共施設等総合管理計画」に基づいた長寿命化対策により施設の延命化を進めます。

また、既成市街地における下水道の供用済区域においては、施設の計画的な保全に向けた維持管理を図るとともに、大原地区及び洋光地区の下水管渠の整備を促進します。

さらに、市街地以外では、合併処理浄化槽の普及促進を図り、居住環境の向上や水質汚濁の防止に努めます。

2 浸水安全度の向上を目指し、雨水対策の充実を図ります。

● 雨水排水対策の推進

地域特性や経済性を考慮し、効率的・効果的な市街地における排水の向上に努めます。

3 災害に強い下水道施設の確保を図ります。

● 耐災害性の向上

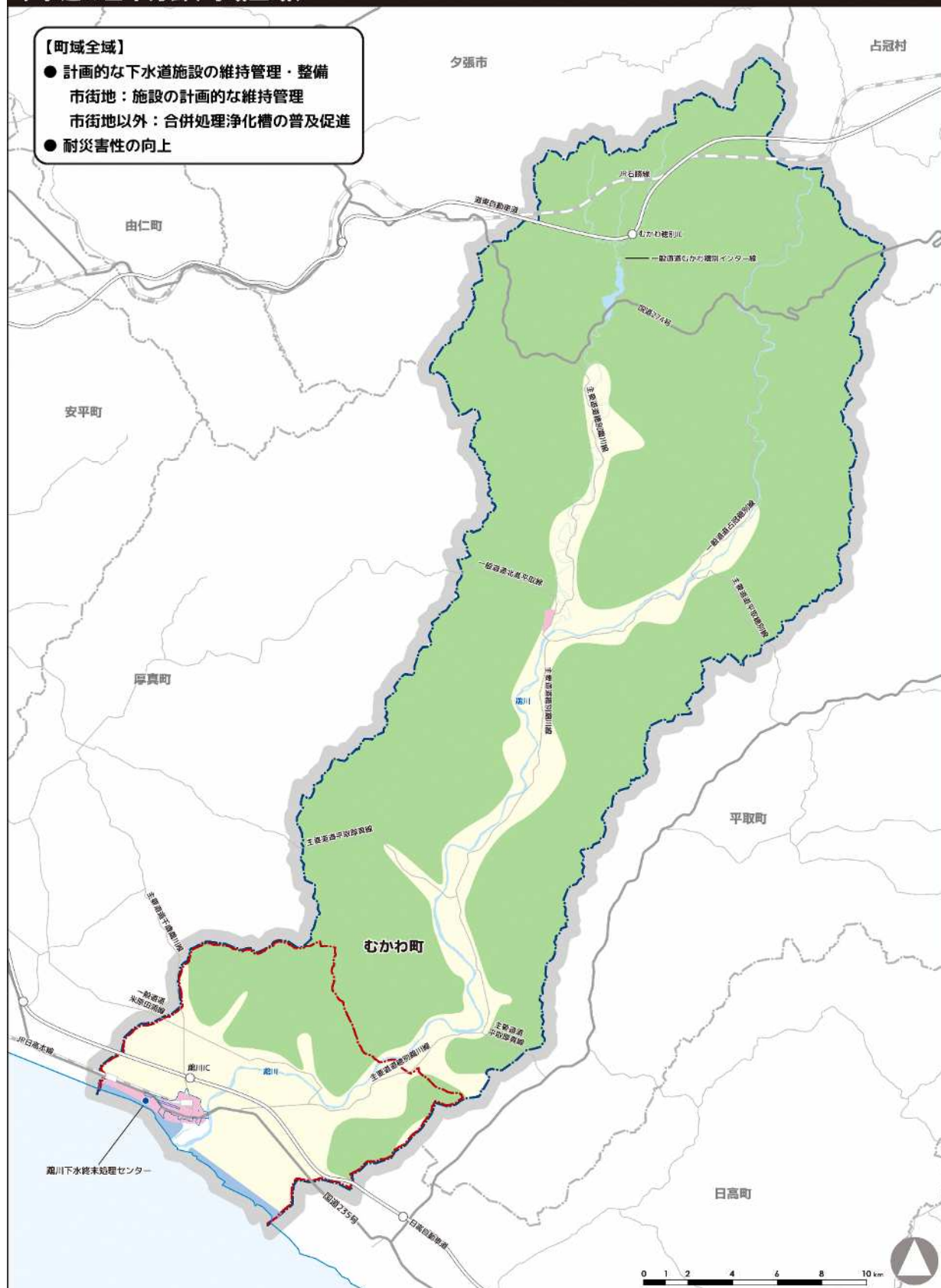
災害時においても、下水道機能を適切に確保させるため、下水道施設の耐震化や合併浄化槽の整備促進を図ります。

また、廃棄物・リサイクル対策など資源循環システムの構築を図り、持続可能な循環型社会の形成を目指します。

下水道の基本方針(町域全域)

【町域全域】

- 計画的な下水道施設の維持管理・整備
市街地：施設の計画的な維持管理
市街地以外：合併処理浄化槽の普及促進
- 耐災害性の向上



市町村界	田園ゾーン	下水道計画区域
都市計画区域	森林ゾーン	下水終末処理場
	海岸ゾーン	
	市街地ゾーン	

下水道の基本方針(都市計画区域)



2.5 その他の都市施設

(1) 基本方針

将来にわたって快適な生活環境の確保を進めます。

将来にわたって快適な生活環境を維持・形成するため、環境負荷の低減に配慮した暮らしへの転換が求められているなか、町民生活に快適さや豊かさを与える教育・文化施設、スポーツ施設、保健・医療施設、福祉施設、各種処理施設などの公共施設においては、環境施策や緑化の推進に関わる施策との一体的な施策展開のもと、環境負荷の低減に配慮した都市施設づくりを目指します。

また、既存施設の有効活用（施設間連携）や広域的な施設利用など施設資源の有効活用を図ることにより、利便性の向上と機能の充実に努めていきます。

目標

1

既存施設の適切な維持管理と整備拡充を図ります。

- 学校教育施設
- 文化施設
- スポーツ施設
- 保健・医療施設
- 福祉施設
- 地域交流施設
- 公営住宅
- 情報通信基盤施設
- その他施設

目標

2

環境負荷の低減に配慮した持続可能な都市施設づくりを目指します。

- 市街地内公共施設
- 各種処理施設
- 持続可能な公共施設の再編・維持管理
- 公共施設などにおける省エネ及び再エネの導入

目標

3

施設間連携に配慮した利便性の高い施設整備を行います。

- 施設間の機能連携
- 広域的な利用に対応する施設の機能充実

(2) 整備・誘導の方針

1 既存施設の適切な維持管理と整備拡充を図ります。

● 学校教育施設

学校教育施設については、子どもたちが安全で快適な環境で過ごせるよう、適切な維持管理を引き続き推進します。

● 文化施設

文化施設は、地域の実情や特性に配慮しながら、施設の整備・改善・充実を図り、いつでもどこでも学べる環境づくりを進め、生涯学習機会の拡充を目指します。

● スポーツ施設

町内の各種スポーツ施設については、利用者の減少により遊休化しつつある施設のあり方も含めて計画的な整備を進めます。また、町内各小中学校の体育館、グラウンドの学校開放事業を継続して行うとともに、施設利用の実情に合わせた整備・充実を図ります。

● 保健・医療施設

町民の健康づくりの拠点となる保健・医療施設は、町立医療施設や民間医療施設、各種福祉施設などとの連携のもと、総合的な保健活動の推進を図り、各種サービスの向上や施設の適切な維持管理を図ります。

● 福祉施設

児童、障がい者、高齢者に対するサービスを提供する各種福祉施設については、人口構造や町民ニーズの変化、各種福祉施策などを踏まえた機能の充実強化を図ります。

● 地域交流施設

集会所などの地域交流施設は、多様な生活に配慮しつつ、今後も適切な維持管理を進め、地域コミュニティづくりを促進します。

● 公営住宅

公営住宅団地については、「むかわ町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に修繕を進め、修繕後は良好な住環境の保全に努めます。

● 情報通信基盤施設

高度情報化社会に対応した情報通信基盤整備を図っていくとともに、町民の住み良い生活環境の向上に努めます。

● 水道施設

水道施設については、配水施設の整備・更新により強靱化を図り、老朽管の更新及び管路の耐震化により安定供給に努めます。また、飲料水の水質確保のため、浄化設備の整備を計画的に行い、「安全な水」の確保に努めます。

● その他施設

老朽化した施設については、安全対策の強化など予防保全的管理による適切な維持補修や機能更新を進めます。

2 環境負荷の低減に配慮した持続可能な都市施設づくりを目指します。

● 市街地内公共施設

公共施設の整備にあたっては、施設利用者の利便性に配慮し、市街地内（用途地域内）において計画的に配置し、コンパクトな市街地形成を図ります。

● 各種処理施設

火葬場や汚物処理場（胆振東部日高西部衛生センター、下水終末処理場など）など周辺環境に影響を与える施設については周辺環境との調和に十分配慮した、施設運営、維持管理を行っていくとともに、都市需要に合わせた計画的な整備拡充・更新を図っていきます。

● 持続可能な公共施設の再編・維持管理

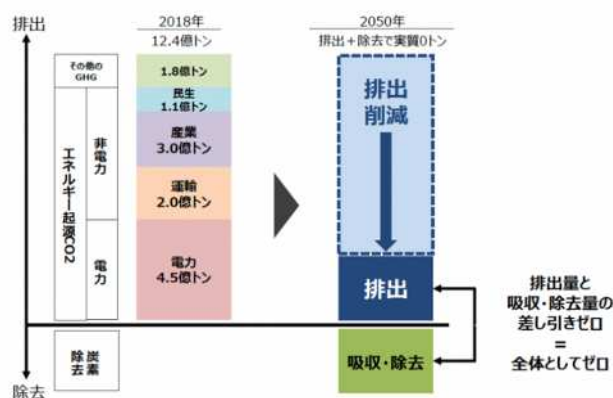
むかわ町公共施設等総合管理計画に基づき、人口減少、高齢化の進展、町民ニーズの変化など社会情勢や財政状況などを踏まえ、施設の再編・統合・廃止に向けた取組を加速化し施設総量の最適化を進めるとともに、予防保全による施設の長寿命化と計画的な維持補修を図ります。

● 公共施設などにおける省エネ及び再エネの導入

2020年（令和2年）10月の政府による「2050年カーボンニュートラル」の宣言を受け、加速している脱炭素化に対応するため、公共施設などの省エネ化及び再エネ導入や積極的な地域材の活用を検討していきます。

2050年カーボンニュートラル

- 2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。
- 「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」※から、植林、森林管理などによる「吸収量」※を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。



出典：経済産業省

図3-2 カーボンニュートラルの産業イメージ

3 施設間連携に配慮した利便性の高い施設整備を行います。

● 施設間の機能連携

町民生活を支える各公共施設間の機能連携を促進するとともに、施設間の交通アクセスの向上のための手法を検討し、利用しやすい施設を目指します。

● 広域的な利用に対応する施設の機能充実

観光の受け皿としての機能を持つ「四季の館」「イモッペ生活館」などは、ヒト、モノ、情報が活発に行き交う環境を整えていくほか、観光・文化・交流の拠点である「四季の館」は、新たな関係人口づくりや交流機能の強化を図り、町民や来町者の利用促進を図ります。



写真 3-3 四季の館

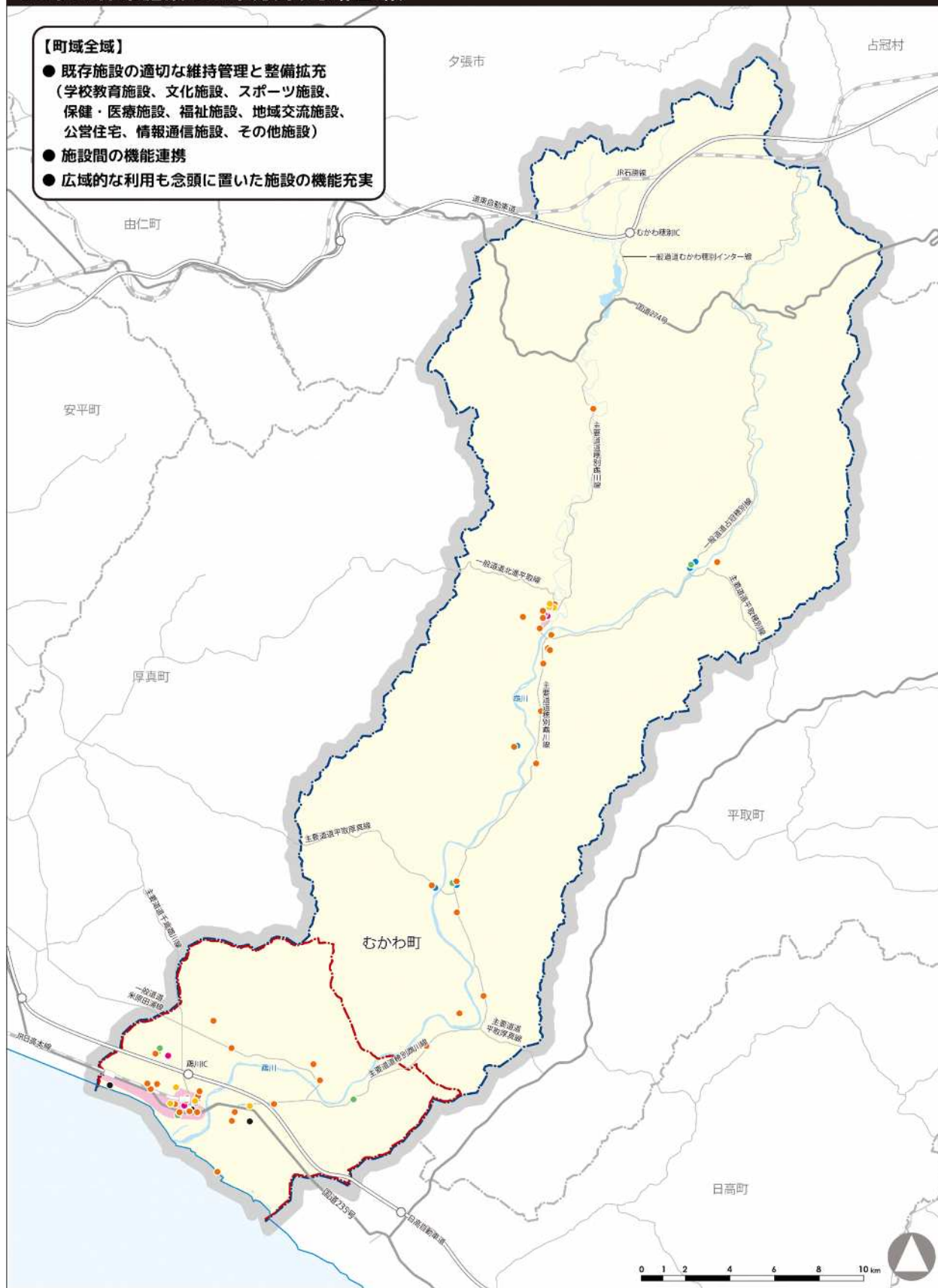


写真 3-4 イモッペ生活館

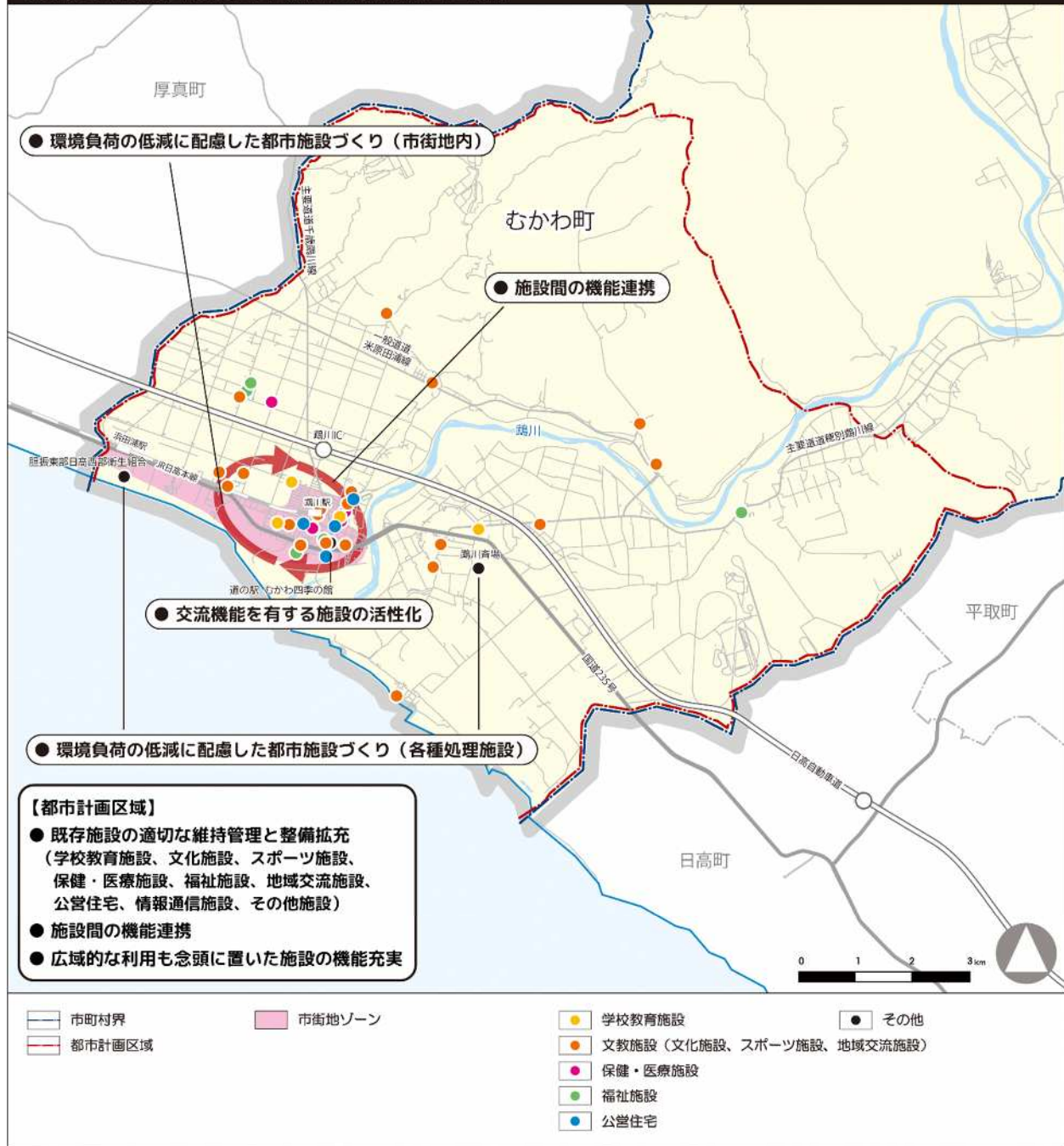
その他の都市施設の基本方針(町域全域)

【町域全域】

- 既存施設の適切な維持管理と整備拡充
(学校教育施設、文化施設、スポーツ施設、保健・医療施設、福祉施設、地域交流施設、公営住宅、情報通信施設、その他施設)
- 施設間の機能連携
- 広域的な利用も念頭に置いた施設の機能充実



その他の都市施設の基本方針(都市計画区域)



2.6 都市景観

(1) 基本方針

地域の個性を生かした景観づくりを進めます。

快適に暮らせる都市づくりを進めるため、市街地周辺の豊かな自然環境の維持・保全を図りつつ、道路や河川、公園などの公共空間を中心とした緑化を推進するとともに、地域の個性を大切にしたい美しい景観づくりにより、魅力ある都市景観の形成を目指します。

目標 ① 豊かな自然環境の保全を図ります。

- 市街地を取り巻く自然景観の保全
- 郊外部や田園地帯における自然景観の保全

目標 ② 都市の緑化を推進します。

- 都市緑化の推進
- 身近な水辺空間の形成

目標 ③ 地域の個性を生かした魅力ある都市景観の創出を図ります。

- むかわの顔となる魅力的な景観の形成
- 地域の個性を演出する景観の形成
- 歴史的・文化的景観資源を活かした景観の創出
- 地域を結ぶ景観の形成

目標 ④ 景観まちづくり施策を推進します。

- 景観形成の総合的な取組の推進
- 住民参加による景観形成

(2) 整備・誘導の方針

1 豊かな自然環境の保全を図ります。

● 市街地を取り巻く自然景観の保全

まちなかの雰囲気大切に、周辺の自然景観と調和した市街地景観の形成を図るため、市街地に潤いを与える貴重な自然景観の維持・保全を図ります。

● 郊外部や田園地帯における自然景観の保全

郊外部にある身近な自然環境、農地や集落がおりなす田園景観の維持・保全に努めます。また、鵜川河口干潟を含む沿岸域についても、その環境に配慮しながら景観の維持・保全を図ります。

2 都市の緑化を推進します。

● 都市緑化の推進

農地・森林・河川などの緑や市街地内における公園・街路樹などとの連続性に配慮しながら、道路空間や公共施設の緑化を進めるとともに、さらには町民参加による民有地の緑化促進を図り、都市の緑化を推進します。

● 身近な水辺空間の形成

市街地の東部を流れる鵜川は、市街地に自然を導く水と緑の軸であることから、水質及び生態系の保全・回復などに配慮しつつ、身近に水と親しめる水辺空間の形成を図ります。

3 地域の個性を生かした魅力ある都市景観の創出を図ります。

● むかわの顔となる魅力的な景観の形成

「都市拠点」は、本町の都市の顔として、沿道空間と道路軸景観が一体となった、シンボル性のある総合的な景観の形成を図るとともに、賑わいや、魅力、個性、安全性、快適性などを創出し、まちなかの個性を感じられる景観形成を目指します。特に、駅前通や新生通沿線の「まちの玄関」は、「景観重点エリア」として良質な景観形成を進めます。

また、高規格幹線道路日高自動車道鵜川 IC 付近は、都市整備を契機とした景観づくりを進め、沿道と一体となった美しい景観形成を図ります。

● 地域の個性を演出する景観の形成

市街地周辺の自然景観を背景に、その自然景観との調和に配慮しつつ、地域の自然的・歴史的資源を活かしながら、統一感のある住宅地景観・商業地景観など、利用形態に応じた魅力ある街並み景観の創出を図ります。

一級河川鵜川では、水や緑との出会い空間として、たんぽぽ河川緑地の水辺空間による、個性的な景観形成を図ります。

● 歴史的・文化的景観資源を活かした景観の創出

本町には、「鷗川盛土墳墓群」や「旧中村平八郎家住宅」など町を象徴する国や道の指定文化財が町内に点在しているほか、「カムイサウルス・ジャポニクス」や「ホベツアラキリュウ」など、まちの宝である恐竜化石を活かしたまちづくりを進めています。

これらの歴史的な建造物や文化、地域資源などは、町民の貴重な財産であり、その保全を図るとともに、周辺環境も含めて、歴史的・文化的景観を大切にした景観づくりを進めます。



写真 3-5 鷗川盛土墳墓群



写真 3-6 旧中村平八郎家住宅



写真 3-7 富内銀河公園



写真 3-8 穂別博物館

● 地域を結ぶ景観の形成

幹線道路は、多様な地域景観を結ぶ要素として各地区の景観との調和を図るとともに、町民と行政の協働により、地区のイメージにふさわしい景観の形成に努め、地域景観の多様性を演出します。



写真 3-9 中央通り



写真 3-10 穂別市街地（進化の道）

4 景観まちづくり施策を推進します。

● 景観形成の総合的な取組の推進

本町の良好な景観を保全・創出するために、地域の特性に応じて、地区計画や緑化協定など多様な制度・手法の活用を検討していきます。

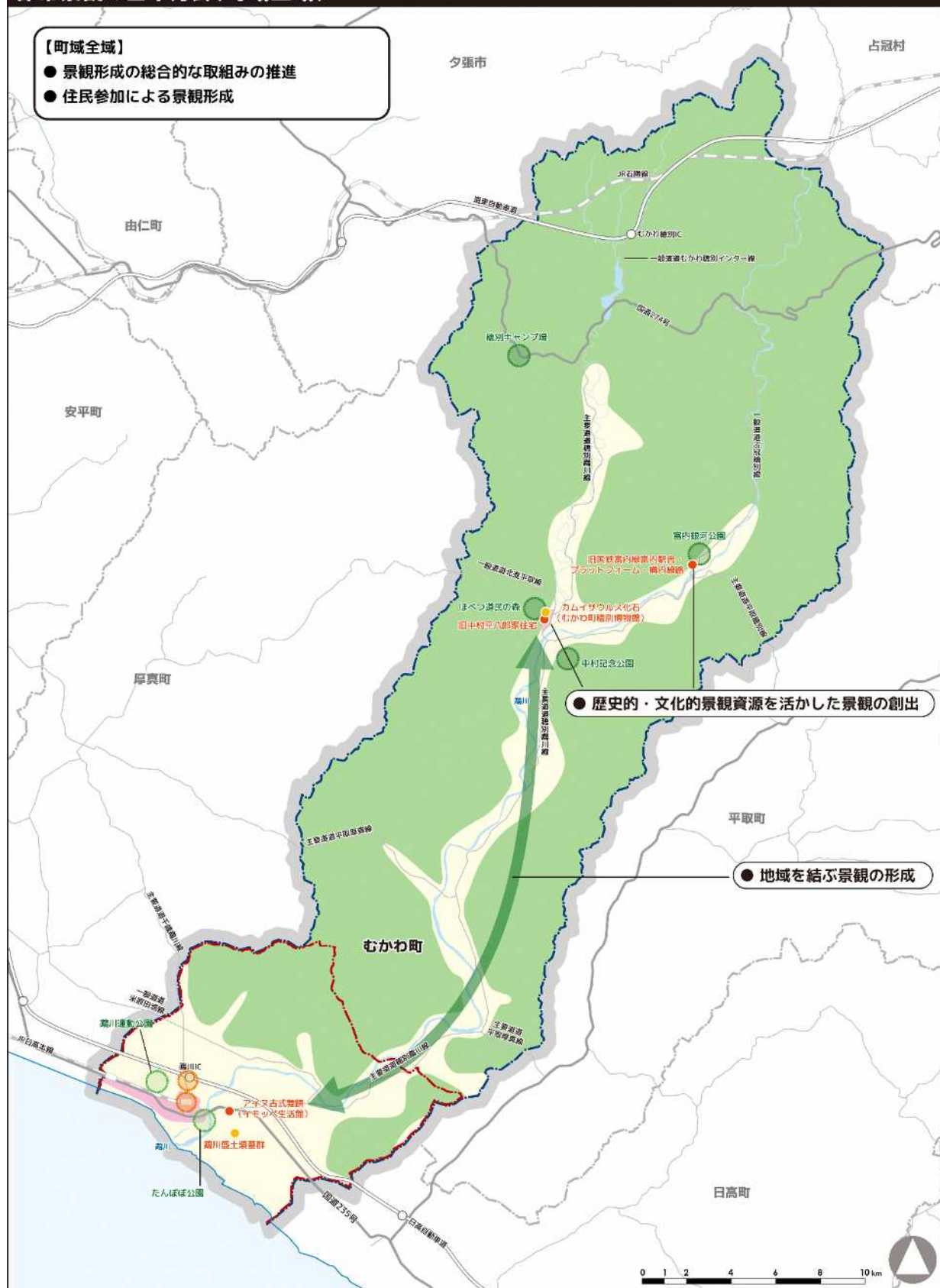
● 町民参加による景観形成

良好な都市景観を形成するため、町民の都市景観に関する意識啓発や素養の向上を図り、町民、事業者、行政が一体となって景観の形成を推進します。

都市景観の基本方針(町域全域)

【町域全域】

- 景観形成の総合的な取組みの推進
- 住民参加による景観形成



● 歴史的・文化的景観資源を活かした景観の創出

● 地域を結ぶ景観の形成

- | | | | |
|--------|--------|----------------|----------|
| 市町村界 | 森林ゾーン | 緑のレクリエーション拠点 | 国指定文化財 |
| 都市計画区域 | 田園ゾーン | 身近な緑の拠点 | 北海道指定文化財 |
| | 市街地ゾーン | 都市公園 | |
| | | まちの玄関(景観重点エリア) | |

都市景観の基本方針(都市計画区域)



2.7 都市防災

(1) 基本方針

安心・安全が実感できる、災害に強い都市づくりを進めます。

災害に対しては、防災インフラの整備や土地利用の強化、復興対策準備、シミュレーションによる災害規模の予測などの事前防災の取組に加え、災害発生時に市民が迅速に行動できるように、避難体制の確立や防災に対する意識啓発を図るなど、ソフト面での対策や事前の準備などが防災や減災につながります。

本町は、平成30年に発生した北海道胆振東部地震により、甚大な被害を受けているほか、豪雨災害や高潮による被害も発生しています。このような状況を踏まえ、「むかわ町地域防災計画」や「むかわ町強靱化計画」との連携を図りながら、災害発生時の未然防止に努めるとともに、事前復興や円滑な避難、救援活動、消火活動を支える都市基盤の充実を図り、市民が安全・安心を実感できる「災害に強い都市づくり」を進めます。

目標 ① 各種災害ハザードへの対策を進めます。

- 震災対策の推進
- 土砂災害対策の促進
- 総合的な治水対策の推進

目標 ② 災害に強い都市形成を目指します。

- 防災拠点の整備とネットワーク化
- 災害に強い道路網の形成
- 防災能力の向上に向けた市街地整備

目標 ③ 防災・減災に向けた地域防災力の向上を目指します。

- 防災意識の高揚と地域コミュニティの強化
- 事前防災・事前復興への取組の強化

(2) 整備・誘導の方針

1 各種災害ハザードへの対策を進めます。

● 震災対策の推進

大規模地震時における町民の安全を確保するため、「むかわ町強靱化計画」を基本に、施設管理及び建築物の耐震性の向上を図り、建物や工作物の倒壊などの防備に努めるとともに、津波発生時における海岸地区の被害を最小限に軽減するため、海岸保全施設の整備などについて国や北海道に対する要望活動を行います。

● 土砂災害対策の促進

台風や集中豪雨、地震により、地すべりやがけ崩れの発生する恐れのある危険区域などについては、緑化の促進や保全に努めるとともに、定期的な見回りや点検の実施、計画的な治山工事などを行い、災害の防止に努め、市街化の抑制や建築物の立地規制を進めます。

特に、土砂災害特別警戒区域に指定されている豊城地区などについては、災害防止の観点から市街化を抑制します。

● 総合的な治水対策の推進

河川の整備・改修や遊水地・調整池の計画的な整備を進めるとともに、下水道の計画的な整備による雨水流出抑制策の実施など総合的な治水対策を進めます。

また、浸水や洪水などの水害対策はもとより、一級河川鵜川の河川整備と洪水防止対策を推進します。

2 災害に強い都市形成を目指します。

● 防災拠点の整備とネットワーク化

身近な防災拠点の役割を担う公園などの一時避難所や避難場所となる学校施設などの防災拠点を地域性に配慮しながら適切に整備・充実していくとともに、本町の災害対策本部機能の維持確保に不可欠な役場庁舎などの行政施設の機能強化に努めます。

また、消防庁舎の移転にあわせ、総合的な防災拠点としての機能強化を図るとともに、総合防災拠点を中心に各拠点間の防災ネットワーク化を推進します。

● 災害に強い道路網の形成

災害時における緊急活動の円滑化、物資供給、被災後の迅速な復旧などを行うための重要な役割を担っている道路については、災害に強い都市づくりをしていくための生命線であり、予防・保全的な観点からも計画的な維持管理を推進します。

また、災害時における一時避難所や避難場所への避難を安全で円滑に行えるように、狭隘路の整備を図るとともに避難路の複数化を図ります。

あわせて、火災時における消防活動に支障のないよう道路空間を確保するなど、防災環境の改善に努めるとともに、延焼を防止するため、建物の不燃化を促進し、延焼防止帯としての機能を有する公園・緑地、幹線道路、緑道などの整備を進めます。

● 防災能力の向上に向けた市街地整備

「むかわ町地域防災計画」に基づく避難場所の確保を図り、避難場所となる建物の耐震化不燃化を図るとともに、商業地における建物の不燃化を進め、災害時の延焼防止に努めます。

また、災害時の避難路として、幹線道路の整備を図り生活道路の改善や新設に努めます。あわせて、日常生活に不可欠なライフラインである下水道などについては、災害時においても、その機能が維持されるよう、老朽化対策や耐震性の向上に努めます。

3 防災・減災に向けた地域防災力の向上を目指します。

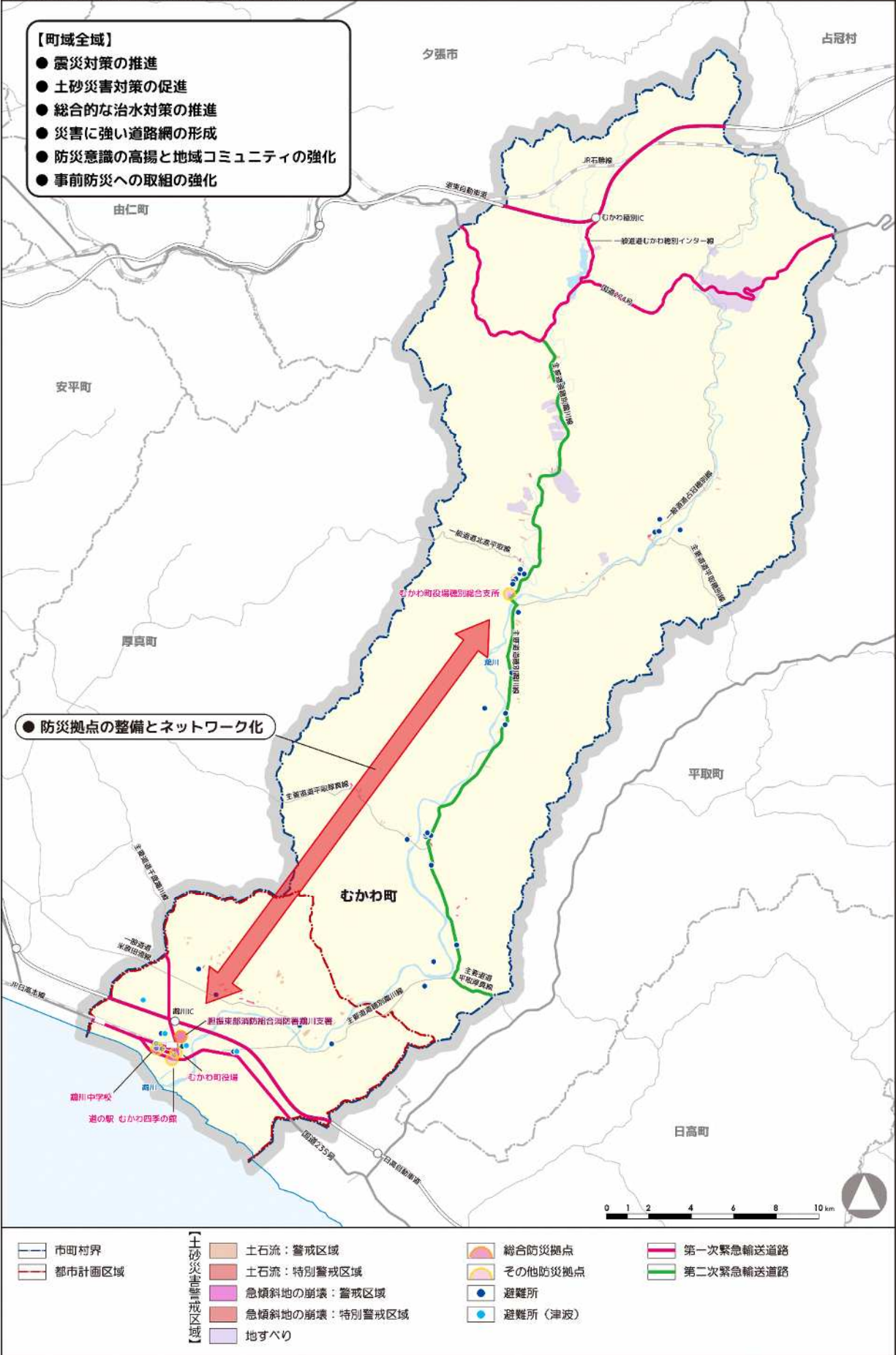
● 防災意識の高揚と地域コミュニティの強化

町民の災害に関する理解を深めるため、防災訓練やハザードマップの作成配布などの啓蒙活動を推進するとともに、自治会や自主防災組織の育成強化や、防災に関する地域コミュニティ活動の支援を進め、防災活動の重要性と必要性を啓蒙し、町民意識の高揚に努めます。

● 事前防災・事前復興への取組の強化

事前防災は、発生する可能性のある自然災害に対して、事前にその対策を講じるものであり、防災インフラを整備するとともに、各種災害に対応したタイムラインの活用・検証、国や道、大学などと連携してソフト対策を検討するなど、事前防災への取組を強化します。また、災害発生を想定し、被害を最小化につなげる事前復興の取組を推進します。

都市防災の基本方針(町域全域)



都市防災の基本方針(都市計画区域)



第4章 重点整備地区の整備方針

第1節 重点整備地区の概要と課題

1.1 重点整備地区の設定

本計画では、限られた財政の中で戦略的な都市施策を実現するため、都市づくりの施策を集中的に投入する重点整備地区を設定します。

重点整備地区は、本町全体における都市施策の展開の核となる資源（土地や施設、むかわ町らしい魅力や景観資源など）を有する地区とし、「第2次むかわ町まちづくり計画」における重点プロジェクト「まちなか再生プロジェクト」の実施地区になっています。また、「むかわ町まちなか再生基本計画」で位置づけられている拠点や各種施策を踏まえ、鵜川地区市街地（都市拠点）を設定します。

1.2 重点整備地区の概要

重点整備地区は、北はJR日高線、東は一級河川鵜川やたんぼ公園、南は国道235号、西はまちの森に囲まれたエリアで、JR日高線の終着駅「JR鵜川駅」を中心に古くから市街地として発展してきた地区です。

行政施設や観光・文化・交流の拠点となる複合施設「四季の館」などの公共施設が立地しているとともに、金融機関などの業務施設や大規模小売店舗、既存商店街などの商業施設など都市の中核機能を担う施設が多く集積し、本町の経済・文化の中心地となる中心市街地を形成しています。

重点整備地区を含む鵜川地区市街地の人口は約1,100人で、町全体の14%を占め、増加傾向となっています。また、重点整備地区の人口密度は約17人/haで、なかでも鵜川駅周辺は30人/ha以上と最も高くなっています。

高齢化率は、町全体では40%を超える地域が大半を占めるなか、重点整備地区を含む鵜川地区市街地は33.3%となり、若い世代が比較的多く居住しています。

市街地の中心部には、JR鵜川駅があり、広域幹線道路は、苫小牧方面と浦河方面を結ぶ国道235号（苫小牧鵜川通）と本地区から高規格幹線道路日高自動車道鵜川ICへ向かう主要道道千歳鵜川線（新生通）があります。

なお、市街地の平地部のほぼ全域が津波浸水想定の上水深2m以上の区域となっています。

地域面積	約64ha
人口	約1,100人
世帯数	約600世帯
人口密度	約17人/ha
高齢化率	33.3%

※人口・世帯数：令和2年国勢調査



1.3 重点整備地区の主要課題

変貌するまちへの対応

- 近年は人口減少や少子高齢化が進行するとともに、モータリゼーションの成熟やインターネットの普及などを背景に、消費者のライフスタイルやニーズの多様化などにより、中心市街地の商業環境は厳しさを増しています。
- また、高規格幹線道路日高自動車道鷗川ICの供用や、JR日高線の一部廃線など、中心市街地を取り巻く環境は変化しており、今後はこれらの大きな変貌に対応するまちづくりが求められています。

代替性のない中心市街地の防災

- 2018年（平成30年）9月に発生した北海道胆振東部地震により、人的被害のみならず市街地における建物などの倒壊やライフラインへの被害など甚大な災害に見舞われ、生活再建や社会基盤などの復旧も急務となっています。
- また、中心市街地の大部分は、津波浸水想定2m以上の区域になるため、地震・津波から命を守る取組を図るとともに、代替性のない中心市街地の居住や経済文化活動を守るため、都市拠点として最良の方策を検討する必要があります。

中心市街地の魅力や賑わいの減少

- 中心市街地では、空き店舗や閉店する店が増加し、商店街としての魅力も低下しつつあります。本町の中心地として、賑わいや活力を取り戻す必要があります。

まちなかにおける暮らしの不安

- 高齢者の増加問題及び買い物問題、空き家の増加など、まちなかでの暮らしの不安が増加しています。子どもから子育て世代の方々、高齢者、障がい者など、地域に暮らすあらゆる町民に対応する快適な居住環境の整備を検討する必要があります。

第2節 重点整備地区の将来像と整備・誘導方針

2.1 重点整備地区の将来像と基本目標(テーマ)

「復興計画」における取組内容や、第2次むかわ町まちづくり計画における重点プロジェクト「まちなか再生プロジェクト」及び「むかわ町まちなか再生基本構想」を踏まえ、まちなか再生へ向けた基本理念と取組の考え方は、次のとおりとしています。

まちなか再生に向けた基本理念	● 自らのまちなかは自らが再生・創生し、自らが誇れるまちなかを築き上げる
まちなか再生に向けた取組の考え方	● 商業分野の再生のみならず、まちなかで必要とされる住環境や観光振興、福祉分野などを有機的に結びつけ、再生を果たす。 ● 地区それぞれの強み（個別）を活かしつつ、むかわ町としての強み（共通）も最大限に活かす。

重点整備地区における都市づくりの将来像と基本目標は、「むかわ町まちなか再生基本構想」、「むかわ町まちなか再生基本計画」との連携・共有が重要であることから、以下のとおり定めます。

重点整備地区（まちなか）
の将来像

地域自らが創生し、
人々が集いにぎわうまちなか

重点整備地区の基本目標（まちなかづくりのテーマ）

テーマ ①	多くの人々で賑わいが拡がり・つながるまちなかづくり
● 本町の中核として培われてきた既存の拠点機能は、まちなかにふさわしい機能の強化を図るほか、必要な機能の拡充を図り、まちなかの活性化を目指します。 ● まちなかで生まれ始めた賑わいの芽（拠点）を拡げ・つなぎ、まちなかの賑わいづくりを進めるほか、まちなかと町内の結びつきを強め、町全体の活性化につなげます。	
テーマ ②	将来を担う若者が集い、世代間をつなぐまちなかづくり
● 町の将来を担う若者がまちなかに魅力を感じることができるよう、世代間をつなぐ交流機会を創出することで、まちなかの活性化を目指します。 ● 特に、まちなかに多くみられる空き家や空き店舗を活用し、まちなかの環境改善や土地や建物の有効利用などを促すことにより、まちなかの機能強化と賑わい再生に取り組みます。	
テーマ ③	むかわらしさを次世代につなぐまちなかづくり
● 地域の魅力を映し出すものとして次世代につなぐまちなかは、個性と賑わいのある景観形成を進め、魅力ある街並みづくりを目指します。 ● むかわらしいまちなか・街並みを次世代へつなぐため、災害に強いまちなかづくりを進めます。	

2.2 テーマ別の整備・誘導方針

テーマ ① 多くの人々で賑わいが拡がり・つながるまちなかづくり

本町の中心として培われてきた既存の拠点機能は、まちなかにふさわしい機能として、拡充・強化を図り、まちなかの活性化を目指すとともに、賑わいの芽（拠点）を拡げ・つなぎ、賑わいづくりを進めるほか、まちなかと町内の結びつきを強め、町全体の活性化につなげるため、以下の整備・誘導方針を設定します。

	整備・誘導方針	取組イメージ
土地利用	● 多様な交流を生み出す拠点の整備 ⇒ 町民が利用しやすい機能を備え、まちなかの活性化を支えるための拠点整備を目指します。	空き地、空き店舗対策の推進、賑わい・イベント交流の拠点や学びの拠点などの整備
	● ウォーカブルで回遊性のあるまちなかの創出 ⇒ 商業地の空洞化の是生と回遊性を向上させ、ウォーカブルでコンパクトなまちなか形成を目指します。 ⇒ 町外からの来訪者を誘導する施設を磨き上げ、観光的魅力を兼ね備えた回遊性のあるまちなかの創出を目指します。	商業施設の集約、テナントミックスの促進、新たな関係人口・交流の拠点や地元農産物の販売拠点の機能強化
道路・交通体系	● 誰もが利用しやすく、まちなかと町域全域を結ぶ公共交通の確保 ⇒ まちなか利用者のニーズに応じ、まちなかと町内全域を結ぶ地域公共交通ネットワークの充実や、利用しやすい交通システムを確立します。 ⇒ 地域公共交通ネットワークの充実や、利用しやすい交通システムを確立します。	駅を中心とした交通結節点の強化、地域公共交通計画の策定・管理、地域公共交通ネットワークの効率化・再編
	● まちなかの回遊性を高める仕掛けづくり ⇒ まちなかの機能強化に合わせ、回遊性を高める道路空間づくりを進めます。 ⇒ 回遊性のあるまちなかの創出を目指し、拠点間のアクセス向上に寄与する歩行者動線の確保を図ります。 ⇒ 主要施設への道路案内標識においては、歩行者や自動車にも分かりやすい配慮を行うとともに、沿道空間の環境に配慮した設置を図ります。	駐車場の適正配置、拠点間や駅方面への歩行者動線の確保、道路案内標識、観光看板、観光案内図などの整備
	● 誰もが安心・快適に歩ける道路空間づくり ⇒ 子どもからお年寄りまで誰もが安心して快適に暮らせる生活利便性の高い生活環境の向上を目指し、生活道路・通学路、自転車・歩行者道の安全性・利便性・快適性の向上に努めます。	ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進

整備・誘導方針		取組イメージ
その他	● 新たな機能強化による来訪者の促進 ⇒ 観光文化交流機能を持つ公共施設は、新たな機能強化を図り、町民や来町者の利用促進を図ります。	四季の館の機能強化、四季の館とぽぽんた市場の面的整備
	● “なりわい”により創出される地域力の強化 ⇒ まちなかでの農林水産業となりわいが連携した地域活性化の取組を進めます。	6次産業化の推進、空き地マルシェなどの開催



テーマ ② 将来を担う若者が集い、世代間をつなぐまちなかづくり

町の将来を担う若者が魅力を感じることができるよう、世代間をつなぐ交流機会を創出することで、まちなかの活性化を目指し、特にまちなかに多くみられる空き家や空き店舗を活用し、環境改善や土地や建物の有効利用などを促すことにより、まちなかの機能強化と賑わい再生に取り組むため、以下の整備・誘導方針を設定します。

	整備・誘導方針	取組イメージ
土地利用	● まちなかに来訪者などを呼び込む魅力づくり ⇒ 観光客を含む町内外からの来訪者・移住者などをまちなかに呼び込む魅力づくりを進めます。	空き店舗の改修、起業や後継者の支援、コミュニティビジネス・交流支援、賑わいづくりのイベント、商店街の憩いの場などの確保
	● 空き地・空き家の利活用 ⇒ まちなか再生の骨格となる中央通り沿いの環境整備に向けて、空き地・空き家の利活用を進めます。	空き地スペースの活用、住民参加型チャレンジショップの推進
	● 将来を見据えたデジタルなまちなかづくり ⇒ 将来的なデジタルトランスフォーメーション（DX）を見据えたまちなかでの施設・環境整備を進めます。	サテライトオフィス設置、テレワーク拠点の推進
その他	● まちなかの再建につなげる取組の推進 ⇒ 地域経済・商業の発展につなげるため、仮設店舗から再建へ向けた取組を進めます。	事業者との意見交換・調整
	● 町全体へとつなぐ賑わいの創出 ⇒ 鵜川地区・穂別地区を結び、つなぐ地域活性化イベントなどの活動を推進します。	賑わい創出事業・イベントの実施

重点整備地区 テーマ②：将来を担う若者が集い、世代間をつなぐまちづくり



テーマ ③ むかわらしさを次世代につなぐまちなかづくり

地域の魅力を映し出すものとして次世代につなぐまちなかは、個性と賑わいのある景観形成を進め、魅力ある街並みづくりを目指すとともに、次世代へとつなぐ災害に強いまちなかづくりを進めるため、以下の整備・誘導方針を設定します。

整備・誘導方針		取組イメージ
土地利用	● むかわらしい住環境の創出 ⇒ まちなかにふさわしい住環境の創出、保全、改善に努めます。	防音壁としての効果を持つ植樹や防音性の高い構造へ誘導
公園緑地	● 拠点となるまちなかの緑の維持向上 ⇒ 身近に緑を感じるまちなか形成を図るため、緑の拠点となる都市計画公園や都市内緑地などの保全と機能向上を図ります。	「花園公園」や「中央緑道」の機能と環境の維持向上
	● 公共施設周辺における緑化の促進 ⇒ 役場庁舎や四季の館などまちなかの公共施設周辺においては積極的な緑化を図り、潤いのある環境づくりに努めます。	公共施設及び周辺の緑化の促進
	● まちなかの連続的な緑の確保 ⇒ 市街地内の公園やその他の緑地空間を街路樹の育成による緑のネットワークで結び、緑豊かな市街地の形成を目指します。	沿道の公共施設や民有地の緑化の促進、町民との協働による緑化の推進
都市景観	● 居心地が良く歩きたくなる景観づくり ⇒ まちなかの景観整備を行い、街歩きしたくなるような環境づくりに取り組みます。	まちをきれいにする活動、散策路整備など
	● まちの玄関口にふさわしい顔づくり ⇒ 鵜川駅周辺は、「景観重点エリア」として、都市拠点及び都市間や拠点間を連絡する幹線道路沿道の玄関口にふさわしい顔づくりを進めます。 ⇒ まちなかの顔にふさわしい魅力的な商業地景観の形成を図り、町民や来町者の利用頻度の高い商業地の形成を目指します。	駅周辺の地域特性を活かした景観の改善、まちなか景観の創出
	● 拠点にふさわしいシンボル景観づくり ⇒ 役場周辺は、本町の都市の顔として、沿道空間と道路軸景観とが一体となった、シンボル性のある総合的な景観の形成を図ります。	役場周辺のシンボル景観の創出
	● 地区のイメージにふさわしい景観づくり ⇒ 幹線道路の沿線は、町民と行政の協働により、地区のイメージにふさわしい景観の形成に努めます。	個性ある地区密着型の景観づくりの推進

整備・誘導方針		取組イメージ
都市防災	● 防災計画に基づく避難場所の確保 ⇒ 「むかわ町地域防災計画」などに基づく避難場所のさらなる確保と防災・減災対策を進めます。	一時避難場所を含む避難場所の確保、避難場所の耐震化不燃化
	● 緊急輸送道路の強化と避難路の整備 ⇒ 緊急輸送道路ネットワークの強化と避難できる通路のさらなる整備を進めます。	避難路としての幹線道路・生活道路の整備・改善
	● 災害時の延焼防止 ⇒ まちなかの商業地における建物の不燃化を図り、災害時の延焼防止に努めます。	商業地内の防災・減災対策

重点整備地区 テーマ③：むかわらしさを次世代につなぐまちなかづくり



第5章 計画の実現に向けて

第1節 協働のまちづくり

1.1 役割分担

本町では地域課題を解決するため、町民が身近な暮らしからまちづくりに関心を持ち、町民相互の交流の場や活動機会の創出、自主的・主体的な活動の活性化が図れるよう、町民や事業者、行政が連携し、協働のまちづくりを進めることが、目指すべき将来像を実現するために必要です。

今後は、それぞれが主体となって、それぞれの役割を果たすことのできる体制づくりを検討し、より一層協働のまちづくりを推進します。

1.2 推進体制の強化

(1) 協働のまちづくり

町民・事業者・行政などが協働でまちづくりを進めていくためには、全体構想で示された課題や将来像をしっかりと共有し、まちづくりに対する意識の醸成や協働体制の強化を図る必要があります。

① 地域コミュニティ活動の支援・人材育成の支援

地域住民や各種団体などが自主的にまちづくり活動を進めていくためには、まちづくりに係るワークショップなどを通じて、まちづくりに関わる人材育成の支援を図ります。

② まちづくりの意識啓発・活動の基盤づくり

地域の課題を解決し、目指すべきまちづくりを実現するには、地域住民や事業者などの率先した取組が必要です。このため、引き続き広報や広聴の充実を図り、まちづくりの気運を高めます。

また、町民が身近なところからまちづくりに関心を持ち、地域相互の交流や活動機会、自主的な活動の活性化が図れるよう交流施設・機会の充実や様々なコミュニティ活動支援など、まちづくり活動の基盤づくりに取り組みます。

③ まちづくりへの参加の支援

第2次むかわ町まちづくり計画や各種個別計画に基づく取組への町民参加はもとより、町民による支え合いの地域づくりなどを一層推進します。これらの活動を通して、一緒に話し合う機会を提供し、町民・事業者・行政などが協働でまちづくりに取り組むための体制を強化します。

(2) 庁内体制の連携強化

本計画に基づくまちづくりを推進するため、庁内関連部署との連携を深め、総合的な視点からまちづくりを推進します。

また、北海道をはじめとする関係機関と課題や対策などを共有し、協力して事業を進めるため、連携の強化を図る必要があります。

第2節 都市計画マスタープランの運用

2.1 まちづくりの方針としての位置づけ

(1) 都市計画の方針としての活用

本計画は、本町の将来都市構造及びあるべき市街地像を示すとともに、都市課題に応じた整備方針と諸施設の計画などを定めたまちづくりの方針と位置づけられます。

今後は、本計画を都市計画の運用や都市整備に向け、積極的に活用していきます。特に、まちなか再生基本計画に基づく事業展開による成果や町民意向などを勘案しながら、魅力あるまちづくりを推進します。

(2) まちなかづくりの方針としての活用

「重点整備地区の整備方針」は、本町の全体構想の整備方向と整合したまちなかづくりの方針として定めています。今後は、「重点整備地区の整備方針」を地域の身近な課題解決のための方針として、協働のまちづくりを進めながら活用していきます。

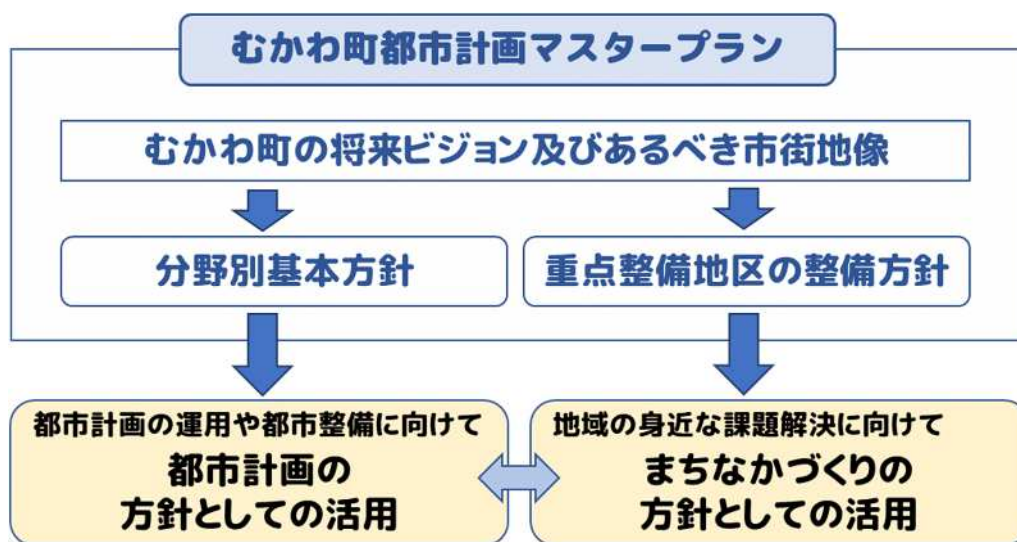


図 5-1 都市計画・まちなかづくりの方針としての活用

2.2 進行管理と見直し

(1) 進行管理・評価

全体構想や分野別構想、重点整備地区の整備方針に位置づけた各施策などの進行管理を適正に行う必要があります。特に本町においては、消防庁舎の移転、JR日高線の見直し、新たな交通体系の整備や、防災対策の強化などにより、まちは大きく変貌していきます。

今後は、これらのまちづくりの進捗などを踏まえ、計画見直しの必要性が生じた場合には、柔軟な対応が必要です。この場合、学識経験者、まちづくり組織、町民などから必要に応じ意見を求め、計画の進行管理（PDCA サイクル：計画（Plan）⇒実行（Do）⇒点検（Check）⇒改善（Action））を実施します。

(2) 都市計画マスタープランの見直し

本計画の示す都市の姿は、10年後の2031年（令和13年度）としています。計画の推進にあたっては、都市づくりの方針などに基づくまちづくり施策や事業の進捗状況を点検・評価しながら、社会情勢やまちの変化に対応する必要があります。今後は、まちづくりの進捗状況などを勘案し、概ね5年サイクルを基本としたPDCAを取り入れ、施策の見直しを図っていきます。

また、都市づくりにおいては、IT技術の進展やコロナ禍などを踏まえた新たな対応が必要となるため、計画を踏まえつつ、状況に合わせて、柔軟かつ迅速に対応することも重要となります。こうした状況においては、観察（Observe）⇒情勢判断（Orient）⇒意思決定（Decide）⇒行動（Act）というOODA ループによる評価も取り入れながら、計画の改善を図っていきます。

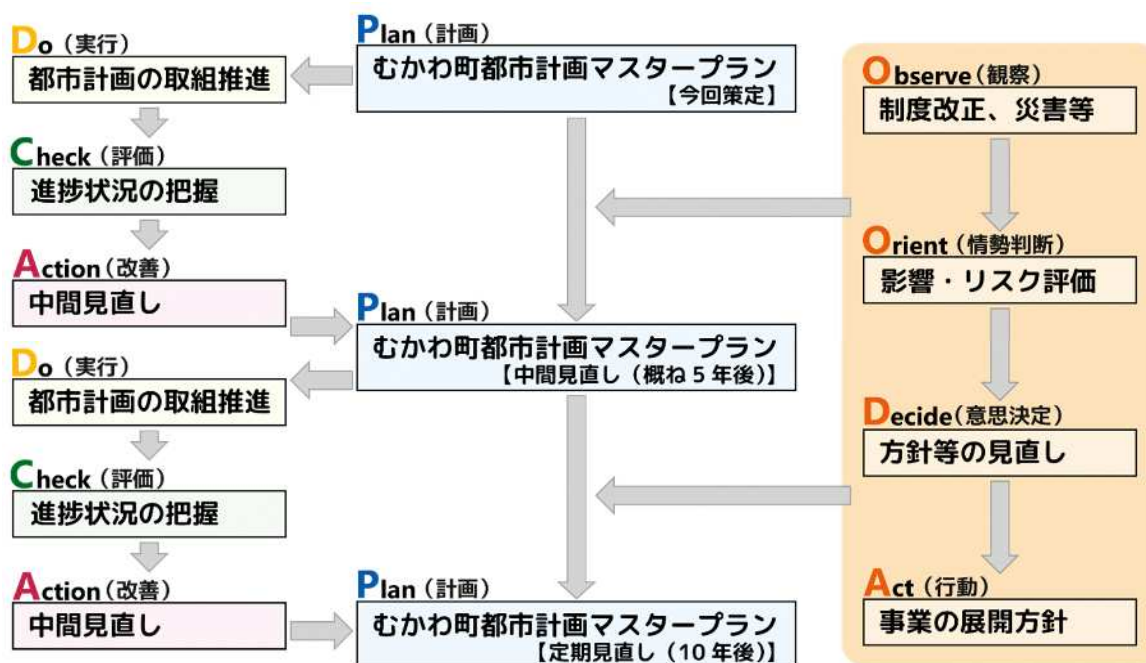


図 5-2 PDCA サイクルと OODA ループの進め方イメージ

第3節 実現の方策

3.1 将来都市像及び都市づくりの基本目標の実現に向けた各種手法

本計画では、鷗川地区中心市街地の位置する都市計画区域のみならず、穂別地区中心市街地を含め、町域全域を対象とした将来都市像及び都市づくりの基本目標の実現に向け将来都市像を定めています。

将来都市像及び都市づくりの基本目標の実現に向け、都市計画区域内や田園・森林地域などに応じて、都市計画法などの規制・誘導による手法や各種事業手法などを活用します。

(1) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に向けた手法

創造的復興・創生に向けた移住・定住促進を図るためのまちなか再生として、コンパクトな商業地の配置を可能とする用途地域の変更など必要な見直しを検討します。

(2) 白地地域における土地利用の規制・誘導手法

用途地域の指定の無い区域、いわゆる白地地域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域を定めることを検討します。

(3) 緑地の保全・推進手法

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、必要に応じて公園などの都市施設や特別緑地保全地区などの地域地区として定めることを検討します。

(4) 各種計画との相互の連携手法

本計画は、都市計画に関わる計画の基本となっています。まちづくりは、様々な分野に関連していることから、今後策定される他の各種部門別計画との整合を図っていきます。

また、土地利用、道路・公園などの都市施設の配置やまちなかの再生といった個別の都市計画に関する事項については、計画の熟度や事業実施の時期を考慮し、今後関係機関との調整を図りながら進めていきます。

3.2 町民主体のまちづくり

町民やNPO法人などが主体となったまちづくりには、都市計画提案制度や協定を活用したまちづくりなどがあります。

(1) 都市計画提案制度

近年、まちづくりへの関心が高まる中で、まちづくり協議会などの地域の方々が主体となったまちづくりに関する取り組みが多く行われるようになっていきます。

このような動きを踏まえ、まちづくりに対する取り組みを今後の都市計画に積極的に取り込んでいくため、土地所有者、NPO法人や開発事業者などが北海道や市町村にまちづくりに対する取り組みなどを提案することにより、都市計画に反映されることができるようになる制度が都市計画提案事後です。

本計画に示した都市を実現するために、必要に応じてこのような制度の活用に対する助言・支援を図っていきます。

(2) 協定を活用したまちづくり

町民の意見をまちづくりに反映する仕組みには、都市計画法以外にも、建築基準法に基づく「建築協定」や都市緑地法に基づく「緑地協定」、法律に基づかない協定としての「まちづくり協定」などがあります。

町民の意向に応じたきめ細かいまちづくりや、地域の実情に応じたまちづくりを実現するため、建築協定や緑化協定などの導入に努めていくこととします。

(3) まちづくり活動の主体づくり

これまでのまちづくりについては、自治会・町内会などが主な中心的役割を果たしてきましたが、近年、ライフスタイルや町民ニーズの多様化などを背景に、NPO活動やボランティア活動などが活発化しており、町民のまちづくりに対する関わり方も多様化しています。

今後も引き続き、自治会・町内会などをまちづくりの中心的な担い手として位置づけつつ、多様なまちづくり活動を支えるNPO法人やボランティア組織などの活用により、町民主体のまちづくり活動の活性化を図ります。

また、持続的な地域運営に向け、町民主体による組織体制づくりを目指し、様々なまちづくりに関わる組織の設立を促すとともに、まちづくりの担い手の育成を図ります。

用語集

用語	解説
あ	
アクセス道路	大規模な都市施設、中心市街地、観光地などに連絡する道路や、高速道路のインターチェンジへ結ぶ道路のこと。
雨水排水対策	降水により発生した地表面の雨水を収集し、河川や海に放流するための取組。
雨水流出抑制策	大雨が降った時にその雨水を一時溜めたり、浸透させたりすることにより下水道や河川、その他排水施設などに能力以上の水が一気に流出しないようにすること。
移住・定住人口	その地域に居住する人やその土地へ移住する人たちのこと。
インフラ整備/社会基盤整備	インフラは、インフラストラクチャーの略。インフラ整備とは、産業や生活など物事の基盤を整えることで、交通インフラや通信インフラ、生活インフラ、観光インフラなど様々なジャンルでインフラという言葉を使うことが可能。
ウォーカブル	居心地の良い、ひと中心の空間をつくり、まちに出かけたくなる、歩きたくなるまちのようす。令和元年 6 月に国が「居心地がよく歩きたくなるまちなか」を形成する提言をまとめた。この提言では、「多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上、内外の多様な人材、関係人口をひきつける好循環を確立していくべき」とされている。
延焼	火事が火元から他に燃え広がること。
か	
カーボンニュートラル	地球上の温室効果ガスの排出量と吸収量・除去量を均衡させることで、排出せざるを得なかった分について、同じ量を森林が吸収したり、人為的に除去したりすることで、差し引きを実質的にゼロにすることを目指している。
海岸保全施設	堤防などの前面の港湾、漁港、海浜などを利用するため、車両や人の通行が可能なように設けられた施設。
回遊性	まちなかや商店街を歩き回ること。
街路樹	街路とは、街に作られた道路を意味し、街路樹とは、その街の道路沿いに植えられている樹木のこと。
各種処理施設	廃棄物などを処理する施設で、汚物処理場やごみ焼却場及びごみ処理場などのこと。
学校教育施設	児童・生徒への教育を行う施設で、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を含む。
合併処理浄化槽	公共下水道のない地域で水洗便所を使用する場合、汚水を浄化して河川などに放流するための施設であり、し尿と生活雑排水を同時に処理する。
環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。(環境基本法第 2 条)
関係人口	地域と多様な関わりをもつ人々のことを指し、二拠点居住をする人、地域にルーツや愛着がある人などが該当。
旧耐震基準	昭和 56 年 6 月 1 日の建築基準法の耐震基準の見直しより前に用いられていた耐震基準。地震の際の建築物の被害が危惧されている。
狹隘路	幅が狭い道路のことで、一般に幅員が 4m 未満の道路を指す。

用語	解説
か	
協働	住民、NPO・ボランティア団体、行政、企業のそれぞれの主体性・自発性のもと、互いの特性を認識・尊重しながら、対等な立場で、共通の目的を達成するため協力・協調すること。
拠点（核）	まちや活動のよりどころとする場所のこと。
緊急輸送道路	地震直後に発生する緊急輸送を円滑に行うための道路。高速自動車道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路とされており、阪神淡路大震災での教訓をふまえて設定された。
空洞化	構成していたものが消滅、移転などすることによってそこが空き、空洞になる状態。
景観づくり	住民や事業者及び行政が景観は地域の共有財産との認識に立ち、住み良いまちとして良好な都市景観の形成に努めること。
下水管渠	下水を収集し、排除するための施設で、污水管渠、合流管渠、雨水管渠、水路の総称。
下水道施設	下水を排水するために設ける管渠、その他の排水施設と、これに接続して下水を処理するために設ける処理施設。または、これらの施設を補完するために設けるポンプ施設その他の施設の総体のこと。
下水道ストックマネジメント基本計画	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することを目的とした計画。
下水道普及率	下水道を利用できる地域の人口を行政区内人口で除した値で、どのくらいの人が下水道を使えるようになったかを示す割合のこと。
建築協定	住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進することなどを目的として、土地所有者など同士が建築物の基準に関する一種の協定を締結し、公的主体（道や市など）の認可により、建築の際の条件を付与する制度のこと。
建築敷地	一般的に、建築物が建っている土地のこと。
広域幹線道路	高規格幹線道路や一般国道、主要地方道で構成される道路ネットワークのこと。
広域交通	高速道路、鉄道、飛行機、船舶のように広域的な移動をするもの。
公営住宅	町営住宅は町が、道営住宅は北海道が管理して、町民または道民に賃貸している住宅のこと。
公営住宅等長寿命化計画	町内にある公営住宅などストックの状況を把握し、長期的な視点をもって長寿命化のための予防保全的な管理や改善を推進し、ライフサイクルコスト※の削減などを行うことを目的とした計画。 ※構造物（建物や橋、道路など）がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたもの。
公益的機能	森林を単なる木材生産の場と考えた場合、その利益を得るのは一部の人間たちであるが、森林には渇水の緩和、土砂崩壊の防止、二酸化炭素を吸収・固定し地球温暖化の防止、キャンプに利用されるなど様々な機能があり、これらの機能の恩恵を受けるのは、たくさんの人たちである。そういった、多くの人たちに利益をもたらす機能を、「公益的機能」と呼ぶ。
高規格幹線道路	全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速サービスの全国的な普及、主要拠点間の連絡強化を目標とする。高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成される。

用語	解説
か	
公共交通ネットワーク/交通ネットワーク	都市とその周辺の都市との連携に必要な道路や公共交通などの交通が網目のように張り巡らされたつながりのこと。
公共施設	直接に国民の利用に供することを目的として、国、地方公共団体またはそれらによって設立された法人によって設置・運営される病院・図書館・市民会館・保育所などの施設のこと。
公共施設等総合管理計画	地方公共団体が、厳しい財政状況や人口減少などの状況を踏まえ、公共施設などの全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設などの最適な配置の実現を目指すもので、本町では、平成 29 年（2017 年）に策定。
交通基盤	都市基盤施設のうちの、道路、鉄道などの交通に関する施設のこと。
交通結節点	鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やその他交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設や鉄道とバスなどの乗り換えが行われる駅前広場など。
交通弱者	自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障害者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人。
交通処理	交通需要を適切に誘導することによって、交通を円滑に処理すること。
交通体系	乗客または荷物の移動に必要な手段と設備で成る施設のこと。
公的サービス	教育や医療、警察や消防など、人々が生活する上で必要なサービスを提供すること。
後背地	都市や港湾の経済的な影響を受けている地域のことで、都市の周辺にあり、その都市と結びつきの強い地域のこと。
交流機能	来訪者と都市の人々や産業とを深く交流させることで、文化を創造し、付加価値を高めていくこと。
交流人口	交流人口とは、なにかしらの目的を持ってその地域を訪れる人たちのことを指し、具体的な目的としては、観光を筆頭に通勤・通学、習い事、スポーツ、レジャーなどが含まれる。
国土強靱化/強靱化計画	国土強靱化とは、あらゆる大規模自然災害を見据えて「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えることで、強靱な仕組みづくり、地域づくりを平時から持続的に展開していくものである。本町では、平成 30 年に発生した北海道胆振東部地震による甚大な被害を受けた教訓を踏まえ、事前に防災・減災に係る施策を進め、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らず迅速な復旧・復興が可能な、真に災害に強いまちをつくるため、本町の国土強靱化に関する指針として令和 3 年 7 月に「むかわ町強靱化計画」を策定。
国民保護	国民保護とは、万が一、外敵から日本国に対する武力攻撃があったときに、国民の生命、身体および財産を保護し、武力攻撃に伴う被害を最小に抑えるために、国、都道府県、市町村などが相互に連携協力し、文民の立場において住民の避難や救援措置などを行うこと。
コミュニティ	地域住民が生活している場所。日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通じて生み出されるお互いの連帯感や共同意識を持つ地域社会のこと。
コミュニティバス	鉄道や路線バスなどの基幹交通を補う、地域の需要に応じたコンパクトな生活交通手段。

用語	解説
か	
コミュニティビジネス	地域資源や人材を活かして地域課題をビジネスの手法で解決する事業のこと。
コンパクトな都市づくり/ 市街地形成	本計画では、環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送れる都市を形成するための取組。
さ	
災害対策本部	災害対策基本法(第 23 条の 2)により、「市町村の地域に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、防災の推進を図るため、市町村長は災害対策本部を設置することができる」とあり、災害対応を行う上で、まず基本となるのが、この災害対策本部の設置。
災害の激甚化・頻発化	災害の規模や範囲が以前よりも大きく激しくなることを「激甚化」。短期間に、同じ種類の災害が幾度も発生することを「頻発化」。
サイクル	一定の周期で繰り返し循環すること。
サテライトオフィス	企業・組織の主要な勤務拠点から離れた場所に設置されたオフィスのこと。
散策路	特別な目的もなくぶらぶら歩く、散歩するための道のこと。
市街化区域	既に市街地を形成している区域、及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域として、都市計画で定めた区域。
市街化調整区域	原則として市街化を抑制すべき区域として都市計画で定めた区域。
市街地開発事業	地域が抱える課題を解消するため、一定の区域を定め、地域の状況に応じた整備手法を用い、良好な市街地を形成する事業。具体的には、土地区画整理事業や市街地再開発事業などがあげられる。
市街地機能	商業、業務、居住などの都市機能が集積していること。
軸	河川や道路など線的な要素を指す。
自主財源	地方公共団体が自主的に調達できる財源。地方税・手数料・使用料・財産収入・寄付金など。
自主防災組織	災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の任意団体。
自然環境	人の手が入らないありのままの自然の環境。
資源循環システム	生産、流通、消費という社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の排出をできるだけ抑制し、排出された廃棄物について極力再生利用を推進する社会システムのこと。
自然生態系の均衡	大気や水、土壌などにおける物質循環や、生物間の食物連鎖などを通じて、絶えずその構成要素を変化させながら、全体としてバランスを保っていること。
自然的土地利用	本計画においては、田畑などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたものを指す。
自然景観	自然的環境の風景、景色、眺め。
事前防災	災害が起きる前に、被災時の人的・経済的被害を最小限にする対策を講じること。
持続可能なまちづくり	経済的な発展と、福祉などの生活の質、良好な生活環境などをあわせて維持していくことを目指す考え方。
社会資本	道路、河川の堤防、港湾、空港などや学校、病院、住宅、下水道など間接的に生産活動を支え、わたしたちの生活の基盤となる、公共性を持った施設のこと。

用語	解説
さ	
社人研	国立社会保障・人口問題研究所のこと。
遮断空間	火災の延焼を防ぐ機能を果たす空間のこと。
集団的農用地	10ha 以上の集団的に存在する農用地。
終末処理場	下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域または海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設およびこれを補完する施設のこと。
集約型都市構造	中心市街地及び鉄道駅などの主要な交通結節点周辺などに各種都市機能を集約したコンパクトな都市構造のこと。
循環型社会	廃棄物などの発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会のこと。
上位関連計画	個別の計画の上位に位置し、より大きな視点で基本方針を定めている計画。
浄化作用	大気や河川・湖沼、土壌などの汚染が自然の力で浄化される働き。
商業業務地	商業施設や役場、警察署、郵便局などの官公庁施設及び事務所、オフィスが集まる地域。
情報通信施設	ICT※を活用したまちづくりにおいて基盤となる設備や施設のこと。 ※ICT は「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。
将来都市構造	市の骨格を成す「拠点」や「連携軸」を対象とし、まちづくりの方向性を検討するうえでの留意点の実現に向けた配置の考え方を、概念的に示すもの。
白地地域	都市計画区域のうち用途地域が定められていない地域。
親水化	河川などの水辺空間を、水や自然と触れ合える空間として位置付けること。
シンボル景観	その地域にある象徴的な建築物や樹木などを最大限に活かした景観。
シンボル性	象徴的であるさまを言う。
水源かん養	降雨を地表や地中に一時的に蓄えるとともに、地下に浸透させ、降雨が河川などに直接流入するのを調節し、下流における水資源の保全や洪水の防止、地下水のかん養などを維持・増進する自然の動きのこと。
水源かん養保安林	流域保全上重要な地域にある森林の河川への流量調節機能を安定化し、その他の森林の機能とともに、洪水、濁水を緩和したり、各種用水を確保する。
水質汚濁	公共用水域（河川・湖沼・港湾・沿岸海域など）の水の状態が、主に人為的な活動（工場や事業場などにおける産業活動や、家庭での日常生活ほか人間の活動すべて）によって損なわれること、又は損なわれた状態。
ストック/既存ストック	都市における既存ストックとは、今まで整備されてきた道路、公園、下水道や公共施設、建築物などの都市施設のこと。
スポーツ施設	スポーツをしたり、スポーツ観戦をしたりする場所のことで、本町には、鶴川町民体育館や穂別スポーツセンター、運動公園パークゴルフ場などがある。
生活サービス施設	地域住民が生活をしていく上で必要となる商業施設や医療施設、福祉・保育施設などを指す。

用語	解説
さ	
生活動線	通学・通勤や買物、その他日常的な生活の行動にいて人が行き来する動きを線で表したものの。
生活道路	主として地域住民の日常生活に利用される道路のこと。
生活利便施設	日常生活を行うにあたって必要となる店舗や病院・医院などの施設のこと。
相乗機能	ある要素が他の要素と合わさる事によって単体で得られる以上の結果を上げること。
ゾーン	特徴・利用目的などによって分けした区域や地域などを指す。
ソフト	人材、技術、情報、意識付け、マニュアルの浸透など無形のものに関すること。（⇔ハード）
た	
耐災害性	建築物・構造物を、地震・洪水・強風・積雪など自然力の作用に抵抗して、その機能を保持するということ。
脱炭素化	地球温暖化の大きな要因となっている、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑えようという運動のこと。
地域拠点	都市拠点を補完し、地域の中心的な役割を担う都市的機能が集積する拠点。
地域公共交通計画	地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすもの。
地域交流施設	集会所など地域住民の交流・ふれあいができる施設のこと。
地域資源	地域内に存在する資源であり、地域内の人間活動に利用可能な、または利用されている有形、無形のあらゆる要素のこと。
地域地区	都市計画区域内において、その利用目的によって区分し、建築物などに必要な制限をかけることで、地域または地区の適正かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。
地域防災計画	町民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。
地域防災力	被害の発生を前提とし、拡大防止や抑止を行う社会的能力を指す。
地区計画	都市計画法に基づく制度で、地区の特性に応じたまちづくりを推進するため、住民が主体となって話し合い、考えを出し合いながら、区画道路、公園などの配置や、建築物の用途、高さ、壁面の位置、敷地の規模などを地区のルールとして定める。
治山工事	治山工事とは、森林の維持造成を通じて山地における地震や豪雨などに起因する災害から住民の生命・財産の保全を図る事業のこと。
治水対策	洪水・高潮などの水害から人間の生命・財産・生活を防御するために行う事業のこと。
チャレンジショップ	空き店舗などを活用し、地域に根ざした特色ある店舗を出店すること。
中心市街地	その都市の中心的な役割を担う地域。一般に商店街や行政機関、郵便局などの人々が集まる施設が集積している。
鳥獣保護区	環境大臣または都道府県知事が鳥獣の保護繁殖を図るために必要があると認めるときに設定することができるもので、鳥獣保護区では鳥獣の捕獲は禁止され、鳥獣の繁殖に必要な施設を設置。

用語	解説
た	
長寿命化	施設の一部を補修あるいは部分取り替えなどにより既存ストックを活用し、耐用年数の延伸を図ること。
津波浸水想定区域	最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域・水深のことであり、地域の実情をよく把握している都道府県知事が設定するもの。
デジタルトランスフォーメーション（DX）	デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語で、様々なモノやサービスがデジタル化により便利になり、効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革。
テナントミックス	中心市街地活性化においてひとつの手段で、商業施設での集客効果を最大化するために、業種業態の最適化を行うこと。
デマンド型交通	電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通（バスやタクシー）のこと。
低未利用地	本来、建築物などが建てられ、その土地にふさわしい利用がなされるべき土地のうち、市街地内などに残る空き地や、商店街などで青空駐車場として利用されている土地など、効率的な利用がなされていない土地。
テレワーク	ICT※を活用し、サテライト勤務、モバイル勤務、在宅勤務 など、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方。 ※ICT は「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。
特定用途制限地域	特定用途制限地域は、建築基準法第 49 条の 2 によって地方公共団体が建築物の用途を制限できる制度で、人の集中が予測される施設や騒音または振動などの発生が懸念される施設の制限が可能。
特別用途地区	特別用途地区とは、地方公共団体がその地域の特性に合わせて制限を強化したりまたは緩和したりできる地区のことを指す。
特別緑地保全地区	特別緑地保全地区は、都市緑地法第 12 条に規定されており、都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地などとなるもののいずれかに該当する緑地が、指定の対象となる。
都市基盤	道路、鉄道、河川、公園、学校、その他の公共施設などの都市施設。
都市機能	都市の持つ様々な働きやサービスのことで、商業・業務、住宅、工業などの諸活動によって担われる。
都市拠点	都市の中心的な役割を担い、高次の都市機能が多様に集積する拠点。
都市空間	市民が暮らし、働き、学び、楽しむなど、様々な活動の場となる空間のこと。
都市計画区域	『一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域』として都道府県が指定する区域。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マス）	都市計画法第6条の2に基づき策定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針。一般的に「都市計画区域マスタープラン（区域マス）」という。
都市計画公園	都市計画法や都市公園法などで位置付けられている公園や緑地。国が設置する国営公園などや地方自治体が設置する児童公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・広域公園などがある。

用語	解説
た	
都市計画審議会	都市計画に関する事項を調査審議するため設置された附属機関の総称。
都市計画提案制度	自主的なまちづくりの推進や地域の活性化を図るため、土地所有者やNPO 法人などが一定規模以上の一団の土地について、土地所有者などの 3 分の 2 以上の同意などの一定の条件を満たした場合に、都市計画法第 21 条の 2 に基づき、都市計画の決定や変更を提案することができる制度。また、都市再生特別措置法に基づいた都市計画提案を行うこともできる。
都市計画道路/都市計画街路	都市計画区域内で主要な道路として位置付けられている道路のこと。自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路がある。
都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備などを目的として、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業など、都市計画に関し必要な事項を定めたもの。
都市計画マスタープラン	平成 4 年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第 18 条の 2）。市町村が定める。
都市景観	都市に存在する建物・道路・公園・緑地などの他に、都市を取り巻く田園・河川・海岸・山林などの自然的環境も含む、都市を構成するさまざまな要素が織り成す風景、景色、眺め。
都市構造	主要な交通網や商業・工業・居住・レクリエーション・自然的環境などの配置などのまちの骨格のこと。
都市施設	都市の骨格を形成し、円滑な都市活動の確保と良好な都市環境を保全するために必要な、都市計画法で定められた諸施設。道路・公園・下水道・河川・廃棄物処理施設・教育文化施設・病院など。
都市的土地利用	住宅・商業施設・工場・事務用地や道路など、人工的な諸施設が整備された土地利用の状況。
都市の中核機能	都市の中核機能とは、行政機能、ビジネス機能、情報機能、金融機能、物流機能などのこと。
都市緑地法	都市緑地法は、都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定され、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度などが定められている。
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に、住民などの生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を整備すべき土地の区域のこと。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊などが発生した場合に建築物に損壊が生じ住民などの生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められ、開発行為の制限や建築物の構造の規制をすべきとして指定される土地の区域。
土砂流出防備保安林	下流に重要な保全対象がある地域で土砂流出の著しい地域や崩壊、流出のおそれがある区域において、林木及び地表植生その他の地被物の直接間接的作用によって、林地の表面侵食及び崩壊による土砂の流出を防止する。
土地区画整理事業	道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
土地利用規制	土地所有者の利用の自由に対する制限のこと。
土地利用区分	道路、水面・河川・水路、宅地、農用地、森林、原野及びその他として区分すること。

用語	解説
た	
徒歩圏	一般的に徒歩 10 分程度までが徒歩圏と捉えており、不動産の表示に関する公正競争規約施行規則では 1 分 80m と規定しており、本計画では 800m として設定。
な	
ニーズ	町民が望み、必要なものをいう。
農用地区域	農業振興地域内の土地で、農業上の利用を図るべき土地の区域。農業振興地域の指定を受けた市町村が作成する農業振興地域整備基本計画で定められる。
は	
ハード	施設や設備、機器、道具といった形ある要素のこと。（⇔ソフト）
ハザード	地震、台風などは災害を引き起こす原因となる自然現象のこと。
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものである。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。ハザードマップを利用することにより、災害発生時に住民などは迅速・的確に避難を行うことができ、また二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減にあたり非常に有効である。
バリアフリー	多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすことで、安全で快適な自立した社会生活を営むことのできるまちの早期実現をめざし、平成 12 年に交通バリアフリー法が制定されたほか、平成 18 年に交通を対象とする交通バリアフリー法と建物を対象とするハートビル法が一体となるバリアフリー新法が施行されている。
干潟	河川が運んだ土砂が湾奥や河口付近の海底に堆積し、干潮の際に海面上へ姿を現したもの。
ビジョン	将来の見通し。計画の構想や未来像のことを指す。
福祉施設	老人ホーム・保育所・児童相談所・障害者支援施設など、社会福祉施設のこと。
復興計画	国の防災基本計画では、大規模な災害によって地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、市町村などが復興計画を作成することとしており、本町では、平成 30 年 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震による被害を受け、令和元年 7 月に策定。
不燃化	燃えない、または燃えにくいように処理をほどこすこと。
文化施設	図書館や博物館、学習交流センターなどの町民が集い・学び・活動する施設のこと。
文化的景観	その地域の自然と人々の暮らしが交じり合うことでつくり上げられた景観で、文化財保護法では、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義されている。
平準化	数値にバラつきが多いものをある一定の基準に近づける、平均値に近づけるということ。
防音壁・防音性	騒音を発生する施設から周辺の土地を守るために設置される壁のこと。
防災インフラ	地震、津波、台風、竜巻、噴火などの自然災害、戦争やテロ、放射能漏れなどの人的災害、または新型コロナウイルスや新型インフルエンザなどの感染症流行など、大規模災害発生の緊急時に必要となる社会基盤のこと。

用語	解説
は	
防災拠点	大規模な災害が発生したときに、救援・救護などの活動の拠点となる施設や場所のこと。
防災・減災	「防災」は、災害の発生機構を明らかにし、人命及び財産の安全を図ることを目的として対策を行うことの総称。「減災」は、災害による被害を出来るだけ小さくする取組のこと。
防災ネットワーク化	地域の防災活動における社会組織間の連携。
防風保安林	林冠をもって障壁を形成して風に抵抗してそのエネルギーを減殺・攪乱することにより風速を緩和して風害を防止する。
保健・医療施設	病院や診療所など町民への医療サービスを提供するほか、保育子育て施設を含め町民の健康づくりの拠点となる施設のこと。
保健休養	森林浴やハイキングなどの森林レクリエーションをすることによって、安らぎを得たり、心身の緊張をほぐしたりすること。
歩行者動線	歩行者が移動する経路のこと。
ボランティア活動・組織	ボランティア活動とは、自発的に、他者や社会のために、金銭的な利益を第一に求めない活動のこと。また、誰もが暮らしやすい豊かな社会をめざして、さまざまな人や団体とつながり、ネットワークをつくりながら、社会の課題の解決に取り組む活動のこと。ボランティア活動を行う形態は、個人からグループ・組織まで様々な形態が存在。
ポンプ施設	下水などをポンプ揚水する目的のポンプ、配管、弁、補機類、制御設備などを含む施設。
ま	
まちづくり協定	地区計画や景観重点地区で定めているルールを補完することを目的に、地区住民など(地区内に居住するもの、事業を営む者、土地又は建築物を所有若しくは占有する者)が地区のまちなみや住環境の保全、向上のために守るべき事項を定め、自ら運営する制度。
まちづくり計画（総合計画）	長期的な展望の下で総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための行政施策の指針となるもので、地方自治法第2条の第4項に、市町村が議会の議決を経て「基本構想」を定め、これに即して、行政運営を行うべき旨が規定されている。本町では令和12年（2030年）までの10年間を目標年次と定めた総合計画（第2次まちづくり計画）が策定されている。
まちなか居住	まちの中心部などで居住すること。人々が暮らし、働き、遊ぶために必要な諸施設が集積するまちなかに居住することにより、生活・交通などの利便性を享受できるとともに、日常の中で働く場所や買い物をする場所などが近くなることで、自動車利用が減り、交通渋滞の緩和や環境負荷の軽減などにも寄与する。 また、まちなか居住を進めることで、まちなか人口の増加、コミュニティの再生、中心市街地の活性化などが図られるとともに、まちなかの土地を宅地などとして有効に利用することができ、集約的な市街地の形成にもつながる。
まちなか再生	老朽化した建物の建替えを促進し、耐震性、防火性を向上させ、また、空地を生み出すことで、災害時の避難・活動空間を確保し、まちの防災力向上を図ること。また、防災力の向上のみでなく、賑わいの創出や景観向上などを応援することで、まちなかの魅力向上を図ること。
緑のネットワーク	緑のネットワークは、緑の連続した空間や拠点などからなる骨格軸のことで、それらを基盤とした面的な広がりを形成することにより、緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮させる。

用語	解説
ま	
面的整備	まとまった相当規模の区域で、道路・公園・下水道などの施設整備を、宅地開発と一体的に行うこと。土地区画整理事業などが含まれる。
モータリゼーション	自家用車をはじめ自動車の普及に伴い発達した「自動車社会」のこと。
や	
遊水地・調整池	洪水の最大流量を減少させるため、洪水を一時的に貯めて調節し、洪水が終わった後にゆっくり流す施設を遊水地または調節池と呼ぶ。川に隣接した低地で、洪水を流入させ湛水するような土地を遊水地、遊水地の池底より掘り下げたものを調節池という。
優良農用地	おおむね、20ha 以上のまとまった農地で、農業生産性が高く、各種農業基盤整備への投資が行われており、今後も長期にわたり農業生産を行うべき農地を指す。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすいように配慮した環境、建物、製品などのデザインをしていこうという考え方。
予防保全的管理	定期点検などでの確に施設の状態を把握し、計画的に補修や補強を行うことで寿命を延ばし、ライフサイクルコストの低減と更新事業費の平準化を図ること。
用途地域	都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域。
ら	
ライフスタイル	生活様式。衣食住などの日常の暮らしから、娯楽、職業・居住地の選択、社会とのかかわり方まで含む、広い意味での生き方。
ライフライン	水道、下水道、電気、ガス、電話など人々の日常生活を維持するために不可欠な供給システム。
リスク	自然現象や人間の行為が、人間の生命や財産、生存環境などに損害を与える恐れがあること。
立地適正化計画	都市再生を図るために、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通などの様々な都市機能の立地を誘導するべく作成されるマスタープラン。
緑地協定/緑化協定	市街地の良好な環境を確保するために、都市計画区域内のある程度まとまった土地の所有者や借地権者などが話し合い、基本的には全員の合意で取り決める、住民自身による自主的な緑地の保全や緑化に関する協定のこと。
緑地空間	本計画においては、樹林地、農地、水辺地やこれらに類する土地が単独で若しくは一体となって良好な自然環境を構成しているもの。都市公園、街路樹、公共施設や民有地の植栽地を総称している。
緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画	都市緑地法第 4 条に基づき、緑の現状や緑に対するニーズを踏まえて「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」を示し、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施するために策定。
歴史的景観	歴史的環境の織り成す風景、景色、眺め。
レクリエーション（日常圈的・週末圈的なレクリエーション活動）	人間の生活時間の過ごし方の一つで、仕事や勉強などの疲れを娯楽・休養などにより精神的・肉体的に癒すこと、もしくはそのために行う活動（類義語として、レジャーや遊び、観光、行楽など）。日常圏は、その住民が日常生活を営んでいる地域で、週末圏は週末・休日にドライブなどで遠出する地域。

用語	解説
英数字	
6次産業化	6次産業化とは、1次・2次・3次それぞれの産業を融合することにより、新しい産業を形成しようとする取り組みのことで、「1」×「2」×「3」を掛け合わせた数字「6」からきている。
NPO	民間非営利法人組織（Non-profit-Organization）の略。利益を上げることがを目的とせず、行政や民間企業ではカバーできない社会的な問題の解決に向けて活動する民間団体のこと。
OODA ループ	アメリカ空軍によって提唱された意思決定理論。Observe（観察）⇒Orient（情勢判断⇒Decide（意思決定）⇒Act（行動）の4段階のアプローチで意思決定し、取り組みを推進する。内部の「計画」からではなく、外部の「観察」から始まるのがPDCAとは大きく異なり、刻々と変化する社会情勢に柔軟に対応できる強みがある。
PDCA	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（点検・評価）⇒Action（見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
SDGs（持続可能な開発目標）	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会の共通目標。「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」で構成されている。



むかわ町都市計画マスタープラン

発 行 むかわ町
 〒054-8660
 北海道勇払郡むかわ町美幸 2 丁目 88 番地
 TEL 0145-42-2411(代表)
 FAX 0145-42-2711
 <http://www.town.mukawa.lg.jp/>

編 集 むかわ町役場 総務企画課

